

はじめに

香川県には、瀬戸内という豊かな自然環境や風土に育まれた数多くの文化財が残されています。これらの先人たちから受け継いだ貴重な文化財は、「せとうち・香川」ならではの歴史と文化を理解する上で欠くことのできない地域の宝であり、地域に暮らす人々の心の拠りどころでもあります。

一方、少子高齢化等の社会情勢の変化によって、文化財の将来への継承が危ぶまれています。地域社会の衰退や多発する災害等で失われてしまう危険性も高まっています。こうした中で、平成30年に文化財保護法が改正され、地域社会全体で文化財を守り、伝えていくための理念が示されました。本県においても、かけがえのない宝である文化財を適切に保存し、その活用を図りながら次世代へと継承していくために、この度、「香川県文化財保存活用大綱」を策定しました。

本大綱では、「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探求とそれを生かしたまちの魅力向上」を基本目標とし、文化財の保存・活用に関する基本方針や、これを実現していくために講ずる措置、市町への支援の方針、防災・災害発生時の対応等を取りまとめました。本県における文化財の保存と活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組みを進めていく上での基盤としてまいります。

県としましても、本大綱のもと、市町、文化財所有者、民間団体などの関係者、県民の皆様とともに、文化財を将来に伝え、文化財とともにあるまちづくりを推進してまいります。

結びに、本大綱策定に係る検討を進める上で御尽力いただいた文化庁及び香川県文化財保存活用大綱策定協議会の委員の皆様、様々な御意見や御協力をいただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。

香川県教育委員会
教育長 工代 祐司

目 次

序 章 文化財の保存と活用のこれから	1
第1節 文化財保護法のこれまでとこれから	1
第2節 香川県の文化財を取り巻く環境	2
第3節 本大綱の位置づけ	4
第1章 香川県の歴史文化	7
第1節 歴史文化の特徴	7
第2節 香川県の指定文化財の特徴	22
第2章 文化財を取り巻く現状と課題	27
第1節 文化財を取り巻く現状	27
第2節 文化財の保存と活用における課題	40
第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	49
第1節 文化財の保存と活用に関する基本的な方針	49
第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	57
基本方針Ⅰ グローカルな視点での歴史文化の探求と発信の推進	57
基本方針Ⅱ 地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進	60
基本方針Ⅲ 地域の宝を核とした地域づくりの推進	68
第5章 域内の市町への支援の方針	71
第1節 支援の方針と体制について	71
第2節 県と市町との連携について	71
第6章 防災・災害発生時の対応	73
第1節 災害に向けた平時の取組み	73
第2節 災害発生後の文化財等救援体制	75
第7章 文化財の保存・活用の推進体制	77
第1節 文化財の保存・活用の推進のための体制	77
第2節 推進体制の整備に向けた人材育成	77
参考資料	
1 香川県文化財保存活用大綱策定までの経緯	85
2 香川県内指定文化財件数一覧	86
3 指定文化財（国・県）・登録文化財一覧	88
4 指定文化財の分布図	101
5 香川県で選定・認定を受けた文化財等の名称及び概要	103
6 香川県等刊行の主要な調査報告書一覧	107

序章 文化財の保存と活用のこれから

第1節 文化財保護法のこれまでとこれから

昭和25年に制定された文化財保護法によって、国宝保存法（昭和4年）と史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年）、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年）を統合し、文化財を新たに定義し、保存と活用を図り、国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することが目指される。それ以後、昭和29年、43年、50年、平成8年、11年、16年の6回の改正で、「保護対象の拡大」、「保護手法の多様化」、「地方公共団体の役割強化」が図られてきた（表4：29-30頁）。

特に、昭和40年頃から国土開発に伴う急激な自然・社会環境の変化を契機として、自然環境や景観、町並み、遺跡群等の保全に向けた取組みが始まる。さらに、平成になると、文化財の種別を超えた、総合的・一体的な保護の施策の重要性が指摘され*、平成19年の「歴史文化基本構想」**の提唱によって、地域内の文化財を総合的に調査した上で、関連文化財群や歴史文化保存活用区域を設定し、文化財をまとまりとして保存と活用する取組みが促進されることになる。

また、平成11年の地方分権一括法以降、「地域」というキーワードで、文化財のみならず、景観、環境、文化芸術、観光等の各分野で施策が展開されてきた。特に、文化芸術の推進においても、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業そのほかの分野における施策との有機的な連携がなされている***。

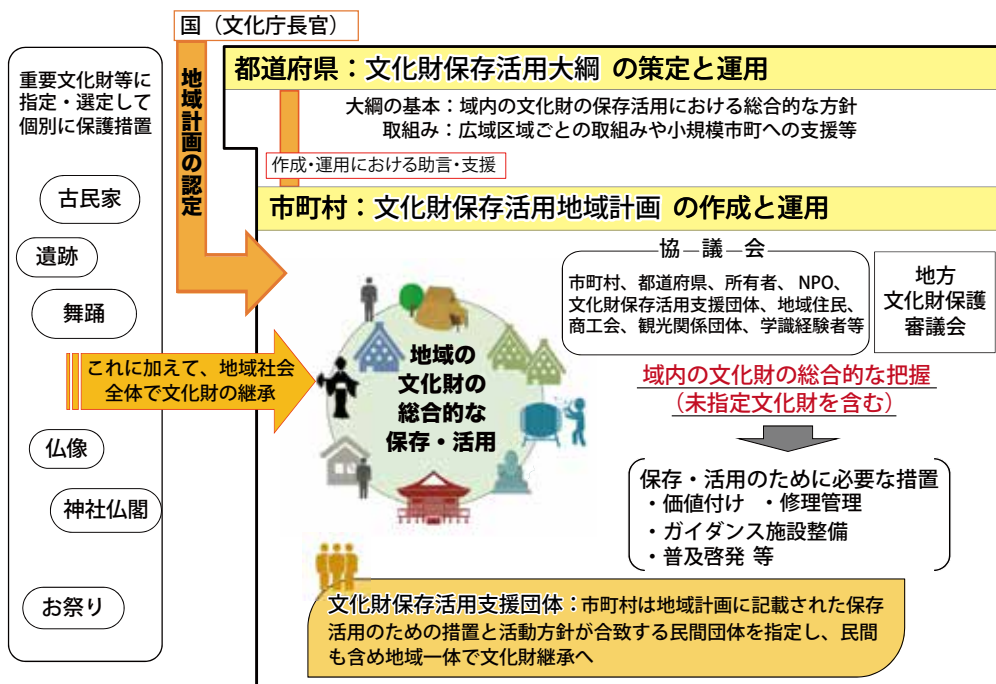


図1 平成30年の文化財保護法改正（文化庁HPより転載し、一部改変）

* 平成6年「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の報告

** 『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』

*** 文化芸術基本法（平成29年）

しかしそのような中、急速な少子高齢化・過疎化によって、地域社会の衰退が懸念されており、豊かな伝統や文化の消滅の危機、さらには、その担い手の不在による文化財の散逸、消滅の危機に瀕している。こうした中、文化財の適切な保存と継承、更にはそれを育ててきた地域の持続可能な形で維持していくため、社会全体で支えていく「地域総がかり」の体制を構築することが目指され^{*}、平成30年に文化財保護法及び地域教育行政及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立した。これによって、市町が作成することができる文化財保存活用地域計画等（以下、地域計画と呼ぶ）が法定計画化され、地域に所在する有形・無形の多種多様な文化財を総合的に把握し、その地域固有の資源を核とした地域づくりを計画していくことで、文化財の保存と活用による豊かな地域社会の維持・発展が目指されている。

第2節 香川県の文化財を取り巻く環境

1 都道府県の役割

こうした社会変化に対応する地方行政のあり方について、総務省が設置している自治体戦略2040構想研究会の報告^{**}によれば、2040年には、平成の合併時の将来人口推計から大きく下振れし、想定していなかった急激な人口減少が起こり、生産年齢人口の急減により、極小化した市町村では役場の維持のために必要な労働力の確保が困難になると指摘されている。

そうした中で、今後の地方行政は、都道府県・市町村の二重制・二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築を進めていくことが求められるとされる。具体的には、県が市町村の事務を受託する取り組みや県と市の職員が働く場を共有して地域の課題解決に取り組む事例など、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きが顕著になってきていることが紹介されている。都道府県は区域内に責任を有する広域自治体として、都道府県の根幹的な役割の一つである広域調整機能、補完機能を発揮し、核となる都市のない地域の市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要であるとされ、都道府県・市町村の垣根を越えた取り組みが、今後求められるようになってくることが想定されている。本県においても香川県広域水道企業団では先進的取り組みが始まっており、県が文化財の保存や活用についても市町や文化財を取り巻く環境に応じて補完的な支援や取り組みを検討していくことが必要である。

2 総合計画等における文化財の位置づけ

次に、県の総合計画等の計画の中で、文化財がどう位置づけられているかを整理しておく。なお、これらの計画の多くは5年ごとに見直し、新たに策定されるが、ここでは現在（令和2年度）策定されている計画に基づいて整理する。

1) 新・せとうち田園都市創造計画（平成28～令和2年）

当計画は「せとうち田園都市の新たな創造」の実現に向けて、人口減少・活力向上対策の総合的な推進や地域経済の活性化を図るとともに、県民生活を豊かにするための施策などに取り組みつつ、地域資源を生かした魅力ある瀬戸内香川の生活圏域づくりを進め、人口の社会増を目指している。そのため、「笑顔で暮らせる香川」を基本方針の一つに掲げ、文化芸術による地域づくりを推進することとし、文化財の保存・整備・継承、文化財を活用した地域の活性化に取り組むこととしている。

* 平成29年の文化審議会による答申「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（第一次答申）

** 「第二次報告～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」

また、本計画の72施策とSDGs「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals*）」の17のゴールとの関連性も整理されている。

2) 香川県教育基本計画（平成28～令和2年）

当計画では、学校、家庭、地域が一体となり、ふるさと香川に対する理解を深め、郷土を愛し、大切にし、継承発展させようとする意欲や姿勢を培い、ふるさとの誇りを持つ、心豊かでたくましい子どもの育成を目指している。また、県立文化施設などでの参加型体験学習を通じて、ふるさと学習の推進を目指している。

3) 香川県文化芸術振興計画（平成30～令和4年度）

文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例**（平成19年条例第68号）を制定し、「香川県文化芸術振興計画」（以下、文化芸術振興計画という。）を策定している。この文化芸術振興計画では、「Ⅰ文化芸術を担う人材の育成」、「Ⅱ文化芸術を育む環境の整備」、「Ⅲ文化芸術による地域づくり」の3つの柱に基づき、下記の項目において文化財に関わる計画を定め、有形・無形の文化財をはじめとする文化資源の充実を図るとともに、地域の魅力向上につなげていくために積極的に活用していくことを定めている。

「Ⅱ文化芸術を育む環境の整備」	
県立ミュージアム等の機能強化と活用	
「Ⅲ文化芸術による地域づくり」	
（3）「文化資源の充実と地域づくりへの積極的な活用」	
①文化財や文化遺産の整備保存と積極的な活用	⑥香川漆芸のブランド化の推進
②文化財の防災や被災修復の専門家養成	⑦四国遍路の世界遺産登録の実現
③美術品や歴史資料の収集保全と積極的な活用	⑧日本遺産認定の支援と認定資産の活用
④祭りや民俗芸能の継承と活用	⑨生活文化の普及等
⑤香川漆芸の技法の継承	⑩ボランティアの育成・協働

4) 香川県地域防災計画（令和2年）

香川県地域防災計画、香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画、南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針等が策定され、各市町においても地域防災計画が策定され、文化財の保護における大枠の対応を定めている。また、近年では「国土強靱化計画」に文化財の防災が記載されるなど、文化財における防災対策が図られている。

5) このほかの関係計画

■かがわ人口ビジョン（令和42年まで）及び第2期かがわ創生総合戦略（令和2～6年度）

かがわ人口ビジョンでは、転入による人口の社会増に向けた取組みと、自然減抑制のための取組みを実施することで、人口構造が安定し、次世紀には人口増加社会を展望することができるよう、令和42（2060）年に約77万人の人口を維持することを目指している。かがわ人口ビジョンに示す目指すべき本県の人口の将来の姿を踏まえ、人口減少問題の克服と地域活力の向上に向けた今後の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示す第2期かがわ創生総合戦略では、文化財や文化遺産を地域資源として位置づけ、有効に活用するとともに、その魅力を積極的に発信することとしている。

* 2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

**「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、書道、演劇、舞踊、写真、映像その他の芸術、茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化並びに有形及び無形の文化財、伝統工芸、民俗芸能その他の伝統文化をいう。」としている。

■美しい香川づくり 香川県景観形成指針（平成 19 年策定）**■瀬戸内海景観ガイドライン（平成 22 年策定）**

この2つの指針は、景観法に基づき景観形成を進めていく上での指針を示し、景観行政の主体となる市町の取組みへの支援などを定める。自然景観や歴史的景観、文化的景観の事例を紹介し、美しい景観を県民共有の資産として保全するなど香川らしい景観づくりを目指している。

■香川県環境基本計画（平成 28 ～令和 2 年）

「香川県環境基本条例」に基づき、本県の豊かな自然と風土に育まれてきた地域独自の伝統文化や歴史的・文化的資源として景観、自然環境、文化財の保存と活用が位置づけられている。

■香川県みどりの基本計画（平成 28 ～令和 2 年）

本県の自然や歴史、文化を特徴づける文化財である天然記念物を適切に保護するため、定期的な巡視活動による保護に努めるとともに、樹木については、必要に応じて樹勢回復等を実施している。

■香川県離島振興計画（平成 25 年策定）

本県の課題の一つでもある島嶼部の人口減少や高齢化への対策の中で、有形・無形の文化財の調査、保存への取組みが島の魅力向上につながるものとして位置づけられている。

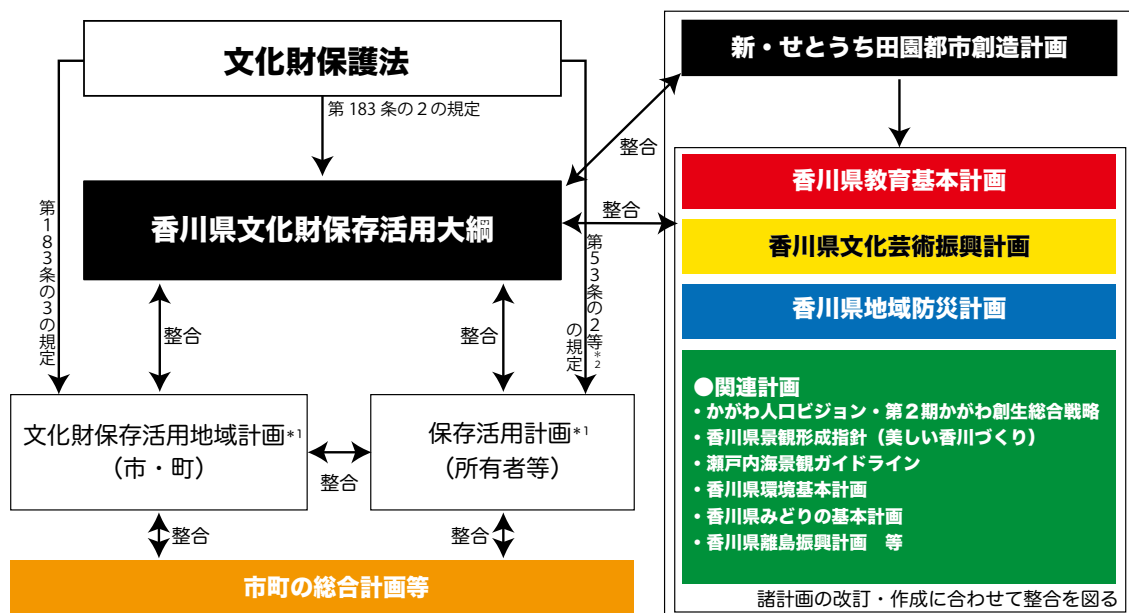
第3節 本大綱の位置づけ

各計画において文化財は地域を構成する固有の資産であり、文化芸術の一つの要素として地域の魅力づくり、活性化に寄与するものとして位置づけられている。同時に、日本列島の歴史や文化を体現する存在でもあり、これらの保存と活用を通じて、日本の歴史を伝え、地域づくりや活性化へと繋げていくための方針を定めていく必要がある。

今後の更なる人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域の多様性や活力が衰退していく中、私たちは、これまで先人たちが、築き、守り伝えてきた、地域の風土、景観、歴史、有形・無形の文化財から「せとうち・香川」らしさについて改めて考え、地域の人々と一体となって保存や活用に真摯に取り組んでいくことで、地域固有の文化財や文化遺産（49 頁参照）を未来の人々へと継承し、多様で豊かな地域社会の維持・発展へと繋げていかなければならない。一方で、文化財の保存や活用を図っていく取組みは時間を要するものでもあり、先んじて問題を予想し、持続可能な形で保存し、継承していくことが重要である。それゆえ、まちづくりも含めた総合的な視点から、それぞれの地域に即した文化財の保存と活用のあり方を考え、地域総がかりで取り組んでいくことが求められている。

本大綱は、文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県が広域的かつ専門的観点から、これまでの取組みを発展的に継承し、文化財の保存と活用を持続可能な形で進めていくために必要な基本的な方針を定めるものである。そのため、今後、各市町が作成することができる「文化財保存活用地域計画」や文化財の所有者等が作成する「保存活用計画」は本大綱で示す方向性と整合性が取れた内容であることが求められる。本県の総合計画や教育基本計画、文化芸術振興計画においても文化財の保存と活用は重要な役割を担っており、地域社会の今後の動向は文化財に及ぼす影響も大きく、社会情勢の変化を勘案しながら、これらの更新に合わせて、本大綱の内容を反映してい

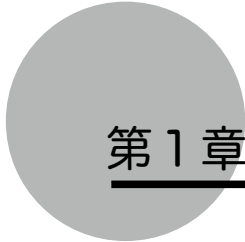
くとともに、大綱の見直しを適宜図っていく。



*1：作成、運用に当たっては県による助言・支援等を行う。

*2：重要文化財は第53条の2、登録有形文化財は第67条の2、重要無形文化財は第76条の2、重要有形民俗文化財は第85条の2、重要無形民俗文化財は第89条の2、登録有形民俗文化財は第90条の2、史跡名勝天然記念物は第129条の2、登録記念物は第133条の2の規定に基づき作成する。

図2 大綱の位置づけ



第1章 香川県の歴史文化

第1節 歴史文化の特徴

本県の歴史文化は、瀬戸内という地域の中で育まれてきた。

瀬戸内海はある時は外界と距離を保ち、ある時は様々な恵みをもたらす存在であった。瀬戸内海へと半島状に突き出し、多くの島々が展開する本県の地勢は、複雑で多様な自然環境を生み出している。同時に、列島における交通体系の中で歴史上、重要な役割を果たし、全国一小さな県であるが、香川県という地域の尺度のみでは計ることのできない、歴史が刻まれてきた。近代以降、西欧をはじめとした世界からの注目を集める場ともなり、内海世界で育まれた本県の歴史や文化は地域を越えた価値を有している。以下、瀬戸内という視点で本県の主な特徴を整理する。なお、瀬戸内の中で歴史や文化を育んできた香川県を象徴的に示すフレーズとして本大綱では「せとうち・香川」を使用する。

1 自然的環境

1) 地勢等

本県は、美しい自然と温暖な気候に恵まれ、その景観や風土は、古くは『万葉集』で柿本人麻呂によっ

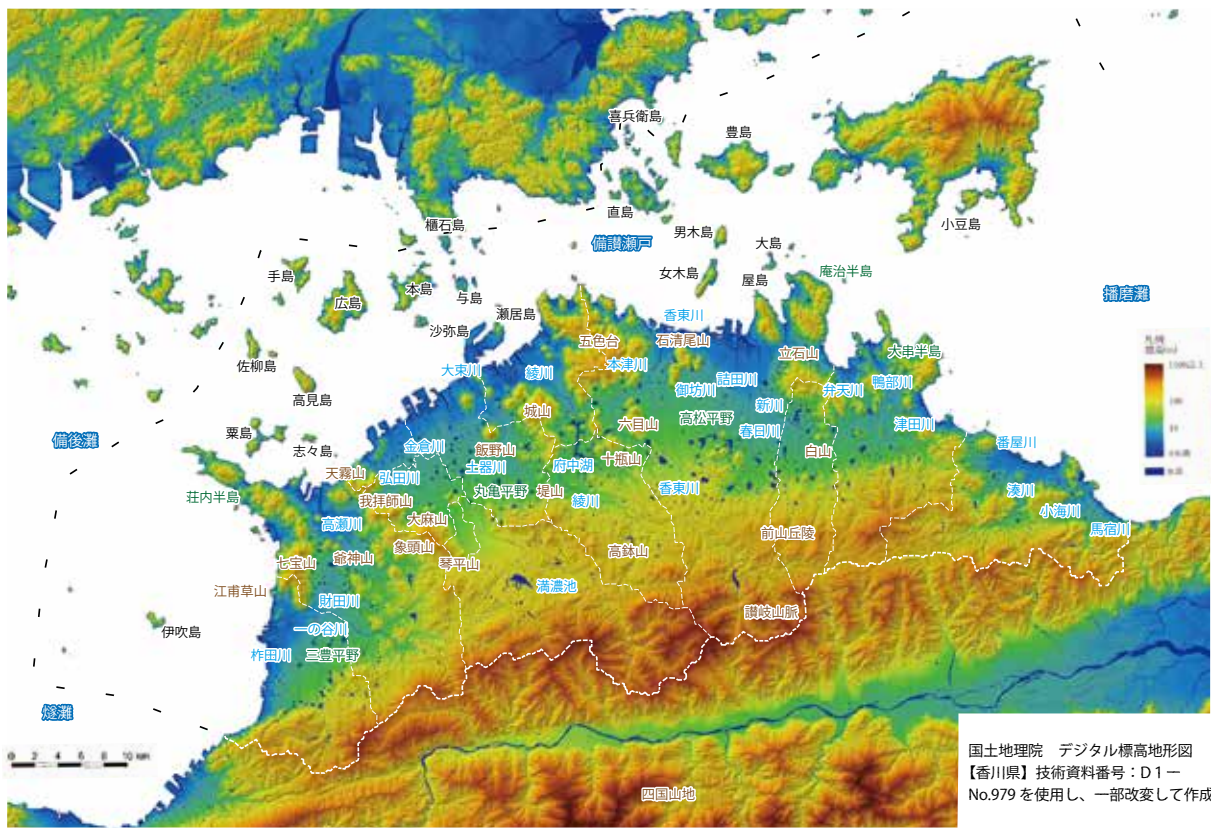


図3 香川県の地勢

て「玉藻よし讃岐の国は 国がらか見れども飽かぬ」とうたわれている。

日本列島の四国島の北東部に位置し、半月形の半島が瀬戸内海に突き出している。島嶼部や荘内半島等の山塊が海側に立地する箇所では、海岸から狭い平坦地（居住空間）を経て丘陵・山塊へと遷移する瀬戸内に特徴的な地形が展開する。讃岐平野は、海岸線から讃岐山脈までの平坦地が比較的広く、海と陸が連なるような独特の景観を形成している。南には阿讃山脈が連なり、中小の幾多の河川によって形成された讃岐平野が広がる。平野部には、飯野山に代表される円錐形の山と屋島、五色台や象頭山のようなテーブル型の山々が島状に点在し、平野部を緩やかに分断し、地理的なまとまりを形成している。往来は容易であるが、逆にこの地理的なまとまりが生活文化や方言などに緩やかな地域性を与えている。平野部には多数のため池が分布し、条里地割とともに讃岐平野独特の景観を形成している。

本県の海域は瀬戸内海の中でも、塩飽諸島などの島々が集中する備讃瀬戸を中心に、播磨灘、備後灘の一部の範囲で、海岸線の延長は約724kmに及ぶ。小豆島をはじめ大小110余の島々が点在し、多島美を創出し、備讃瀬戸を中心とした範囲が瀬戸内海国立公園として日本で初めて国立公園に指定されている。普段はおだやかでのどかなイメージが強い瀬戸内海も、海底地形（深浅）と潮汐による潮流の変化が激しく、航路や航程を規定し、様々な歴史文化の形成に寄与してきた。

本県の面積（1,876.73平方km）は、全国の都道府県の中で最も小さく、四国全体の約10%、全国に占める割合は0.5%であるが、土地利用度や人口密度は高く、高松市からは県内全域が一日生活圏となっている。

気候は、四季を通じて温暖少雨で、温和である。その上、河川は流路延長が短く、傾斜が急であるため、水量に乏しく、昔から干ばつと洪水の被害を受けてきた。初夏の海上では霧が発生しやすく、船の往来の激しい備讃瀬戸では注意が必要で、夏は夕方に無風状態が数時間続き、蒸し暑く、瀬戸の夕凧と呼ばれる瀬戸内独特の現象がある。

2) 地形・地質*

本県の地盤を構成する地質は、領家花崗岩類、和泉層群、土庄層群、讃岐層群、三豊層群、段丘堆積物・沖積層に分類できる。領家花崗岩類は本県に最も広く分布する基盤岩で、白砂青松の景観を創出し、和泉層群は砂岩・泥岩の互層によって形成されている。東かがわ市引田の城山東側の断崖は日本で最初に発見された中生代の不整合面である。土庄層群は小豆島や豊島に分布する古第三紀の砂岩・泥岩である。讃岐層群は1300～1600万年前に瀬戸内火山活動時に噴出した溶岩類であり、領家花崗岩類の浸食面上に黒雲母流紋岩質凝灰岩、角礫状讃岐岩質安山岩、讃岐岩質安山岩溶岩、讃岐岩（サヌカイト）溶岩の順に重なっている。三豊層群は段丘堆積物・沖積層に覆われている。段丘堆積物・沖積層は軟弱な砂質土と更新世の扇状地の礫層である。扇状地内には完新世になって旧河道が形成され、砂質土が堆積する。この旧河道や香東川等の河川では水が伏流するため、河川では瀬切れが、平野部では出水（泉）がよく認められる。

これらの地質と地形から、①四国南部の和泉層群からなる讃岐山脈、②讃岐山脈北側から前山丘陵及び平野部の瀬戸内火山岩類をのせた山塊群、③三豊層群及び焼尾峠礫層が形成する低い丘陵地帯、④沖積平野及び低位段丘からなる讃岐平野の4つに区分することができる。

②では丘陵と平野部の境界付近に長尾断層が東西に走る。瀬戸内火山岩類による残丘群はメサと円錐状の小山を形成し、飯野山に代表される讃岐七富士が、讃岐独特の景観を創出している。④は東から高松平野、丸亀平野、三豊平野となり、平野部は三角州、氾濫原からなる沖積低地とその背後の扇状地、丘陵によって構成されている。現景観を特徴づける平野部のため池や出水などは旧河

* 長谷川修一・鶴田聖子 2013『讃岐ジオサイト探訪』香川大学 参照

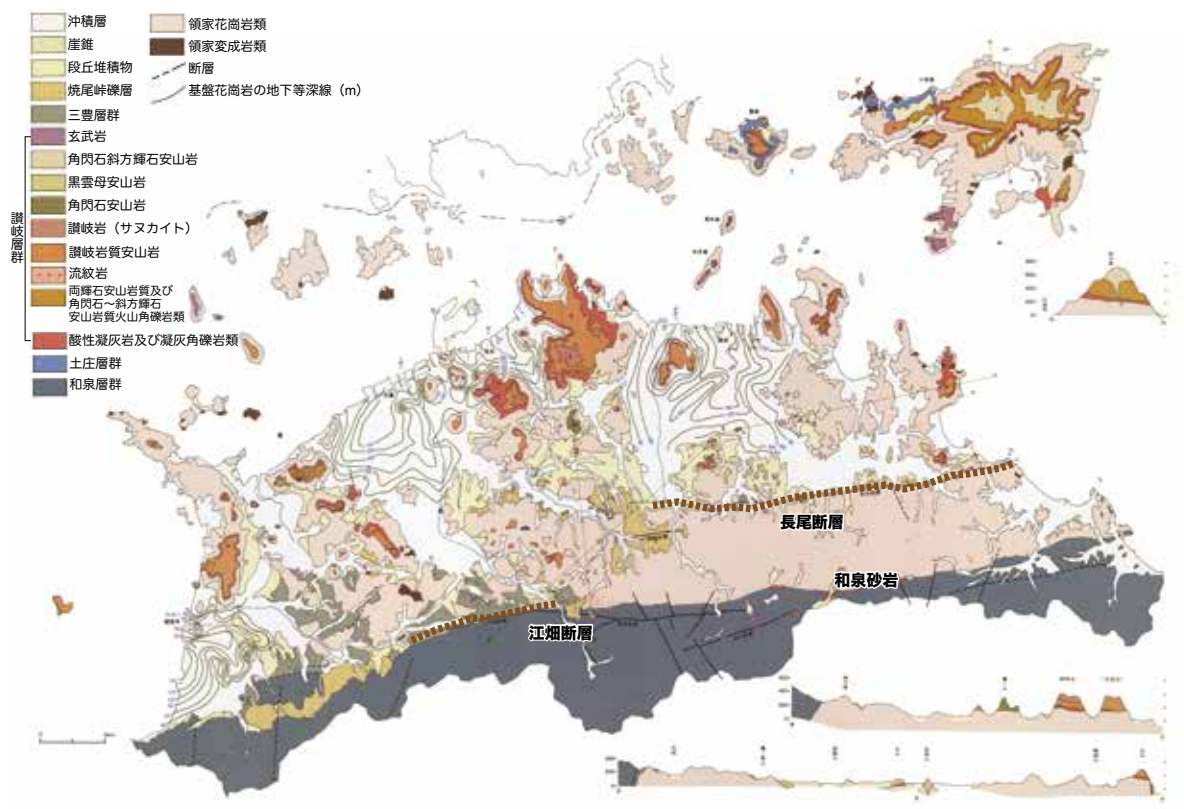


図4 香川県の主な地質(長谷川修一・斉藤 実 1989「讃岐平野の生いたちー第一瀬戸内累層群以降を中心にー」『アーバンクボタ』No.28 に一部加筆)

道の痕跡を示すことが多く、河川の堆積作用によって形成された沖積低地の歴史を物語っている。
 島嶼部は、瀬戸内火山岩類をのせた山や丘陵で、平野部の残丘群と同様なメサや円錐状の小山を呈し、備讃瀬戸の多島美を形成している。海浜部には小規模な谷川によって形成された沖積層が僅かに認められる。

3) 活断層と地震

日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓(徳島県)、石鎚山脈の北麓(愛媛県)を東西に走るため、本県を直接的には通らない。中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されている。

これまで南海地震をはじめとして四国に大きな影響を及ぼした地震としては、表1のようなものがあり、このほかにも、記録にはないが発掘調査によって噴礫等が確認されている。例えば、弥生時代中期の噴砂に土器を添えた事例(高松市松林遺跡)、15世紀末頃の明応7年の地震に相当する地震痕跡が高知県アゾノ遺跡、徳島県宮ノ前遺跡などにある。

表1 四国周辺での主な地震

和暦	西暦	地震名	出典	
天武天皇 13	684	白鳳南海地震	『日本書紀』	
仁和 3	887	仁和地震	『日本三代実録』	
嘉保 3	1096	永長地震	『勘仲記』	
承德 3	1099	康和地震		
康安 元	1361	正平地震	『太平記』	
慶長 10	1605	慶長伏見地震	『言経卿記』	
宝永 4	1707	宝永地震		
嘉永 7	1854	安政南海地震		
昭和	2	1927	北丹後地震	
	21	1946	昭和南海地震	
平成	7	1995	阪神・淡路大震災	
	12	2000	鳥取県西部地震	

2 社会的環境

1) 人口

香川県人口移動調査によれば、本県の人口は平成30(2018)年10月1日現在で、961,900人となっており、平成11年をピークに減少に転じている。自然動態は平成15年から減少、社会動態は平成4年～11年まで転入超過が続いた後、平成12年から転出超過に転じている。平成27年は16年ぶりに転入超過となったが、平成28年から再び転出超過に転じている。本県の2040年の総人口は、都道府県別の将来推計人口(平成30年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所)によると、約81万人と推計されている。

現在の本県は、高松市を中心として道路、鉄道、港湾などの交通の結節機能を有し、四国を統括する国の出先機関や主要企業の支社・支店の設置、さらには地域企業の集積などにより、四国の中枢拠点地域としての役割を担っている。

2) 地域社会の変化

戦後進められてきた瀬戸大橋や四国横断自動車道の開通、高松空港の開港に代表される交通インフラ整備によって、首都圏や京阪神との時間が大幅に短縮され、経済、観光、交通に大きな影響を与え、社会生活における利便性や豊かさをもたらした。一方で、海という存在はこれまで瀬戸内、特に島嶼部の歴史や生活文化や経済活動に様々な影響を及ぼし、特に、島嶼部において顕著である。海路の利用が激減し、歴史上、重要な役割を果たしてきた瀬戸内海の役割は大きく変容した。汐待や風待といった瀬戸内ならではの距離感や時間感覚、さらには海を越えていくこと、越えてくるものへの憧憬観やある種の海への畏敬の念等は忘れ去られつつある。

さらに、平成の大合併によって県内の市町は5市38町から8市9町へと大幅に減少し、行財政の効率化が図られる中で、行政領域の拡大に伴い、島嶼部や山間部への細やかな行政サービスは年々難しくなっている。これまでの生活圈や地域圏とは異なる行政区域の設定がなされる地域もあり、新たな地域意識が形成されはじめている。また、市町間の人口移動*からも、交通、商業施設の面で居住空間として利便性の高い、高松市、丸亀市、三木町、綾川町といった地域への転入が顕著で、県内でも人口の偏りが顕著になりつつある。特に、瀬戸内の島嶼部では人口減少が進み、過疎化が著しく、本県の課題の一つである。

3) 地場産業など

瀬戸内の気候や近世以降の地場産業を中心に、諸産業が発展してきた。農業では、農作物の栽培が半数を占め、その他は酪農や畜産業である。農作物では、野菜の栽培が主体を占め、オリーブ、ブロッコリー、金時にんじん、はだか麦などが全国上位の主要農作物である。水産業では、養殖業が盛んで、ハマチ三兄弟(ひけた鯛、直島ハマチ、オリーブハマチ)がブランド化されている。産業の中では製造業が主体を占める。そのうち、地場産業としては、漆器や団扇のように江戸時代から発展してきたものから戦後急成長した冷凍食品や縫製などの29業種がある。全国シェアで見ると、手袋、団扇、桐下駄、石材、手延べそうめん・うどんが上位を占めている。

近年では、うどん県としてPRを行うなど、讃岐うどんが本県を代表する食文化として認知されるとともに、観光の目的の一つともなっている。近年では、讃岐うどんだけでなく、オリーブ、醤油の本桶の醸造文化、オリーブ、ハマチなどの養殖等、香川ならではの食材や郷土食も改めて見直されつつある。

* 総務省統計局「平成30年住民基本台帳人口移動報告」

4) 水環境

積年の課題であった水不足の解消に向け、吉野川総合開発に伴う昭和49年に香川用水の整備が行われ、生活用水等が確保された。

一方、高度経済成長期以降の都市化・工業化の副産物として、本県では特に水質汚濁が大きな問題となった。多くの河川が中小河川で、規模や水量から自浄作用が低いことに加え、工場や事業地の増加に伴う汚水の河川への排水が大きな原因となった。また、豊島の産業廃棄物の不法投棄等も大きな問題となった。昭和47年度以降、自然環境の調査や保全への取組みが活発化し、環境問題への意識が高まり、瀬戸内海国立公園の保護、自然海浜保全地区の保全等が進められていく。近年では環境省が中心となって瀬戸内海の水環境の保全に向けた総合的な取組みが進められ、本県でもかがわ「里海」づくり協議会を設置するなど先進的な取組みを行っており、水質だけでなく豊かな海を取り戻す「里海」の考え方なども広まりつつある。

5) 瀬戸内への関心

戦後の社会環境の変化の一方で、昭和63年以降の直島町での「直島文化村構想」などの瀬戸内を舞台とした新たな取組みによって、再び瀬戸内海への関心が喚起されることとなる。特に、「海の復権」を標榜する瀬戸内国際芸術祭は、失われつつある瀬戸内海の役割を想起させる「せとうち・香川」ならでの取組みとも言える。さらに平成25年以降、瀬戸内海への関心が高まり、日本へのインバウンドの大幅な増加の一翼を担うなど、世界からの注目を集めている。

近代に入り、西洋人によって瀬戸内海の景色の素晴らしさが発見されたこと*は知られていたが、それからおよそ100年を経て、瀬戸内海は世界から再び注目を集めており、「瀬戸内海の再発見」とでもいべき状況が現在進行形で起こっている。こうした状況は直島、小豆島や男木島でU・J・Iターン等による移住者の増加による人口の社会減の緩和や休校した学校の再開等といった社会的影響を及ぼし始めている。

近年、瀬戸内の戦後建築が注目されている。特に、金子正則が本県の知事を務めた(1950～1974年)県政においては、公共施設等の建築(表2)に当たり、丹下健三に代表されるモダニズム建築が採用され、県庁舎はその代表例である。こうしたグローバル**な文脈の中で、ふるさとの景観や風土を生かした新たな環境の創出が目指される。また、戦後の讃岐民具連の発起人である流政之、ジョージ・ナカシマ、和田邦坊等の活動、本県の商工奨励館での取組み、イサムノグチ、猪熊弦一郎、川島猛等の活動などへの広がりを見せ、本県の特徴として近年、再評価されている。

表2 主な公共施設等の戦後建築

	和暦	西暦	建築物	設計
昭和	33	1958	香川県庁舎	丹下健三
	38	1963	旧香川県図書館	芦原義信
	39	1964	旧香川県立体育館	丹下健三
	40	1965	香川県文化会館	大江宏
	41	1966	百十四銀行本店	日建設計
	48	1973	瀬戸内海歴史民俗資料館	県建築課/ 山本忠司

以上のような、20世紀から現在に至るまでの社会的環境についても、2度の戦争、さらには私たちの暮らしを大きく変え、価値観を激しく揺さぶったモノや出来事の何を後世へと伝えていくのかという視点で検討を行っていくことも必要である。また、新型コロナウイルスのパンデミックにより、新たな生活様式が導入されるなど、今後の社会生活に様々な影響がもたらされることが予想される。

* 西田正憲 1999『瀬戸内海の発見』

** global と local との造語で、世界規模で物事を考え、地域で活動するという意味として用いられる。ここでは、地域に所在しながら、地域にとどまらない価値を有するという意味で用いるものである (Ken Tadashi Oshima 2019『The Architecture and Art of Kagawa in a Glocal Context』『日本建築の自画像 探求者たちのもの語り』香川県立ミュージアム)。瀬戸内海歴史民俗資料館(1973 県建築課/山本忠司)も事例の一つで、1974年度の日本建築学会賞等を受賞し、公共建築百選、DOCOMOMO JAPAN 選定日本におけるモダン・ムーブメントの建築(216件)に選ばれるなど、本県を特徴づける建築の一つである。

3 瀬戸内の風土に育まれた歴史・文化・暮らし（歴史文化の特徴）

中小河川の河口部や内湾となる旧地形に、津、浦などの港湾機能を有する場が自然と生まれ、瀬戸内海への玄関口として、海と陸の結節点となった。河川による堆積作用や、外界との接触の多寡によって、時代を追うごとに形を変え、場所が移ろいながらも、こうした港を中心に本県の歴史文化が蓄積されてきた。また、平野に均等に分布する中小河川を中心に、小規模な地域圏が形成され、陸と海を繋ぐ交通体系が整えられ、港／海岸部を結節点として他地域との海を介した交流・交易が繰り返されてきた。一方で、私たちは無自覚的にこうした地域観・地域関係の中で過ごし、海、里、山という各地域での人々の活動が港を中心とした沿岸部でオーバーラップしていく中で、歴史が刻まれ、瀬戸内ならではの生活文化が創造されてきた。

本県の歴史や生活文化は、山から海までを包摂する瀬戸内という地域の気候、自然環境と人々の関わりによって育まれた風土、さらには、瀬戸内海へと導く中小河川を単位とした地域圏と交通体系の中で育まれてきている。今後、本県の歴史文化の調査・研究や文化財の保存と活用を進めていく上で役立てられるよう、瀬戸内という視点と県内の文化財^{*}をもとに県内の6つの歴史文化（図8：61-62頁）を一つの見方として紹介する。もちろん、県内には「瀬戸内」という視点で捉えきれない多様で豊かな歴史・文化・暮らしがあり、折に触れて述べていくが、今後は新たなテーマを探究していく必要もある。

1) 讃岐国創生

現在の本県の原形としての讃岐国の誕生の過程においては、瀬戸内を介した往来・交流・交易が大きな役割を果たしてきた。さらには政治や社会の中心地であった畿内との距離や瀬戸内海という航海ルートにおける位置づけの中で、重要な役割を担ってきた。

■瀬戸内の往来の始まり

瀬戸内海が陸地であった約2万年前、人々は移動性の高い生活の中で、石器石材としてサヌカイトを利用し始める。瀬戸内海が形成された後、サヌカイトを介した交易、稲作文化の伝播（室本遺跡（県有形）、高地性集落（紫雲出山遺跡（国史跡））の形成と海を介した交易等を通じた人々の往来が活発化し、新たな文化が創出されていく。その一つが、弥生時代の瀬戸内を中心とした平形銅剣（県有形）を用いた青銅器祭祀である。瀬戸内を介した人々の交流の活発化によって、瀬戸内の交流の拠点といえるムラが形成され、他地域の品々もたらされるとともに、他地域へも搬出されるようになる。最たる具体例は旧練兵場遺跡であり、その他に、森広遺跡の九州北部産の巴形銅器、高松市上天神遺跡の徳島県阿南市若杉山辰砂採掘遺跡（国史跡）等から持ち込まれた朱と多量の辰砂付着資料（取手付広片口皿や鉢（県有形））などがある。

■他地域との関係と多様な古墳

古墳時代には、他地域との関係が古墳を介して見え隠れする。石清尾山古墳群（国史跡）、津田古墳群（国史跡）、高松市茶臼山古墳（県史跡）、富田茶臼山古墳（国史跡）、有岡古墳群（国史跡）、大野原古墳群（国・県史跡）等に代表される大和政権との関係性を示す古墳が築かれる。また、中期から後期には、瀬戸内海を通じた人々の広域かつ複雑な関係性が構築されていく中で朝鮮半島との関係や九州地方（阿蘇溶結凝灰岩製石棺）などとの交流や関係性を示す古墳が島嶼部や沿岸部に築かれる。島嶼部でも、小豆島町富丘八幡古墳群（県史跡）、坂出市沙弥島千人塚（県史跡）、喜兵衛島古墳群に代表される多様な古墳文化が形成される。

^{*} 本文中の（国史跡）などの表記は、指定文化財の種別を示すもので、国は国指定、県は県指定を示し、重文や史跡は文化財の種別を示すものである。文化財の種別は22・23頁の文化財の体系図及び参考資料の指定文化財一覧を参照されたい。

■讃岐国創生と瀬戸内

瀬戸内は畿内との距離、瀬戸内海の交通体系の中での位置づけ、政治的、社会的な諸関係が構築され、古代以降にこうした動きが顕著になる。屋嶋城（国史跡）、城山（国史跡）の築城、宗吉瓦窯跡（国史跡）からの藤原宮への瓦の供給、多数の古代寺院の創建に加え、南海道や条里の施工が進み、短い期間で国の社会資本が整備され、讃岐国府跡（国史跡）が設置される。こうした古代国家形成に向けた諸施設の整備が進む中で、情報伝達、税の貢納等の制度化が図られる。このほか、「弘福寺領讃岐国山田郡田図」（重文）に代表されるように、東大寺封戸、西大寺荘園、橘寺封戸、法隆寺荘倉、川原寺（弘福寺）領田などの畿内の主要寺院の封戸や荘園が多数設置されている点も特徴である。

また、天慶3（940）年の藤原純友の乱、元暦2（1185）年の源平合戦屋島の戦いによって2度戦場となるなど、瀬戸内海を舞台として、日本の歴史が繰り広げられていく。特に、平氏が源平合戦屋島の戦い以前に、屋島を拠点に勢力を立て直しを図るなど、瀬戸内、屋島は畿内に近接する重要な場として認識されていたことが伺える。また、保元の乱で敗れた崇徳上皇は直島、松山津雲井御所へ配流され、白峯に葬られる。

また、菅原道真に代表される良吏国司の派遣がなされるほか、『令義解』を編さんし、明法博士となった讃岐永直や『令集解』を編さんした秦公直宗等に代表される官人、空海をはじめとする名僧を多数輩出していく。全国的に見ても数多くの荘園（上記「弘福寺領讃岐国山田郡田図」（重文）等）が設定される点も中央との関係性のあり方を示している。

■島嶼部

小豆島は、古代以降、立地環境などから備前国に包括され、児島郡三宅郷の一部もしくは、小豆郷として把握され、古墳時代以降、瀬戸内海航路における航路上の位置づけや塩生産などの生業の確立などの過程の中で、平安時代末頃に人口も増加していく。

2) 海に開かれたまち・都市

瀬戸内海は交通や物流のルートとして次第に整備され、海運の発達の中で、海に面する港を中心に様々なモノが集積され、様々な歴史や文化を育んできた。

■交通路としての瀬戸内

人々の往来が活発化していく中で、瀬戸内海の航海ルートが次第に整備される。白村江の敗戦後、国土防衛のために古代山城を築かせるなど、当時の備讃瀬戸の交通路としての重要性を物語っている。また、讃岐国府跡（国史跡）は綾川下流域に位置し、その河口には国府津である松山津や南海道と隣接しており、瀬戸内の交通体系を接続する場所が選ばれている。各平野の河川の河口には郡津と呼ばれる港が設けられ、中世の港町の基盤となる。

■中世の港町

中世以降、海運が発達する中で、港町が整備され、様々な物資が集積し、搬出される。「兵庫北関入船納帳」（文安2～3（1445～1446）年）に記載された港には、東から引田、三本松、鶴箸（鶴羽）、志度、庵治、方本、野原、香西、平山、宇多津、多々津（多度津）、丹穂（仁尾）、観音寺、そして島嶼部の塩飽、手嶋、さなき、嶋（小豆島）があり、その後も港としての形態や場所を変えながら、現在まで港湾施設として使用され続けていく。津田島、塩飽島や仁尾浦の守護領における「御料所」や、志度や観音寺、宇多津、野原、仁尾浦などにおける寺社の関与等が示すように、港（船着き場）は当初、自然地形を利用して設けられるが、河川の堆積作用、荘園の年貢輸送から商品輸送への変化、海運の発達等に伴い、海上交通や港津等の管理が徹底されるようになる。

中世以降はこうした港が歴史の舞台の中心となっていく、鎌倉時代には宇多津に守護所が設置さ

れ、その後、三管領の一つとして幕府政治機構の中枢を担った細川氏によって統治される。応仁の乱以後は細川氏が衰退し、備前児島との間の海上交通における重要な場所として、三好氏と毛利氏での争奪の場にもなった。天正13(1585)年に豊臣秀吉の支配下となった後、讃岐の領主として豊臣政権下でも有力家臣であった、仙石秀久、尾藤知宣、生駒親正の拠点となる。海浜部に加え、内陸でも戦国期に天霧城跡(国史跡)に代表される主要な山城が交通の要所に築かれていく。

■近世の城下町

近世には、生駒氏によって新たな政治的拠点が再設定され、幕藩体制の中で確定する。高松城(重文・国史跡)、丸亀城(重文・国史跡)、引田城(国史跡)と城下町が整備され、政治拠点と港町の一体化が完成し、政治と経済の中心地となっていく。城下町の地割りや地名は現在に至るまで都市計画の基盤となっている。藩蔵(米蔵)が中世以降の主要な港に設置され、各港に新たな位置づけが付与されることとなる。

生駒氏改易後、高松藩(12万石)、丸亀藩(5万石)の2藩体制となる。高松松平家は、御三家である水戸徳川家の分家となる家柄、従四位下という高い官位、黒書院溜間詰めという家格に加えて、西国の監視役を命じられていたことから、江戸幕府が瀬戸内海を治める上で、当該地域を重要視していたことがうかがえる。元禄7(1694)年、丸亀藩2代藩主京極高豊の時に丸亀藩から多度津藩が分立し、多度津港に陣屋を整備する。沿岸部には遠見番所等が設けられたほか、幕末には外国船への対応として藤川三溪の上申による屋島長崎鼻砲台等の台場や狼煙場の整備が沿岸部で行われる。

また、近世では、満濃池の修築などの土木工事を行った西嶋八兵衛、エレキテルを製作した平賀

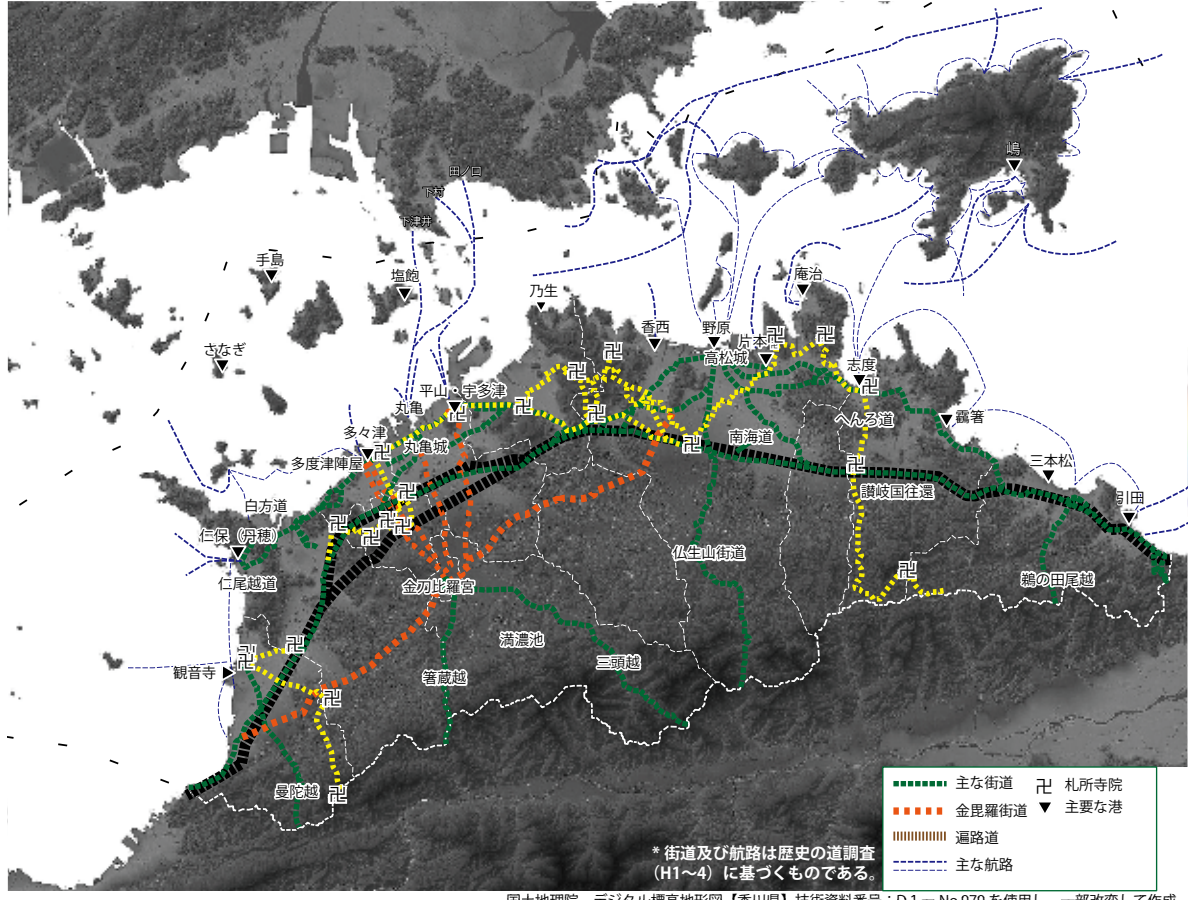


図5 主要街道と航路

源内、自作の測量機器を駆使して藩内の実測を行った久米栄左衛門通賢に代表される多くの人材を輩出した。特に、久米通賢関係資料（重文）はその歴史を伝える貴重な歴史資料である。このほか、医者合田救吾や柏原兼好、木村黙老、後藤芝山、柴野栗山、井上通女、松岡調などに代表される多数の学者や文化人、讃岐漆芸の祖である玉楮象谷などを輩出する。

■海運の発達

瀬戸内の二形船、弁財船は北前船の誕生にも技術的な影響を与えるなど船の発達と、江戸、大坂を中心とした航路（西廻り航路等）の整備が進み、北前船が日本各地を繋ぎ、海運が発達する。こうした船による人やモノの移動が活発化していく中で、高松城下をはじめ海浜部の港湾施設の整備も進んでいく。特に、丸亀や多度津の港は、金毘羅参詣客の上陸地点として江戸後期以降繁盛し、金毘羅参詣の船客、諸国の物産が集まる良港として発展していく。

■塩飽諸島・小豆島等

海賊の存在が平安時代の『小右記』に記載されているが、塩飽は海上輸送ルートを押さえ、高度な航海技術をもとに、時の政権や権力者と結びつきながら、制海権を掌握し、瀬戸内海の交通の要所の一つとして機能していく。戦国期になると、三好氏と毛利氏による宇多津を廻る争いや、織田信長が塩飽に御朱印を与えるなど、さらに瀬戸内の港や交通路の重要性は高まっていく。秀吉も塩飽を御用船方とし、江戸時代には主に御城米の運送を塩飽本島の笠島、泊の両浦が担っていく。米以外に、江戸城修築時には、瓦、材木の運送、島原の乱では馬、武具等を運送したほか、役水主も勤めた。安政7年の咸臨丸の太平洋横断や文久2年のヨーロッパへの留学でも塩飽出身者が関わっている。江戸時代の小豆島でも廻船業が盛んであった。

塩飽諸島の神社には江戸時代の多数の舟絵馬や船模型が奉納されており、粟島伊勢神宮奉納舟絵馬（県有民）や高見八幡宮奉納模型和船（県有民）などがある。幕府奉行の下、「人名」制による自治が行われ、塩飽勤番所跡（国史跡）が設置される。小豆島は、豊臣政権下の蔵入地となり、その後天領となり、その管轄は大坂町奉行や大坂代官、寛保元（1741）年に倉敷代官と変遷し、天保7（1836）年に小豆島の東側一部・豊島が津山藩領となる。

■街道の整備

近世になって、海運の発達に伴い、中世の港町を起点とした往来の道に加え、城下という新たな拠点と主要な場所を結ぶ陸路が整備されていく。古代の南海道を引き継ぐ讃岐往還のほか、高松城下を起点として、志度、長尾、金毘羅、仏生山、丸亀を結ぶ高松藩五街道が整備される。一方、金毘羅参詣の隆盛によって、丸亀、多度津、高松、伊予、土佐、阿波から金毘羅を目指す道は金毘羅五街道と呼ばれた。この他、丸亀藩と多度津藩を結ぶ多度津往還、多度津から仁尾へと向かう白方道、仁尾越道がある。また、海だけでなく、阿波へと抜ける峠の道として曼陀越、箸蔵越、三頭越、鶉の田尾越も同時に整備されていく。

■海運の近代化

瀬戸大橋を提唱した大久保謙之丞らの活動によって、近世以来の主要港を中心に交通インフラの整備がまず進んでいく。特に金毘羅参詣の玄関口であった多度津港を中心に、大久保謙之丞や景山甚右衛門等らによる鉄道の一早い整備が進み、商業の活発化によって多度津が香川県の近代化をリードしていく。明治22（1889）年には景山甚右衛門によって丸亀、多度津、琴平間の名所地を結ぶ讃岐鉄道が開通し、観光旅行のブームとともに客誘致が活発化する。

香川県の行政範囲は変遷をたどり、中野武宮らによる活動によって明治21（1888）年の第3次香川県が成立（現在の香川県の行政範囲に確定）し、高松が県都となり、港湾を中心に整備が進められ、明治43（1910）年には宇高連絡船が就航し、宇野と高松港間で鉄道の連絡船が運航するなど、

高松が四国の玄関として飛躍していく。

船舶の近代化に伴い、西洋型の帆船、蒸気船の操縦の国家試験が開始され、粟島村立粟島航海学校が創設され、戦後、国立粟島海員学校となる。船舶の往来の増大に伴い、航海の安全確保のため、英国人技師のリチャード・H・ブラントンによって鍋島灯台（明治5（1872）年、坂出市）に代表される灯台が明治初期に8箇所建設される。戦後には、近代以前の天然の良港は近代港湾施設へと整備され、海浜部は埋め立てによって塩田が工場用地へと変貌をとげ、内陸側に市街地が発展していく。材料や燃料の搬入、製品の搬出などから直島の精錬所や坂出町の讃岐紡績などの工場が登場し始める。戦後も、海浜部を中心に工業地帯が発達していく。

3) 瀬戸内のなりわい

瀬戸内ならではの自然環境の中で生業や産業を発達させるとともに、そうした人々の営みによって景観が育まれてきた。さらに、近代以降、瀬戸内という景観の価値が見出され、観光の中で新たな展開を生んでいく。

■塩づくり

その歴史は古く、弥生時代の後半から土器製塩が備讃瀬戸東部の島嶼部や沿岸部で開始される。以後、当地域の特産品の一つとなるとともに、喜兵衛島製塩遺跡（国史跡）、沙弥ナカンダ浜遺跡（県史跡）などの備讃瀬戸の島々を中心に拡散し、古代には調として納められていた。鎌倉時代から、揚浜塩田となり、「兵庫北関入船納帳」にも塩が讃岐から運ばれていたことが記されている。17世紀の中頃から遠浅の干潟を干拓して、入浜式塩田が整備されていく。藩によって、塩田開発が進められるなど、塩田経営が拡大していく。小豆島や塩飽諸島のほか、久米栄左衛門通賢が手掛けた坂出塩田、屋島塩田、生島塩田、丸亀塩屋塩田等がある。小豆島の塩は島塩と呼ばれ、赤穂塩、灘塩とともに三塩と重宝された。近代の塩業は気候と技術の点から発展を遂げ、明治24（1891）年には全国3位の塩田面積となる。明治35年の塩専売法による政府の保護のもとでさらに発展する。製塩法は入浜・平釜式、入浜・真空式、流下・真空式へと変遷し、最終は工場生産方式のイオン交換樹脂膜法となる。弥生時代の土器製塩から始まった香川をはじめとした瀬戸内の塩づくりは昭和40年代後半まで、日本の塩づくりを支えてきた。昭和40年代以降、工業製塩が主流になるに伴って、塩田が廃止されるが、塩田跡地は宅地、工場、流通拠点となり、本県の基盤を支え、近年では太陽光発電などの新たな土地利用へと移り変わっていく。

■船づくりと漁業

船は、人々の往来や物資の運搬に欠くことができないもので、船づくりが漁業や廻船業を支えてきた。瀬戸内は造船文化の中心地であり、北前船の成立に関わるなど、その技術や道具を発展させてきた。木造船の技術は、現在では途絶えつつあり、瀬戸内を中心とした瀬戸内海船図及び船大工用具（国重有民）や瀬戸内海及び周辺地域の漁猟用具（国重有民）は漁業を支えた技術や生活文化を伝えるものである。

また、古代より海産物は調として都に納められるなど、特産品であった。特に江戸時代になり、紀州網の入漁に伴う鯛網等の技術の発達や需要の拡大によって、漁業権が設定されるが、隣接する浦同士や他国網との漁場争いが生じることとなり、訴訟にまで至る事例も発生した。近代以降、漁業人口の増加に伴い、内海漁業の不振、船の動力化による遠洋漁業、養殖漁業が始まる。当初はため池での淡水魚（コイ、フナなど）の養殖から始まり、昭和3（1928）年に安戸池（東かがわ市）でかん水養殖（タイやハマチ）が開始される。

■観 光

近世末の『讃岐国名勝図会』、『金毘羅参詣名所図会』などに代表されるガイドブックの刊行などにより、多くの名所地が紹介される。

近代には、明治8（1875）年に高松藩主別荘栗林荘が県立栗林公園（国特名）として一般開放される。また、西洋人により瀬戸内海の風景が賛美され、小西和が『瀬戸内海論』を著すなど、瀬戸内海への注目が集まり、昭和9（1934）年に瀬戸内海国立公園に指定される。寒霞溪に代表される保勝会の活動によって、史跡や景勝地などの名所の宣伝活動、船による巡遊といった観光コースの設定などが早くから進められる。

戦後は映画「二十四の瞳」や鬼ヶ島観光などによって、さらに活発化し、昭和37（1962）年に観光県を宣言する。新たな試みとして高松を観光基地とし、小豆島等の島嶼部と五色台や屋島の臨海部の2つの地域を中心に、自然景観や環境を活用した観光行政がさらに進められる。特に、国民休暇村、観光農園や観光漁業を積極的に進めていき、昭和40（1965）年度には、本州からの入込客数が300万人を超える。

4) さぬき野を拓く

先人たちは、瀬戸内特有の自然環境の中で、暮らしを営み、地域に応じた地場産業を発達させてきた。特に、干ばつによる水不足は近年まで深刻で、ため池などの構造物や独自の文化を育むことともなった。

■自然環境と天然記念物

白亜紀後期(8,000～9,000万年前)の花崗岩類と約1,400万年前の希有な瀬戸内火山活動によって形づくられた自然環境と人々との関わりの中で様々な歴史文化が生まれ、近年、改めて見直されている。県内各所には、鹿浦越のランプロファイア（国天記）や屋島（国天記）、象頭山（国天記）、絹島及び丸亀島（国天記）、集塊岩の奇岩や奇峯がみられる小豆島の神懸山（寒霞溪：国名勝）に代表されるジオサイトや渓谷、滝などの名所的価値を有する場所が点在している。

瀬戸内の特有な自然環境に加え、大雨、地震などの多くの自然災害や干ばつなどの自然環境を乗り越えてきた。山間部での山津波と呼ばれる土石流、海浜部や低地部での洪水、干ばつによる農作物への被害などを、先人たちは経験と知恵によって乗り越えてきた。それを示す様々なものが記念物として各所に残っている。

■地域開発とため池

平野部では、稲作農耕の開始以降、水田、灌漑水路の敷設等によって自然地形を利用した土地開発が進んでいく。古代以降に低地部の土地の平坦化が進むとともに、南海道という陸路の整備とランドデザインである条里地割が施工され、現在に至るまで地割や景観を規定している。その後、各地で新田開発や、灌漑水路の整備や再整備が繰り返されていく。しかし、降水量の少ない気候に加え、山が浅く河川が急流で、流水の利用が困難な環境によって、干ばつに悩まされてきた。そのため、低地部では旧河道等に起因する伏流水を活用した出水や河川から水を引く井手（用水）を古くから活用するとともに、満濃池（国名勝）に代表される、谷地形や平野部の伏流水などの自然環境を巧みに利用したため池の築造が古くから行なわれてきた。こうした状況は江戸時代でも変わらず、ため池の築造などの治水事業が進められ、約14,600箇所に及ぶ。西嶋八兵衛による龍満池、小田池などの築造、元暦元（1184）年の洪水によって決壊したままの満濃池の修築は代表的な事例である。

近代以降も干ばつは相変わらず大きな課題で、昭和5年の豊稔池堰堤（重文）に代表されるよう

に、新たな技術によるため池の拡張やダムの新設が進められる。戦後に、積年の水不足解消のため、吉野川総合開発の一環として香川用水の整備が進められ、昭和49（1974）年に通水に至り、水の確保が安定化する。

■水にまつわる文化

干ばつによる水論（争い）は古くから度々生じ、様々な水利慣行があった。水ブニと呼ばれる用水権が定められており、分け前や人生における運の量を表す方言「ぶに」という言葉とともに用いられているように、水利権は極めて重要であった。

一方で、念仏踊、盆踊等を神仏へ奉納すること、もらい火やもらい水を村へと運ぶことなどを行うことで、降雨を祈願してきた。滝宮の念仏踊（国重無民）、綾子踊（国重無民）、坂本念仏踊（県無民）等は雨乞い文化の代表例である。また、ひょうげ祭り（県有民・市無民）や小豆島の農村歌舞伎（重有民、県無民）等の水にまつわる祭礼も行ってきた。

■諸産業

古墳時代以降、須恵器の生産が始まり、古代には調として納められたほか、12世紀頃になると、西日本に流通するようになる。また、瓦生産も古くから開始され、宗吉瓦窯跡（国史跡）で生産された瓦が藤原宮に供給され、平安時代末頃には、陶（十瓶山）窯跡群のますえ畑瓦窯跡（県史跡）などで生産された瓦が、平安宮や鳥羽離宮等の平安京周辺に供給されたほか、その技術的な影響が各寺院や隣国の阿波国分寺等でも確認できる。

『延喜式』によれば、讃岐国の調等として、白米、塩、絹製品（紵）、須恵器、木器、海産物（乾蛸、鯛楚割、大鯛、鮫、鯖、海藻）などが納められている。「兵庫北関入船納帳」にも、讃岐船の積み荷として塩、米等の穀類、胡麻、海産物、材木、紙等が知られている。古代同様、海産物だけでなく、農産物（米、赤米、麦、豆、胡麻）も多く、農村部から港町へと持ち込まれ、京や大坂へと輸送されている。

江戸時代には、高松藩5代藩主松平頼恭は、平賀源内らを登用し、薬草の栽培、砂糖の製法の研究、塩田開発等の産業振興を推進し、9代藩主頼恕は、久米栄左衛門通賢の建策による塩田開発を行うほか、砂糖専売制、製陶等の新たな産業振興を推進していく。特に、讃岐三白と呼ばれる砂糖、綿、塩の生産が隆盛する。現在では和三盆として著名になっている砂糖の生産は、向山周慶の製糖の研究等によって甘藷の栽培と製糖業が隆盛し、幕末以降、藩の専売制度によって発達する。それに伴い製糖業独特の砂糖しめ小屋（重有民）も生み出されていく。木綿の生産は江戸時代後期から幕末にかけて最盛期となり、西讃が中心で丸亀藩の有力産業であった。このほか、米、裸麦、小麦の栽培が盛んで、江戸後期以降、農業生産が発展していく。特に小豆島では素麺生産に加え、良質な小麦と製塩業の発展から醤油醸造業が盛んとなり、今も名産として続いている（醤油蔵等（国登録））。

近代以降、養蚕が開始されたほか、果樹栽培、麦稈真田編みなどの様々な地場産業が生み出され、凧、竹製品、丸亀うちわ（登録有民）、手袋製造（登録有民）、ボタン、高松和傘、盆栽、醤油、酒、陶器、マッチ、素麺、彫抜細工品、綿糸紡績、製菓、麦粉（水車業）、砂糖、染料、和紙などが地場産業となる。

この他に、平野部や山間部では、木炭生産、養蜂、茶葉やタバコの栽培、淡水漁業、淡水魚の養殖業等が各地域の地形や河川などの自然環境に応じて進められていく。

■食文化

讃岐うどんやしょうゆ豆、てっばいなどは郷土食の代表事例である。小豆島における手延べ素麺、醤油、オリーブなども瀬戸内の自然環境との関わりの中で根付いた食文化がある。特に、小麦等の畑作に支えられた粉食文化が生まれ、讃岐六条の水車及び関連用具（国登録）はその文化を支えた

技術である。

5) 採石・石造の文化

先人たちは、本県の地盤を形成している讃岐岩質安山岩、凝灰岩、花崗岩を古くから巧みに利用し、石器や建材などの生活材として利用するだけでなく、これらの石材を利用して記念物を構築するなどの独特の石の文化を生み出してきた。

■サヌカイト（讃岐岩）

1,300～1,600万年前の瀬戸内火山活動によって噴出した溶岩を起源とする火山岩類で、讃岐岩質安山岩は香川県を覆うように分布し、このうち最も新しい時期（1,300万年前）に噴出したものがサヌカイト（讃岐岩）で、ガラス質で緻密かつ硬質で、節理に沿って鋭利に割れやすい。サヌカイトは五色台周辺の山頂部を中心に分布し、その原産地として国分台（旧石器時代から縄文時代）、金山（縄文時代早期後葉から弥生時代）、城山が知られている。サヌカイトは、旧石器時代から弥生時代の中頃まで石器石材として利用され、また、中近世には火打石、現在はカンカン石として親しまれ、楽器として利用されている。

■讃岐岩質安山岩・凝灰岩／凝灰角礫岩

古墳時代には積石塚古墳と呼ばれる、構築材に讃岐岩質安山岩の板石や角礫を用いて、階段状に整然と積み上げる特徴的な墳丘を構築する古墳が築かれ、高松市石清尾山古墳群（国史跡）を中心に四国北東部に分布する。古墳の構築材のみならず、4～5世紀初頭にかけて高松市国分寺町鷺ノ山石（輝石角閃石安山岩）やさぬき市火山石（流紋岩質凝灰岩）を用いた刳抜式石棺が製作され、大型の前方後円墳を中心に使用される。鷺ノ山石を用いた磨白山古墳出土の石棺（重文）が代表的な事例である。これらの石棺は瀬戸内海を越えて、吉備や畿内にも搬出されていく。

鎌倉時代以降、五輪塔などの石造物の生産が開始され、宝治元（1247）年銘の高松市一宮寺宝塔が初期の代表的な事例として、室町時代前半にかけて隆盛する。瀬戸内海の他地域に比べて凝灰岩（流紋岩質凝灰岩等）を使用することが特徴で、さぬき市火山、坂出市五夜ヶ岳、高松市国分寺町東奥、三豊市・善通寺市・多度津町の弥谷・天霧山、三豊市七宝山等が主要な産地である。弥谷寺信仰遺跡（県史跡）、興隆寺跡石塔群（県史跡）、生駒親正夫妻墓所（県史跡）などが、中世から近世の代表的な事例である。15世紀以降には、豊島産の石造物も流通し始める。通称「豊島石」と呼ばれ、『日本山海名産図会』にも産地として紹介され、江戸時代に隆盛を誇る。家浦八幡神社鳥居（県有形）などのほか、瀬戸内海を越えて岡山県側にも流通していく。墓石等の他、建材、クドと呼ばれる移動式の竈や磨り臼等の生活財が認められる。このほか、由良石（黒雲母デイサイト）も、墓石等や皇居東庭の敷石に使用されている。

■花崗岩

備讃諸島のものが江戸時代以降多用される。まず、元和6（1620）年の徳川幕府による天下普請（大坂城再築）の採石地として、幕府直轄地であった小豆島や塩飽諸島（本島、広島、与島等）の島嶼部に大坂城石垣石切丁場跡（国史跡）、大坂城石垣石切小瀬原丁場跡（県史跡）などの大名による多くの丁場が設けられ、著名な産地となっていく。その状況が「慶長小豆島絵図及び正保小豆島絵図」（県有形）に記されている。

このほか、承応4（1655）年の大坂住吉大社造営、近代では、大正2（1913）年の栗林公園北門の改修、明治生命館や大阪市中央公会堂などで花崗岩が使用されている。現代では、庵治石が著名であるが、庵治石の利用は文化12（1815）年の屋島神社造営に伴う和泉石工の招聘以降、隆盛していく。牟礼・庵治の石工用具（重有民）はこうした産業史を示す文化財である。

■このほか

このほかにも神社の鳥居や石灯籠に代表される様々な石造物が残っており、石切り唄も人々と大地との関わりを体現する無形の文化財である。

6) 瀬戸内の精神世界 海の祭り・山への祈り

古くは海や山などの自然環境を対象とした祈りから始まり、古代以降、仏教文化が早くから浸透し、空海に代表される多くの名僧を輩出する。近世以降、四国遍路や金毘羅信仰に代表される独特の信仰を形成してきた。

■山・島・海

古くから自然環境が祈りの対象となったと考えられ、古代以降、仏教定着後も、周辺の自然環境との関係の中で、宗教空間（修行空間、寺院）が整備されていく。海との関わりという点では、古くは古墳時代の荒神島遺跡や大浦浜遺跡で舟形の祭祀具や三彩陶器などが出土しており、古墳時代の航路の固定化の中で、航海安全等を祈願した国家的な祭祀と考えられている。民俗文化財としては、海ならではの祭礼としての船渡御、太鼓台や農村歌舞伎（重有民、県無民）、モモチ祭り（重無民、県無民）等が瀬戸内に広がり、沿岸部を中心に残っている。この他、豊漁の神さまの信仰や両墓制（佐柳島長崎の埋め墓（県有民））が海浜部で残る。

■古代寺院

7世紀末頃には多くの寺院が各所に築かれ、その数は平安時代の『菅家文草』に記された28ヶ寺と概ね一致する。三豊市妙音寺（出土瓦（県有形））や坂出市開法寺（県史跡）はその先駆けである。白鳥廃寺（県史跡）などの古代寺院の多くは、南海道を意識した立地で、内陸を中心に展開していく。奈良時代には、仏教による鎮護国家を目指す地方拠点として讃岐国分寺（国特史）、尼寺（国史跡）が建立される。地方への仏教文化の広がりを示すものとして、願興寺乾漆聖観音坐像（重文）があり、奈良時代のものとして正花寺木造菩薩立像（重文）がある。

■仏教文化の展開

空海に代表される讃岐五大師だけでなく、多くの名僧を輩出する。特に、弘法大師空海は、日本に正統の真言密教を伝え、高野山金剛峯寺を創建するなど、平安時代の仏教界に大きな影響を与えた人物で、その事績は仏教界にとどまらず、満濃池（国名勝）の再築を手掛けたとされる。その影響は後世において、弘法大師信仰、四国遍路に広がり、現在まで至る。空海の入定後から始まり、誕生地である善通寺参詣の定着に加え、弘法大師の縁の地などをめぐる辺地修行が中世後期において活発化してくる。弘法大師信仰にまつわるものとして、善通寺には金銅錫杖頭（国宝）、一字一仏法華経序品（国宝）が伝えられている。平安時代には、中寺廃寺（国史跡）、屋島寺（国史跡）等のような修行の場や山岳寺院が各所に造営されていく。

水主神社の木造狛犬（重文）は古例の獅子一對で、神社の歴史を示すものである。『延喜式』に記載された田村神社等の24社のほか、神階を受けた水主神社の大般若経（重文）等もある。また、神仏習合が進んでいく平安時代末のものとしては、長勝寺池田八幡本地仏（重文）がある。

■中世の仏教文化等

津等の港周辺に寺院が集中していく。最たる事例としては宇多津や野原荘等である。顕密仏教と呼ばれる古代以来の諸宗が主流で、県内では善通寺、志度寺、白峯寺等が有力寺院であった。蒙古襲来の際には、善通寺や金倉寺をはじめとして県内の寺社で国家存亡をかけた祈祷が実施される。この頃、道範、宥範、増吽といった名僧が讃岐各地で活動し、真言宗が隆盛する。高野山の道範は讃岐に配流された折、善通寺を拠点とし、誕生院を建立し、大師像を安置した。さらに、讃岐出身

の宥範は建武・暦応年中（1334～42）に善通寺を復興し、名実ともに善通寺の存在を高めた。増吽は與田寺、水主神社、白峯寺、道隆寺、覚城院等の復興に足跡を残し、多くの寺院の再興に寄与した。その活動を伝えるものとして與田寺の十二天像版木（県有形）等がある。

元久元（1204）年に讃岐に配流された法然が専修念仏を伝え、鎌倉末期に秋山氏の招聘による日仙が本門寺で、法華宗を布教した。瀬戸内海沿岸に法華宗の寺院が廻船業者などが介在することで展開していく。その一つが宇多津町本妙寺の創建である。

こうした仏教文化の展開の中で、寺院の整備（本山寺本堂（国宝）、国分寺本堂（重文）、常德寺円通殿（重文））が進む。「琴弾宮絵縁起」（重文）や「志度寺縁起」（重文）等の縁起を絵画化したものも作られる。

名主や地主等によって構成される、寺社の祭事を取り仕切る宮座と呼ばれる集団が形成されていく。時宗の活動によって風流と呼ばれる踊念佛が都から伝わり、文明年間（1469～87）には中讃から西讃にかけて隆盛していく。

■四国遍路

『今昔物語集』等の記録から、12世紀後半には四国の海辺を巡る辺地修行が行われていたと考えられるが、徐々に修行に広がり生まれ、貞享4（1687）年に刊行された真念の『四国辺路道指南』等の案内記の普及により、四国遍路は88の札所を巡る庶民の信仰として確立する。四国全域を巡る長距離巡礼は、弘法大師信仰を背景として隆盛し、多くの巡礼者を地域の人々が「お接待」等によって支えるなど、18～19世紀にかけて四国の地域社会の中に定着していき、近代以降も交通手段の多様性や都市化の進展などに適応しながら今日まで続いている。また、多くの写し霊場も生みだされ、小豆島等の島嶼部では島四国と呼ばれる巡礼が行われるようになる。

■金毘羅信仰

金毘羅大権現の初現は不明であるが、天正期には長宗我部氏による松尾寺仁王堂の寄進、生駒家から寄進等がある。金毘羅信仰としては江戸時代中頃から隆盛し、海の神として海上交通の発展に伴い塩飽の水夫等によって広められ、全国展開していくが、海の神が山に祀られている点はまさに瀬戸内らしさを示している。この頃には金毘羅参詣の専門の船宿が大坂にできるなど、「こんびら船」や金毘羅街道等の交通網が整備され、金毘羅大権現は禁裏勅願所や幕府祈願所にもなった。高松藩、丸亀藩、多度津藩のみならず、諸大名の代参の盛行、参詣寄進講の発達、さらには海事関係者からの多くの奉納物が境内地に多数残され、金毘羅庶民信仰資料（重有民）として指定されている。江戸時代の隆盛を物語る多くの建造物や美術工芸の品々（重文・県有形）が残されている。また、「金比羅参詣道法道中記」のような金毘羅を標記した道案内の刷り物によって、名所としての認識が進み、街道、港町と内陸を繋ぐ南北の交通網等の整備が進んでいく。金毘羅大芝居は多門院片岡家の記録「古老伝旧記」によれば17世紀前半には始まったとされ、旧金毘羅大芝居（重文）は天保6（1835）年に整備される。

■多様な祈り

応永年間（14世紀末から15世紀初頭）には各地域に熊野権現が勧請され、熊野信仰が定着していく。戦国期には九州と都をつなぐ中継地としての塩飽諸島には、フロイス等のイエズス会が頻繁に立ち寄ることとなり、天正年間（1573～92）には、小西行長が小豆島や塩飽を領有したことからキリスト教の布教が進んでいく。近世には、生駒氏や松平氏によって、善通寺、弘憲寺、白鳥宮、石清尾八幡宮、法然寺などに代表される寺社の多くが再興されていく。金毘羅大権現のほか、石清尾八幡神社、白鳥神社等の多くの神社で祭礼が盛んになり、知られていく。

第2節 香川県の指定文化財の特徴

文化財保護法では、文化財を6類型（図6）として定義し、わが国にとって歴史的、芸術的、学術的価値が高いとされるものを「指定」、「登録」、及び「選定」している。さらに、県や市町はこれに準じて条例を制定し、県指定（図7）、市町指定を行っている。県内の指定文化財は、国指定179件、県指定223件、市町指定は774件である。各文化財の指定数は表3のとおりである。以下に、国・県指定の各文化財の種別ごとにその特徴について整理しておく（令和2年3月31日現在）。

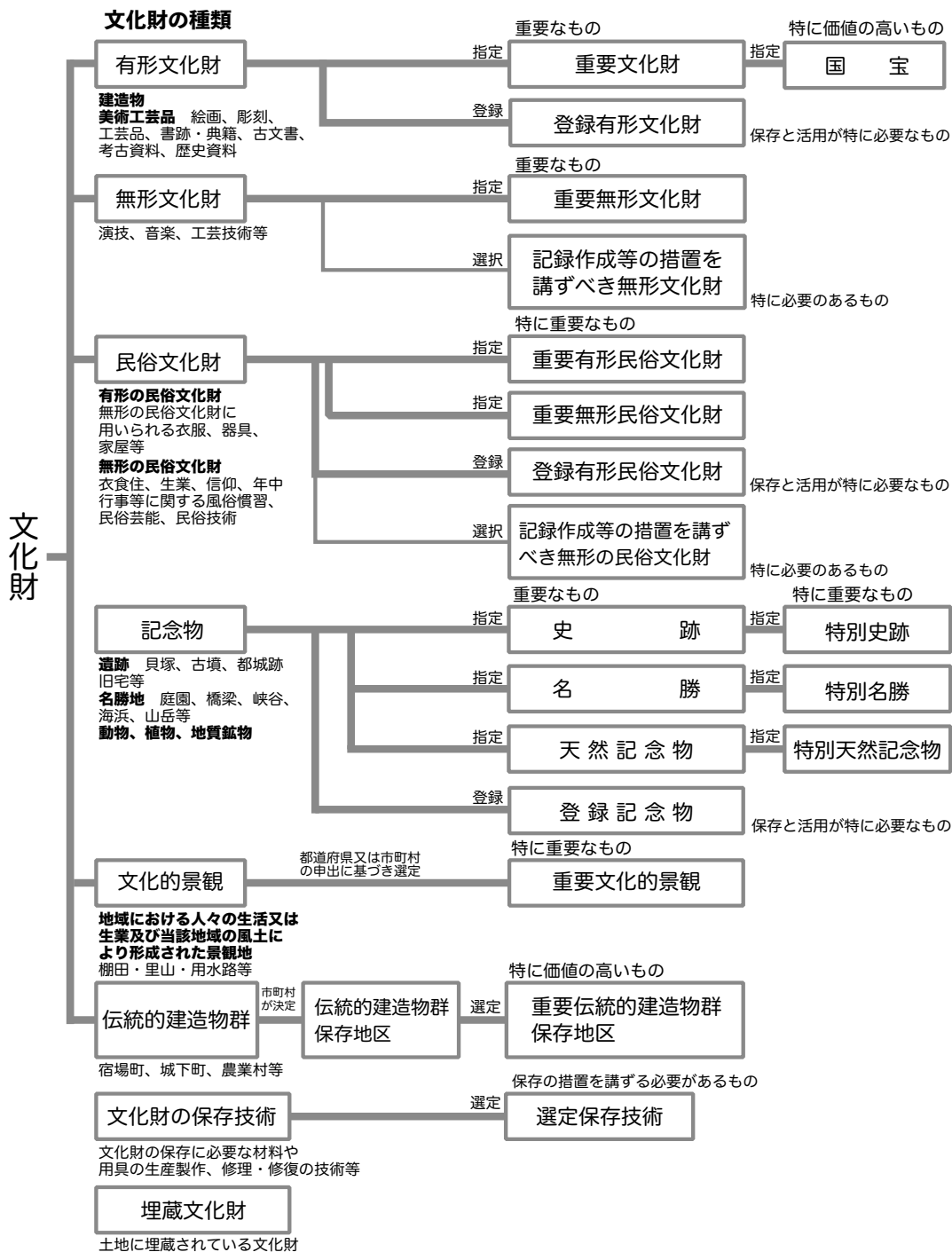


図6 文化財保護法による文化財の体系図

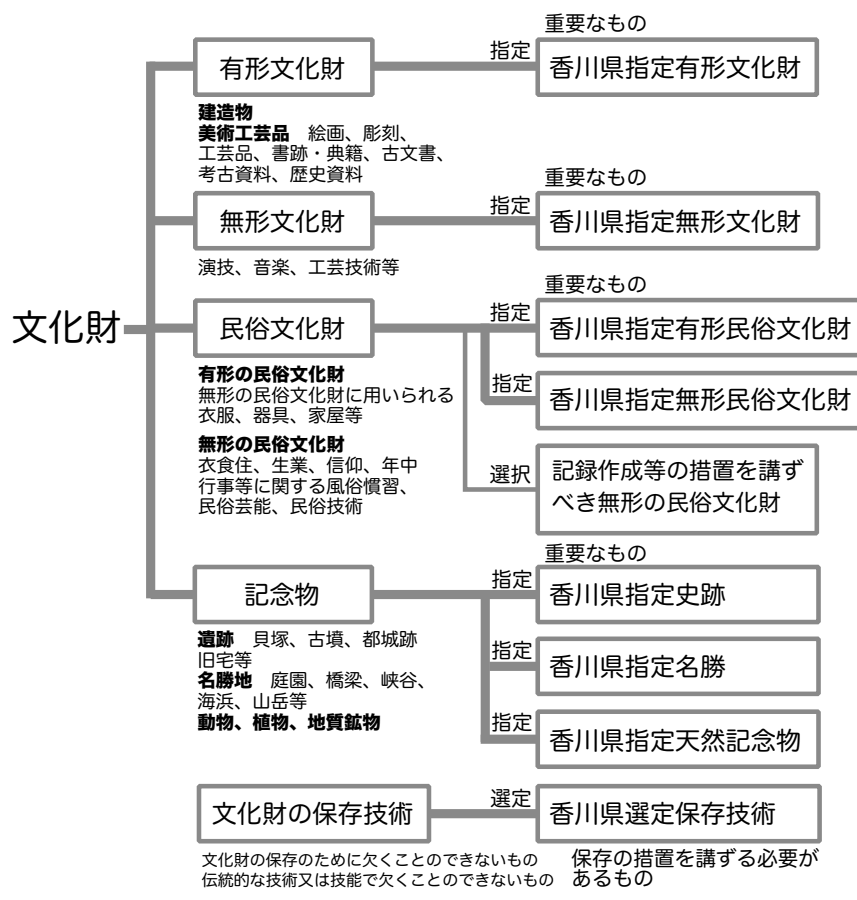


図7 香川県文化財保護条例による文化財の体系図

表3 指定・選定・登録文化財数 (令和2年3月31日現在)

	有形文化財								
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計
国指定	29	22	33	18	12	5	1	1	121
(国宝)	(2)	0	0	(1)	(3)	0	0	0	(6)
県指定	16	20	42	23	8	2	8	2	121
市町指定	88	45	103	67	41	43	55	28	470
合計	133	87	178	108	61	50	64	31	712
国登録	411	0	0	0	0	0	0	0	411
市町登録	0	0	0	0	0	0	0	1	1

	無形文化財	民俗文化財		計	記念物			計	伝統的建造物群	合計
		有形	無形		史跡	名勝	天然記念物			
国指定	1	10	3	13	25	6	12	43	1	179
(特別)	0	0	0	0	(1)	(1)	(1)	(3)	0	(9)
県指定	3	12	27	39	29	2	29	60	0	223
市町指定	3	44	42	86	140	9	66	215	0	774
合計	7	66	72	138	194	17	107	318	0	1176
国登録	0	3	0	3	1			1	0	415
市町登録	0	0	0	0	11	0	0	11	0	12

1 有形文化財

1) 建造物

三間社流造の現存最古の社殿建築である神谷神社と中世を代表する寺院建築である本山寺本堂が国宝となっている。国指定は寺社が多く、住宅、城郭、官公庁舎、堰堤がある。木造建造物が多く、土木構造物、石造工作物もある。県指定では石造物の割合が高い。県指定の社家住宅は稀少である。民家等の古建築を収集・移築した民家博物館が四国内から移築した複数の住宅が国県の指定となり公開活用されている。近年の国指定は、近代化遺産調査、近代和風建築調査、四国遍路札所寺院調査の成果による指定や、登録有形文化財を指定文化財とした事例があるが、新規の県指定は進んでいない。

2) 美術工芸品

■絵画

仏画が多く、全体に寺社伝来、奉納品が多い。讃岐出身の智証大師（円珍）の御影は全国的にみても稀少である。寺社縁起絵は讃岐の景観が描かれ、日本における中世縁起絵としても重要である。近世期、金刀比羅宮の書院に設えられた京絵師の作品や、来讃した与謝蕪村による作品等は京と讃岐の文化的なネットワークを示す。県指定では、大名間の博物学（本草学）流行に大きく寄与した高松藩主松平家の博物画の精巧さは全国的に見ても突出する。近年、中世に遡る讃岐ゆかりの女性肖像画（絹本著色西谷藤兵衛夫人像、多聞院所有）を県指定とした。近世讃岐の絵師などの基準作例とすべき作品、文人画、近代絵画の指定は立ち遅れている。

■彫刻

仏像が多く、ついで神像、動物彫刻がある。国指定は仮面類がなく、県指定は仮面類や神像がない。素材別に木造が多いことは、全国的に見る傾向と同様であるが、脱活乾漆造は四国では唯一であり、古代の都と讃岐のつながりを示す上で重要である。すべて寺社伝来であり、本県の宗教文化の歴史を示す。素材では塑造、石造、金属造は小金銅仏以外の指定がない。近年では調査・研究の成果による與田寺不動明王像の重文指定をはじめ、年紀銘を有した中世の弘法大師像、智証大師像や仏師が判明した近世の仏像を県指定としている。近代彫刻の指定はない。

■工芸品

法具、古神宝、梵鐘、扁額、刀剣、版木など寺社伝来の品が多く、これらは本県の宗教文化の歴史を示すもので、金銅錫杖頭が国宝となっている。中国唐製の法具（金工品）は日本における密教文化の流れを語るものである。刀剣が多く、国指定は松平家の旧大名道具ほか個人所有もあるが、神社への奉納刀剣を中心とし、県指定は個人コレクションにやや偏る。分野別にみると、陶磁器、甲冑、染織品がない。県指定に石造が含まれることは国指定との相違である。近時、讃岐漆芸の祖、玉楮象谷の年紀銘を有する、彫漆、蒟醬、存清の基準作例の漆工品を県指定とした。

■書跡・典籍

寺社（社家）ゆかりの一字一仏法華経序品、肥前国風土記、高松藩主松平家伝来の藤原佐理筆詩懐紙が国宝である。特に、県所有である藤原佐理筆詩懐紙はわが国の書道史上、和様の萌芽を見る書として高く評価される。寺社の伝来品が多く、ついで県所有があるが、県所有はすべて高松松平家の旧蔵品である。国指定は宸翰、墨跡、仏典、国書があり、とくに平安の装飾経として全巻を揃える法華経は稀少である。県指定は宸翰、仏典、消息類、国書があり、近年、関連性の高い2つの寺院の仏典を県指定とした。

■古文書

国指定は宸翰、絵図があり、宸翰消息は松平家ゆかりの品、ほかは寺社（社家）の所有になる。

社家所有の古記録、奈良時代の写経の古記録は古写経史において重要資料である。絵図は寺領を示す資料として貴重であり、古代から中世の讃岐寺院史の基礎資料となっている。県指定は平成以降の指定である。武家と寺院に伝来した中世から近世までを含む文書群で、地域史における文献史料として重要である。

■考古資料

国指定は割竹形石棺のみで、県指定は弥生時代の土器、青銅器、上天神遺跡出土辰砂関連資料、古墳時代の大刀、古代の瓦、密教法具である。発掘調査出土の時代や遺跡の特徴を示す一括出土品、指定史跡出土品、個人コレクション等、今後の調査・研究による学術的な価値づけを行うことが重要である。

■歴史資料

国指定は平成における指定。江戸時代後期に高松藩に仕えた科学技術者である久米栄左衛門(通賢)の器物を含める史資料群で1,000点を超える。県指定は、寺院伝来の経文版木群、小豆島の近世の絵地図であり、系統的にまとまった行政文書、写真資料など新しいジャンルの指定に至っていない。

2 無形文化財

工芸技術で、国指定は蒔罨があり、県指定は蒔罨、彫漆、髹漆がある。これらは、江戸時代末の玉楮象谷により始まる漆芸技術を継承し生まれた本県ならではのものである。なお、国指定技術の彫漆は、音丸耕堂が没したことにより解除、県指定の存清は、香川宗石が没したことにより解除され、復していない。芸能の指定はない。

3 民俗文化財

1) 有形

国指定は小豆島の信仰及び民俗芸能に関わるもの以外は、収集品である点が特徴である。収集品は生産・生業に関するもので、特に漁撈用具、船図及び船大工用品、背負運搬具は瀬戸内海や島嶼部のみならず、列島規模での収集品である点が特徴的である。県指定は国指定と異なり、民俗芸能に用いる道具のほか、和船に関わる絵馬や絵図、模型などの海に関わるものが多い。登録文化財は、丸亀うちわ製作用具及び製品等の産業や水車に関わる生産用具が一括で登録されている。

2) 無形

県指定の中でも民俗芸能が圧倒的に多い。国指定は、民俗芸能のうち、風流踊とモモチが指定され、県指定は、雨乞踊、獅子舞、太鼓、農村歌舞伎、デコ芝居、民踊、神楽・神事、祭礼など多岐にわたっているが、本県において、主要なものの指定が進んでいない。記録作成等の措置を講ずべきもので、近年、小豆島農村歌舞伎の記録作成が実施された。

4 史跡名勝天然記念物

1) 史跡

讃岐国分寺跡は四国で唯一の特別史跡である。国指定は弥生時代から近世における列島史上欠くことができない遺跡が網羅されつつある。県指定は古墳や中・近世の城郭を中心に本県の歴史文化の特徴を考える上で重要なものが指定されているが、近年は指定は進んでいない。本県の歴史文化の一つの特徴である生産遺跡の指定が限定的で、旧石器時代、近代以降の遺跡は指定に至っていない。

2) 名勝

栗林公園は四国で唯一の特別名勝である。現状は国・県指定ともに、近世以降の庭園、公園が主

流を占めている。多くの場所が現在も観光地としても著名な箇所である。令和元年に築堤と展望地点を指定基準とした満濃池が国指定となった。

3) 天然記念物

宝生院のシンパクが特別天然記念物で、単木としての指定は全国でも10件しかない。国指定は、巨樹・名木、地形・地質に関するものが多く、県指定は各地域で守られてきた巨樹・名木と社叢が圧倒的に多い。動物はいずれも少ない。指定の樹木が小豆島や高松市以東にややまとまっている点は特徴である。県指定保存木^{*}の価値づけや讃岐ジオパークとしての調査・研究を参照しつつ、文化財としての価値づけを行っていく必要がある。

5 文化的景観

指定・選定された地区はなく、県条例では規定されていない。

6 伝統的建造物群保存地区

丸亀市塩飽本島笠島地区のみが、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。建造物群のみならず、塩飽諸島の歴史文化を象徴する港や町並みによって構成される歴史的風致が残り、瀬戸内の歴史や生活文化を考える上でも重要な伝統的建造物群である。県条例では規定されていない。

7 文化財の保存技術

県内に国及び県の選定保存技術として選定されているものはない。

8 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地は4884箇所（散布地612箇所、集落跡402箇所、官衙跡1箇所、城館跡368箇所、寺社跡161箇所、古墳2,259箇所、その他の墓558箇所、生産遺跡290箇所、その他の遺跡233箇所（令和2年3月31日現在））で、県内各地に広がっている。古墳が約半数を占め、集落跡に対して、城館跡や生産遺跡が多いことが特徴として挙げられる。今後は、近世以降の遺跡の把握がさらに求められる。

国、県指定ともに、有形文化財（特に寺社建築、寺社所有の絵画や仏像・神像などの彫刻）、民俗文化財、記念物（史跡、天然記念物）の指定数が多い。その中で、21世紀になって、この20年間の本県の動向としては、国指定が、有形文化財6件（建造物5件、歴史資料1件）、無形文化財（保持者の追加認定）2件、民俗文化財2件（有形1件、無形1件）、記念物11件（史跡9件、名勝2件）で、県指定が有形文化財（美術工芸品）19件、無形文化財（工芸技術）3件、民俗文化財4件（無形）、記念物1件（名勝1件）である。国指定は建造物と史跡の指定が進み、県指定では美術工芸品の指定が進んでいる。新・せとうち田園都市創造計画（平成28年～令和2年度）の中で、5年間で10件の文化財指定（国・県）を目指し、達成している。

^{*} 県みどり保全課が所管し、良好な生活環境の保全と郷土の景観維持のため樹木を指定し、所有者や地域の人々の協力を得て保存している。

第2章 文化財を取り巻く現状と課題

第1節 文化財を取り巻く現状

1 香川県における文化財の保存と活用のこれまで

本県における文化財の保存と活用におけるこれまでの取組み（表4）について整理しておきたい。この整理に当たっては、下欄の資料を基に行っている。

本県における文化財の保存と活用に関する取組みは、概ね、組織の変遷と連動した状況が認められることから、3つの時期、1）戦前及び社会教育課（昭和48（1973）年以前）、2）文化行政課（昭和49（1974）年～平成18（2006）年）、3）生涯学習・文化財課（平成19（2007）年以降）に区分して整理する。

- ①国・県・市町指定一覧（令和2年10月31日現在）
- ②『文化財保護の歩み』、『文化財保護法五十年史』、『月刊文化財』、『教育年報』、『教育香川』、『香川県文化財年報』、『香川県教育史』、『香川県史』ほか各種報告書
- ③国・県補助事業による保存修理・整備などの事業、組織体制、各年度の事業内容等
- ④関係機関への聞き取り（アンケート）
- ⑤市町へのアンケート

1）戦前及び社会教育課（戦前から昭和48年以前）

①**文化財の調査と保存と施設整備** 戦前は、国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法、さらには昭和10年に制定した香川県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程に基づき、指定を行い、保存を図ってきた。県内の歴史等の研究者を中心に、大正10年の史蹟名勝天然記念物調査会規程に基づき、委嘱された委員が中心となって、昭和13年以降、県内の文化財指定がなされ、保存が図られていく。

戦後になり、社会教育課において、昭和25年の文化財保護法の制定に伴い、昭和26年以降、規則や条例を制定し、昭和40年代には、文化財専門委員が調査を実施し、指定が進められ、重要文化財を中心に保存修理も進められる。県事業では全般の総合調査に加え、地域開発や価値観の変化等に伴う対応が迫られた民俗文化財の調査や重要遺跡の発掘調査を中心に進められる。特に、昭和40年代は重要遺跡の調査後に県指定という形で保存が図られ、県指定数が増加した。

また、文化財の保存と活用に関わる拠点として漆芸研究所や香川県立文化会館などの施設整備が行われた。

②**旧跡名所としての文化財** 戦前の寒霞溪などでの保勝会の活動によって、名所地の保全や宣伝活動が展開されてきた。近世以降の金刀比羅宮や四国遍路に加え、こうした動きの中で、瀬戸内の島々や屋島等の旧跡名所が本県を代表する観光地として定着していき、昭和37年には観光県を宣言した。老舗の観光地は中心的存在となってきたが、こうした文化財を制度的に保存していこうとする方向には至っていない。また、昭和40年代には、県の広報誌等で各文化財や伝統文化が紹介され、地域を象徴するものとして取り扱われている。

2) 文化行政課（昭和49年～平成18年）

①体制づくりと文化財の調査の推進 体制づくりが進み、文化財の指定や保存に向け、所有者や管理団体等との調整がより進められていく。文化財保護審議会の設置、文化財保護管理指導事業（文化財パトロール）、県指定文化財等の保存・修理、県指定の民俗文化財等への県費補助を実施し、修理のみならず、保存・整備に関する財政的な支援も実施していく。

昭和40年代後半から昭和60年代にかけて瀬戸内海歴史民俗資料館による瀬戸内の歴史や民俗文化財に関する調査が進められ、特にその結果として、20,000点を越える民俗文化財を収集・保存し、そのうちの瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具などの約6,000点が重要有形民俗文化財に指定された。このほかにも、肥土山の舞台、金毘羅庶民信仰資料等が国指定となり、「せとうち・香川」ならではの文化財の保存が図られる。

有形文化財では、金刀比羅宮をはじめとして寺社が保有する建造物や美術工芸品の保存修理が実施されていく。また、昭和40年代以降に実施されてきた有形文化財や民俗文化財に代表されるような総合調査の成果が指定に結実していく。この頃、地域の歴史を伝える資料館の整備が市町で進展していく。

②大規模「記録保存」時代 本県の重要施策として、瀬戸大橋、四国横断自動車道などのインフラ整備が昭和50年代から進行し、それに伴う埋蔵文化財の保護（発掘調査）が喫緊の課題となった。この課題に対応するために、昭和50年から63年にかけて埋蔵文化財の専門職員を20名採用し、対応を図るなど、文化財の保護における埋蔵文化財の保護が大きな比重を占めていく。まさに記録保存のための大規模発掘調査によって、次々と地域の歴史が掘り起こされる時代でもあった。平成以降も、高松空港跡地の再整備事業、サンポート高松土地区画整理事業等に伴う発掘調査を実施していく。

こうした開発の波の中で、国指定の史跡高松城跡、史跡石清尾山古墳群、特別史跡讃岐国分寺跡や、重要遺跡であった天霧城跡、宗吉瓦窯跡等で地域開発計画や観光開発を契機として、史跡指定地内の現状変更や遺跡の保存が大きな問題となった。国指定史跡（追加指定含む）としての保存が指向され、発掘調査の成果に基づき指定が行われ、その後、公有地化や保存整備事業が実施されていく。特別史跡讃岐国分寺跡などの本格的な保存整備事業がその代表的な事例で、この頃から史跡の保存とその後の活用が本格的に意識されはじめることとなった。

一方、市町では、昭和40～60年代にかけて、文化財の保存に向けた機運が高まり、条例に基づく文化財指定が進められるなど具体的な取組みが始まっていく。また、昭和50年頃から、インフラ整備に連動した開発に伴い、史跡の保存や埋蔵文化財の保護への対応が生じ、市町での埋蔵文化財の専門職員の採用が開始された。

③文化財の新たな方向性 昭和40年代以降、国土開発や社会の価値観の変化によって、地域を取り巻く環境が加速度的に変容していく。歴史的環境の保存が強く意識される中で、丸亀市塩飽本島と多度津町高見島で調査が実施され、その成果に基づき塩飽本島笠島地区が、昭和60年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

また、本県の総合計画である「香川県県民福祉総合計画」の「文化の振興」の中で、文化財や歴史的風土の保存が明記され、それ以降も、「第3次香川県県民福祉総合計画」（昭和61～平成2年）の「地域文化の振興」、「快適な環境形成」の中では文化財や自然環境、歴史環境の保全が位置づけられる。その後も、「地域」というキーワードのもと、県における文化振興の施策として、文化財や文化遺産の保存・継承の促進、自然環境、歴史環境の保全が位置づけられていく。

④県立文化施設の整備 県では、「第3次香川県県民福祉総合計画」によって文化施設整備構想を

表4 香川県における文化財関連年表

年	1950 S25	1954 S29	1965 S40	1968 S43	1974 S49	1975 S50	1996 H8	1999 H11	2004 H16	2007 H19	2015 H27	2018 H30
組織	S23 社会教育課	S29 漆芸研究所	S41 文化会館 S40 讃岐民芸館開館 S41 木工指導所 S44 県技術開発センター木工指導所 S46 県技術開発センターデザイン研究所	S48 瀬戸内海歴史民俗資料館 S54 美術工芸研究所	S49 文化行政課	S63 埋蔵文化財センター	H11 歴史博物館	H19 生涯学習・文化財課	H19 文化振興課 H19 瀬戸内海歴史民俗資料館が歴史博物館の分館化 H20 県立ミュージアム (歴史博物館と文化会館を統合)	H17 東山魁夷美術館開館		
文化財保護法関係	S25 法制定 ・国指定制度(2段階区分) ・民俗資料・無形文化財・埋蔵文化財を保護対象に ・国庫補助制度	S29 法改正 ・重要無形文化財指定制度 ・重要民俗資料指定制度 (有形:指定、無形:記録選択) ・記念物に関する規定の整備 ・埋蔵文化財に関する制度の整備	S43 法改正 ・文化庁発足 ・文化財保護審議会設置	S50 法改正 ・民俗文化財への改称と制度の充実 ・伝統的建造物群保存地区制度の創設 ・文化財の保存技術の保護 ・文化財保護審議会・文化財保護指導委員の設置 ・埋蔵文化財保護制度の充実	S39 ユネスコ憲章	S47 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	H8 法改正 ・登録文化財制度の創設(建造物)	H11 法改正 ・機関委任事務の廃止 ・権限移譲	H16 法改正 ・文化的景観の創設 ・登録文化財制度の拡大 ・民俗技術の保護	H19 歴史文化基本構想の提唱	H30 法改正 ・知事部局への移管が可能 ・文化財保存活用大綱・地域計画 ・保存活用計画の策定 ・文化財保護指導委員の市町への設置 ・文化財保存活用支援団体の指定	
関係法令	S25 建築基準法	S31 都市公園法	S41 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法) S43 都市計画法の改正	S55 都市計画法の改正 S57 歴史的地区環境整備 街路事業創設	H11 地方分権一括法 H10 NPO法	H16 景観法の制定 H16 都市緑地保全法の都市緑地法への大幅改定 H16 まちづくり交付金の創設	H13 文化芸術振興基本法 H14 都市計画法の改正 都市計画提案制度の創設 H18 観光立国推進基本法	H29 文化芸術基本法 R2 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律				
県としての取組	S24 香川県民俗調査会規程 S26 香川県文化財保護規則 香川県文化財調査会規則 ●文化財保護に関する条例などの設置・改正(S25~) ●所有者・市町などによる個別文化財の保存修理事業の開始(S25~) ●国・県指定の推進(S26~53) ●『香川県の文化財』刊行(S25)	S30 香川県文化財保護条例 香川県文化財専門委員に関する条例 ●文化財保護協会の発足(S28) ●文化財パトロールの開始(S42) ●無形文化財(箆織)の保存・継承の推進(S29~) ●銃砲刀剣類の登録開始(S33~) ●県内の各種文化財調査の開始(S37~) ●『香川県の文化財』刊行(S29)	S41 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法) ●文化施設の整備(S41・48) ●文化財パトロールの開始(S42)	S43 都市計画法の改正 ●史跡などの説明板設置などへの補助の開始(S40 年後半~) ●芸術文化及び文化財保護の一体的施策の展開(S49) ●文化財保護審議会発足(S51~) ●史跡天然記念物屋島保存管理計画策定(S51) ●大規模事業に伴う記録保存発掘調査への体制整備(S50~) ●後継者養成事業(民俗文化財への補助:現わっしょいしよい事業)の開始(S50~)	S50 香川県文化財保護審議会条例 ●『香川県の文化財』刊行(S36) ●『香川県の文化財』刊行(S45)	S50 香川県文化財保護審議会条例 ●『香川県の文化財』刊行(S45)	H8 『香川の文化財』刊行(H8)	H11 博物館の整備(H11) ●埋蔵文化財保護行政の県への権限移譲(H12~)	H19 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例 ●組織改正(H19・20) ●世界文化遺産登録に向けた礼所寺院及び遍路道の調査開始(H19~) ●讃岐国府跡探索事業開始(H21) H18 教育基本計画(第1次) H28 教育基本計画(第3次) H23 教育基本計画(第2次) H20~ 文化芸術振興計画 H25~ 文化芸術振興計画	H30~ 文化芸術振興計画 R1 日本遺産(丸亀市、小豆島町、土庄町) R1 日本遺産追加(多度津町) H27 日本遺産(香川県)		
県による主要な調査	T9~S25 史蹟名勝天然記念物調査 S25 民俗調査	S37 埋蔵文化財包蔵地に 関する分布調査	S47~50 文化財地区総合調査 S44 緊急民家調査 S45 天然記念物緊急調査 S47 古文書緊急調査 S47 文化財建造物防災調査 S47 埋蔵文化財包蔵地に 関する分布調査 S47~48 歴史民俗資料調査 S47~48 民俗資料調査 S48 農村舞台調査 S48 文化財美術工芸品防火調査 S49 古文書緊急調査	S47~50 文化財地区総合調査 S50~51 民俗資料分布調査 S52~ 瀬戸大橋架橋工事に伴う発掘調査開始 S52~53 讃岐の雨乞い踊調査 S53~54 各地方方言収集緊急調査 S53~54 瀬戸内の海上信仰調査(歴史) S54 近世社寺建築緊急調査 S54~55 民謡緊急調査 S56~57 島嶼部民俗文化財調査(歴史) S58~59 モモテの祭りの調査 S60~61 瀬戸内の漁船・廻船と船大工調査(歴史)	H1~4 歴史の道調査(歴史) H6~10 本山寺調査(歴史) H9~14 中世館跡詳細分布調査	H15~16 近代遺産総合調査 H17~18 祭り・行事調査	H19~ 四国遍路世界遺産推進事業(文振) H19~26 法然寺総合調査(県ミュ) H20~21 近代和風建築総合調査 H21~ 讃岐国府跡調査事業(埋文) H23~26 霊芝寺総合調査(県ミュ)					
総合計画等	S31 香川県総合開発計画 S35 香川県長期経済計画 S37 観光県宣言 S38 香川県長期経済計画	S44~ 公害対策 S47 香川県長期振興計画	S51 香川県県民福祉総合計画 S60 香川田園テクノポリス構想 S56 第2次香川県県民福祉総合計画 S59 香川ルネッサンス計画	H2 香川県21世紀基本構想前期事業計画 H8 香川県21世紀長期構想後期事業計画 H10 香川県新行財政改革大綱 H12 香川県新世紀基本構想前期	H17 香川県新世紀基本構想後期 H23 せとうち田園都市創造計画 H16 県財政再建方策							
国内	S26 日米安全保障条約 S27 サンフランシスコ平和条約 S24 シャープ勧告 S25 国土総合開発法	S35 所得倍増計画(池田内閣) S37 全国総合開発計画(池田内閣) S39 東京オリンピック S39 東海道新幹線開通 S30 高度経済成長 S42 公害対策基本法	S47 日本列島改造論(田中内閣) S47 沖縄県本土復帰 S47 札幌冬季オリンピック S48 第一次石油危機 S45 日本万国博覧会	S53 田園都市構想(大平内閣) S53 日中平和友好条約 S54 第二次石油危機	S62 国鉄民営化(JR四国) S63 ふるさと創生論(竹下内閣) H7 阪神淡路大震災 H10 長野冬季オリンピック H14 三位一体の改革(小泉内閣) H16 知的財産戦略(小泉内閣) H16 市町村の合併の特例に関する法律の改正	H26 地方創生(安倍内閣) H26 地方創生推進交付金(安倍内閣) H30 働き方改革(安倍内閣) H23 東日本大震災 H20 リーマンショック H28 熊本地震 H26 消費税増税(8%) R1 消費税増税(10%)						
主な出来事	S23 3市21町142村	S33 香川県庁舎完成 S41 瀬戸大橋建設事業決定 S49 香川用水通水	S38 讃岐民具連	S56 人口100万人突破 S49 人口が社会増へと転じる S57 人口が社会減へと転じる	S63 置泉100年事業 S63 瀬戸大橋開通 H1 高松空港開港 H2 空港跡地の整備基本計画決定 H4 四国横断自動車道高松西善通寺間開通 S63~「直島文化村構想」発表	H12 香川県新庁舎完成 H13 サンポート高松完成 H14 高松自動車道全面開通 H15 豊島廃棄物等処理事業 H15 観光交流局の設置 H15~18 市町村合併の推進 H13 人口がピークを迎える	H22 瀬戸内国際芸術祭2010 H25 瀬戸内国際芸術祭2013 H28 瀬戸内国際芸術祭2016 R1 瀬戸内国際芸術祭2019	H26 人口減少・活力向上対策本部設置				
年	1950 S25	1954 S29	1965 S40	1968 S43	1974 S49	1975 S50	1996 H8	1999 H11	2004 H16	2007 H19	2015 H27	2018 H30

定め、「香川県 21 世紀長期構想」に基づき、平成 6 年以降、準備室を設置して学芸員を採用し、歴史博物館の整備を進めていく。同館は、平成 11 年に開館し、高松松平家所蔵の国宝等の多くの貴重な文化財を収蔵するとともに、香川の歴史に関する調査・研究を担う施設として、県内の寺社や庄屋家資料等の総合調査を推進し、その成果を展示や普及事業などで発信してきた。

⑤**地方分権の進展と文化財** 平成 11 年の地方分権一括法の成立に伴う、文化財保護法の改正によって埋蔵文化財の保護を中心として、都道府県等に権限が移譲されることとなる。また、平成 14 年以降、平成の大合併によって、専門職員が不在の市町が大幅に減少することとなる。市町における専門職員の有無や文化財の保存等への対応に関する点において不均衡がある程度改善されたが、行政領域の拡大によって、専門職員数に対する措置を講ずべき文化財数や埋蔵文化財の包蔵地数は格段に増加し、様々な課題への対応において物理的な限界や配慮すべき問題が増えた。

一方で、当該期の史跡における特徴として、これまでの開発対応に伴う遺跡の保存から、保存を目的とした遺跡の調査・研究が市町が主体となって実施されるようになり、東かがわ市の引田城跡、さぬき市津田古墳群、観音寺市大野原古墳群、まんのう町中寺廃寺跡などが国史跡となった。

3) 生涯学習・文化財課（平成 19 年～現在）

①**組織改正** 本県では平成 19、20 年度の組織改正（県立文化施設の再編）によって、それまで一体的に文化財行政を担ってきた部署が再編され、教育委員会では生涯学習・文化財課が、埋蔵文化財センターを所管し、知事部局（政策部）では新設された文化振興課が、県立ミュージアム*、瀬戸内海歴史民俗資料館、香川県文化会館、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所を所管することとなった。その後、各課・各施設での方針に基づく取組みが進められていく。

②**保存における課題** 個別文化財の保存と継承に向けた取組みが続く中で、東日本大震災以後、本県では有形文化財、特に建造物の耐震化など様々な課題への対応が進められている。

また、史跡、名勝、天然記念物の年間の現状変更（市許可等含む）の件数は 148 件（平成 29 年度、一つの史跡名勝天然記念物当たり年間に 3.8 件）と依然多い。その中で、平成 27 年の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業調査報告書』の刊行以降、総合的かつ計画的な保存と活用に向けて、保存活用計画の作成を進めている。

財政的な支援については、国指定、県指定文化財の保存に向けて、文化財の種別や事業内容に応じて、県費補助を行っている。国庫補助の対象とならない小規模な保存修理事業についても県や市町が、所有者等への財政的な支援を行ってきた。また、平成 31 年度から、計画的な保存修理や整備が図られるよう文化財保存活用計画の作成及び作成中を補助金交付の条件とし、作成を推進している。

■補助金

- ・香川県文化財保存事業費関係補助金
- ・国指定文化財管理事業費補助金
- ・ふるさと芸能わっしょいしょい事業費補助金
- ・指定文化財保存修理事業費補助金
- ・重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

③**県としての新たな取組み** 四国遍路世界遺産登録推進事業では、文化振興課とともに、多様な文化財が混在する札所寺院や、道標や接待所などを伴う遍路道、それらを含む町並みが形成する景観、さらにはお接待等の無形民俗文化財としての価値を有するものを構成要素とし、その保存と活用に

* 平成 19 年に瀬戸内海歴史民俗資料館が県立歴史博物館の分館となり、さらに平成 20 年に県立文化会館と統合し、県立ミュージアムとなった。

向けて取り組んでいる。この取り組みは文化財種別に捉われない、面的に展開する文化財の保存・活用に資する方向に繋げていくことを目指すものであり、香川県及び四国を特徴づけるような地域を横断する文化財を群として守り、伝えていく端緒となることが期待される。札所寺院は県が調査し、遍路道については市町が主体となって県と協力しながら調査を行っている。これらの調査によって、新たに国や県の指定となる文化財が掘り起こされるとともに、県と市町が連携して調査報告会等を実施し、地域に向けた情報発信を行っている。また、この事業は四国4県や関係市町村、大学や民間団体などからなる協議会とともに進められており、四国全域が一体となって取り組む体制の先駆けとなることが期待される。讃岐国府跡探索事業は、平成21年以降、讃岐国府跡探索事業ボランティア調査員（讃岐国府ミステリーハンター）とともに、地名調査、地形調査、発掘調査を実施してきた。さらに、平成26年度以降は坂出市と連携した調査を行うなど、讃岐国府跡の本質的価値とその歴史の掘り起こしを行い、令和2年に史跡に指定された。

平成15年頃から市町においても史跡等において国指定を目指す調査の実施と連動して、その成果の積極的な情報発信が行われ始める。

また、平成22年から始まった瀬戸内海国際芸術祭により、瀬戸内の様々な文化への関心が高まることとなり、近年では県、香川大学、福武財団の協同による『瀬戸内全誌』事業で瀬戸内海に関わる調査・研究を進めている。特に、県内を含む瀬戸内地域の無形民俗文化財200件に及ぶ調査を実施し、記録している。

④地域における近年の取り組みや課題 社会の流れが地域開発からまちづくりや地域活性化へと移り、持続可能な仕組みづくりが模索されていく中で、地域固有のものである文化財を、地域の一つの核として、活かした様々な取り組みも試み始められている。

一方で、平成の大合併以後、10年を経た現在において、「公共施設の再配置」という考え方の中で、地域の歴史資料や民俗資料を保管し、展示等を実施してきた施設は、耐震性や効率化の観点から統廃合などによって保管場所の移転などが進められており、文化財の保管場所の確保が問題となっている。また、近年の事例としては、旧琴南町文化財保護協会のように人口減少・限界集落化の中で先人たちの営みの痕跡が喪失してしまうことへの危機感から、町史等をもとに旧町内の多様な文化財等の悉皆調査を自ら実施し、『先人の営みを訪ねて 琴南町文化財悉皆調査』（2016年刊行）として取りまとめ、保存や普及に向けた取り組み事例も見られる。

⑤文化財の活用の取り組み 特別名勝栗林公園等では、ボランティアガイドによる案内のほか、各市町等の主催の各種イベント等も実施されている。文化財の中には公的施設となっているものも多く、地域に所在する文化財の保存と活用における拠点として活用されている。

県の観光振興課の「てくてくさぬき推進事業」（平成22年度以降）や高松市観光交流課の「高松まちかど漫遊帖」（平成18年度以降）などは指定文化財に捉われない各地域にある文化財を活用した取り組みの一つであり、各地域で様々な取り組みが行われている。また、県埋蔵文化財センターに所属するボランティアと讃岐国分寺跡資料館友の会との連携など、新しい連携の形も模索され、県教育委員会の家庭・地域教育力再生事業の取り組みの中で、大野原古墳まつり実行委員会が大野原古墳群を地域教育の場とし、地域の小学生と活動を行っている。

情報発信という点では、本県でも、県内の文化財を取り上げるホームページ「さぬき歴史文化探訪ナビ」（多言語対応）を開設する等、各自自治体で情報発信を行っている。近年は、オンラインメディアとしてのSNS等を活用した世界に向けた積極的な情報発信が求められており、既に必須の方法ともなっている。南米のウユニ塩湖に例えられる三豊市の父母ヶ浜や天空の鳥居として知られる観音寺市の高屋神社等はSNS等のオンラインメディアによる情報発信の効果とその重要性が再確認され

た好例と言える。

こうした取組みに加え、「よみがえる丸亀城」等のARやVR技術を用いたアプリ開発による体験型の活用方法や文化財情報のナビゲーションアプリ等の開発による情報発信、史跡高松城跡などでは、地域特性や特別感を演出できる会場を意味するユニークベニュー^{*}としての活用事例も始まっている。その空間や場の雰囲気という各文化財がもつ特別感を活かし、お茶会や音楽イベント、ライトアップなどの現代的手法を組み合わせ、場の景観や季節感をより際立たせるイベントの開催が行われている。日本遺産^{**}として一つのストーリーのもと複数の文化財や文化遺産を活用していこうとする取組みも始まっている。

以上のように、社会や文化財などへのニーズの変化の中で、地域固有の歴史文化をまちづくりや観光振興等の施策へと結びつけ、役立てていく取組みも次第に増えてきている。

■本県の日本遺産（参考資料 103～106 頁参照）

- ・「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～（平成 27 年）
- ・知ってる！？悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～（令和元年）
- ・荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～（令和元年）

2 個別の文化財における取組み

1) 有形文化財

明治 33 年に、内務省から派遣された国宝計画調査員による県内の寺社所有の有形文化財の調査が実施され、戦後は、昭和 40 年に文化財保護委員会による「四国八十八箇所を中心とする文化財（香川県）」の調査が実施され、重要な文化財の把握がなされた。

県としての調査は、昭和 40 年代後半の札所寺院や金刀比羅宮等の調査が最初期の事例である。建造物では民家調査等の調査（表 4）の成果によって、小比賀家住宅等が重要文化財（昭和 46 年）に指定されるなど、重要文化財や登録文化財数が増加している。

県立ミュージアム（歴史博物館を含む）は、県内の主要寺社等の調査・研究を継続的に実施し、彫刻などの指定に結実している。近年では、モデル地区として多度津町を対象とした地域の有形文化財を中心とした調査を進めており、地域の文化資源の所在把握とそれらの保存に向けた地域住民の意識の啓発や地域住民との連携を模索している。平成 19 年以降は、文化振興課によって世界遺産登録に向けて四国八十八箇所の札所寺院及び遍路道に関する文化財全般の調査を継続的に行っている。また、近代以降の歴史公文書等の調査とそれに基づく収集・保存が文書館等で行われている。こうした市町村合併や学校の統廃合等に伴う地域で保管されてきた公文書等の歴史資料の指定等の保存に向けた検討も始まっている。

建造物等の重要文化財の保存修理事業は所有者によって早くから実施され、昭和 20 年代以降のものとしては丸亀城天守等で修理が実施されている。建造物の保存修理の多くは、昭和 20 年代後半から 50 年代にかけて実施されており、これらのうち早くに保存修理が実施された建造物は近年、再修理の時期を迎え始めている。建造物の保存修理では、修理前の現状と修理における考え方、建築技術、修理履歴等をまとめた報告書が作成され、修理の記録が蓄積されている。近年では、所有

* ユニークベニューとはヨーロッパで生まれた考え方で、歴史的建造物や神社仏閣などの独特な雰囲気をもつ会場のことで、会議、レセプション、イベント等を実施することで特別感や地域特性を演出することを目的としている。文化庁 2019『UNIQUE VENUES HANDBOOK』参照

** 日本遺産は文化財の指定や世界遺産登録とは異なり、地域の歴史的魅惑や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、ストーリーを構成する地域に点在する有形・無形の様々な文化財群を「面」として総合的に活用・発信して地域の活性化を図ることを目指すものである。

者の理解を得ながら保存修理の施工途中での公開も行われ始めている。

本県では、特に、東日本大震災以降、建造物の耐震対策が人的安全と文化財の保存において重要課題とされ、重要文化財小比賀家住宅のように、保存修理の時期に合わせた長寿命化の措置、適切な耐震化を含めた防災対策、防災設備の見直し等が行われている。史跡や名勝に所在する重要文化財においては、耐震化に伴う補強等の史跡への影響の検討や建物の基礎となる石垣等の建造物の耐震性の調査等も始まっている。三豊市指定文化財の本山寺五重塔のように、市指定文化財においても、所有者と有識者によって詳細かつ多角的な調査や検討を行い、耐震化や長寿命化を目指した保存修理が実施されはじめている。少数ではあるが、保存活用計画を策定し、建物の保存や活用を計画的に実施している事例もある。

表5 建造物にかかる保存活用計画

和暦	西暦	種別	対象	内容	作成者	
平成	19	2007	重要文化財	旧善通寺偕行社	保存活用計画	善通寺市教育委員会
	27	2015	登録文化財	高松市水道資料館歴史館及びPR館	保存活用計画	高松市水道局
	31	2019	登録文化財	粟島海洋記念館	保存活用計画	香川県

美術工芸品も、古くから保存修理が行われているが、戦後は昭和20年代後半から50年代にかけて、金刀比羅宮の紙本墨画瀑布及び山水図、法道寺木造地藏菩薩立像などの保存修理が実施され、耐火性収蔵庫の建設等も行われている。平成以降の指定文化財は指定後に保存修理を実施している。平成30年度に保存修理が完了した重要文化財絹本著色志度寺縁起は、修理過程で得られた知見と合わせた修理の成果を県立ミュージアムにおいて展示するなど、美術工芸品の保存と活用の今後のあり方を示している。

防災・防犯対策としては、昭和28年以降、寺社所有の美術工芸品保存施設の整備、昭和47・48年の防災緊急調査を実施し、それ以後も指定文化財の所在確認調査を定期的に行っている。

2) 無形文化財

県内の伝統的な漆芸技術である蒔髷及び存清が、昭和27年3月に「助成の措置を講ずべき無形文化財」に選定されたことを契機として、磯井如真が蒔髷、香川宗石が存清の技術者として、その技術記録の作成が行われた。昭和29年に漆芸研究所が設置され、保存と継承を目的とした後進の育成が65年にわたり行われている。さらに昭和30年に新基準による重要無形文化財の認定制度が生まれ、音丸耕堂が彫漆で国の重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定され、翌31年に磯井如真が蒔髷の保持者として認定された。その後、磯井正美（蒔髷）、太田儔（蒔髷）、山下義人（蒔髷）、大谷早人（蒔髷）が保持者に認定されている。

このほか、昭和32年以降、日本伝統工芸展等の展示により、漆芸技術の保存の基盤となる、技術伝承とそれによって生み出される新たな作品の公開が継続的に実施されている。漆芸研究所とその事業の継続は技術の継承とその前提となる人材の育成、作品発表の場の一定の確保の点から極めて重要である。修了生の山下義人（蒔髷）、大谷早人（蒔髷）が人間国宝（重要無形文化財保持者）に、また太田加津子、伊賀寛泰、佐々木正博、北岡省三、中島光夫、石原雅員、西岡春雪、竹内幸司が県指定無形文化財保持者に認定されている。

3) 民俗文化財

古くは香川県民俗調査会による調査によって『高見・佐柳島民俗調査報告』、『香川県祭事習俗調

査報告』がまとめられている。多数の調査をこれまで県事業(表4)として実施し、『香川県民俗地図』などの報告書を作成している。昭和40年以降、継続的に実施してきたこうした調査(表4)の成果に基づき、綾子踊や滝宮の念仏踊が昭和46年に国の記録選択を経て国指定に、与島・櫃石島の盆踊が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定され、生里のモモチが国指定、庵治の船祭りが県指定文化財に指定されている。

また、瀬戸内海歴史民俗資料館は開館以降、瀬戸内地方の歴史、民俗に関する調査を精力的かつ継続的に進めた成果によって、所蔵する瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具、瀬戸内海の船図及び船大工用具、西日本の背負運搬具コレクションが国指定になっている。瀬戸内海歴史民俗資料館以外にも公益財団法人四国民家博物館、石工用具コレクションを有する高松市石の民俗資料館など、県域を越えた民俗文化財を収集・保存する施設が多い点も特徴である。近年では、瀬戸内海歴史民俗資料館が学校等の公的施設所蔵の民具等の所在把握やその保存に向けた活動成果に基づく企画展示などを実施している。このほか、国の伝統工芸品となっている丸亀うちわ、県の伝統工芸となっている東かがわの手袋製作や、讃岐六条の水車及び関連用具が登録有形民俗文化財となっている。

有形民俗文化財の保存修理は、昭和50年代と平成以降に肥土山の舞台、瀬戸内海及び周辺地域の漁獵用具、牟礼・庵治の石工用具等で実施され、無形民俗文化財(滝宮の念仏踊等)の伝承に必要な衣装等の新調も行われている。近年では宝くじの社会貢献広報事業(コミュニティ助成事業)などの民間助成を活用した修理等を実施している事例も多い。

4) 史跡名勝天然記念物

史跡名勝天然記念物に関する調査は、大正8年の史蹟名勝天然記念物保存法の制定を受け、大正10年に香川県史蹟名勝天然記念物調査会規則を制定し開始する。戦前から昭和25年にかけて15冊の『史蹟名勝天然記念物調査報告』を刊行している。近年では、各市町による県指定史跡の範囲確認や国指定を目指した内容確認の調査を実施している。戦後の名勝と天然記念物に関する調査は、天然記念物の緊急調査を実施し、『植生図・主要動物地図37香川県』(昭和46年)を刊行し、名勝では、近年では、満濃池や宝光寺庭園などの国指定、県指定に向けた調査を実施している。

保存において、観光地化や宅地化等の開発に伴う現状変更行為が大きな問題となり、史跡及び天然記念物屋島を皮切りに、保存管理計画(表6)が策定され、適切な保存管理が目指され、史跡名勝天然記念物におけるこうした現状変更の件数は、昭和45(1970)年が164件、昭和62(1987)年が216件、平成8(1996)年が202件、平成18(2006)年が132件、平成28(2016)年が113件と推移している。近年では、多くの自治体で保存活用計画の作成に取り掛かり、保存すべき本質的価値とその範囲の明確化や、保存と活用のための措置や計画の検討が進められている。

保存修理は、史跡高松城跡や史跡丸亀城跡で石垣修理を早くから実施し、天然記念物では植物を中心に再生事業が実施されている。有形文化財(建造物)の耐震化の検討にあわせて、指定文化財

表6 史跡名勝天然記念物の保存管理計画等

和暦	西暦	種別	対象	内容	作成者	
昭和	51	1976	史跡天然記念物	屋島	保存管理計画	香川県教育委員会
	54	1979	史跡	大坂城石垣石丁場跡	保存管理計画	内海町教育委員会
平成	5	1993	史跡	天霧城跡	保存管理計画	多度津町教育委員会
	9	1997	史跡天然記念物	屋島	保存管理計画	高松市教育委員会
	15	2003	名勝	琴弾公園	保存管理計画	観音寺市教育委員会
	15	2003	特別名勝	栗林公園	保存並びに活用基本計画	香川県
	21	2009	特別名勝	栗林公園	樹木等維持管理指針	香川県

の建造物の基礎となっている史跡内の石垣や石垣等の立体構造物の耐震対策も検討されている。利用者の安全性の確保の観点から、建造物の地盤を構成している石垣等の構造物の災害時等の安全性や災害時の対処等に関する検討が求められている。史跡の本格的な保存整備*は、昭和49年の史跡塩飽勤番所跡を皮切りに始まり、これ以後、より分かりやすく史跡の価値を伝える整備が目指されていく。現在も、各史跡等で公有地化が進められ、保存が図られるとともに、保存整備後には、地域主体の活用が模索されてきている。

天然記念物では、指定物件のほかに、県自然記念物、香川の保存木、自然環境保全地域などとして、自然環境の保全の観点から保護されている植物などもある。地層、地質などの地質鉱物は少ないが、本県の地勢を考える上で重要なものが指定されており、近年では、ジオパークという観点から「讃岐ジオサイト」として本県の地形・地質と歴史文化の関わり方の調査・研究が香川大学によって進められており、こうした取組みを文化財としての保護へと繋げていく必要がある。

5) 文化的景観

文化庁による平成15年の農林水産業、平成22年の採掘、製造、流通、往来、居住に関する調査によって、県内の対象地域や重要地域が示された。また、四国遍路の世界遺産登録に向けた事業の一環として、平成26年度に香川県を含む四国遍路世界遺産登録推進4県協議会が「四国における文化的景観候補地選定調査」を実施した。学識経験者の意見を踏まえながら、香川県内では遍路道及び札所寺院を含む周辺一帯を対象とする21地域が候補地として選定されている。

また、「美しい香川づくり香川県景観形成指針」において、香川県の文化的な景観や香川らしい景観特性が示されている。高松市など6市町で、景観法に基づく景観計画が策定され、良好な景観づくりに向けた規制と誘導が進められているが、この中には地域で保存・継承すべき文化的景観を明確に位置づけるまでには至っていない。なお、県条例では文化的景観は文化財として位置づけられていない。

6) 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区の調査は、丸亀市塩飽本島笠島地区や多度津町高見島の浦地区でいち早く実施され、笠島地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。笠島地区では選定以降、保存修理した建造物の3棟を笠島まちなみ保存センター、ふれあいの館、文書館として公開している。その後も継続的に修理・修景、公有地化等が実施されている。現在、国選定を視野に、多度津町本通地区で調査が進められている。

7) 文化財の保存技術

文化財の保存技術とは、文化財を保存修復するために欠くことのできない伝統的な技術、さらにはそれらに用いられる材料や道具の製作技術等の保存・継承されるべき技術である。現在、県内所在の選定保存技術はないが、全国文化財壁技術保存会に属する左官、文化財石垣保存技術協議会に属する石工などが県内にも在住する。これまで調査は実施しておらず、選定事例もない。

8) 埋蔵文化財

昭和20年代には、重要遺跡の喜兵衛島古墳群、国分台遺跡、紫雲出山遺跡などで大学等の機関

* 文化財の保存と活用を図っていく上で、必要な環境整備のことである。

による発掘調査、昭和40年代には高松市茶臼山古墳などの重要遺跡での個別開発に伴う県・市による発掘調査が実施され、一部が国、県指定史跡となっている。その他、府中ダム水没地区緊急発掘調査など、急速な地域開発に対応し、埋蔵文化財の保護を図ってきた。また、昭和37、47年に埋蔵文化財包蔵地の悉皆調査を実施し、『全国遺跡地図 37 香川県』（昭和52年）を刊行し、その後現在に至るまで、県・市町による地道な域内の埋蔵文化財の試掘確認調査を実施し、土地所有者と開発事業者の理解と協力のもと、埋蔵文化財包蔵地の範囲の更新を進めてきた。

こうした膨大な発掘調査によって、県内各地の各時代の様相が明らかになるとともに、地域の歴史が顕在化してきた。一方で、考古資料としての指定品は少ない。

平成15年以降、市町による国史跡の指定（追加指定含む）を目指す発掘調査も進み、各遺跡の様々な価値が明らかとされてきた。こうした成果に基づき、シンポジウム、体験講座のみならず、工夫を凝らした各種事業が各自治体で実施されている。

3 専門職員*の現状

1) 県における体制

昭和50年代以降の大規模開発に伴う埋蔵文化財の保護に向けた埋蔵文化財の専門職員の採用、歴史博物館の整備を契機とした歴史・美術史・保存科学等の専門職員の採用を通じて、体制を整備してきた。一方で、生涯学習・文化財課や瀬戸内海歴史民俗資料館では教職員を専門職員として位置づけ、長期的な在任期間によって専門性を高めてきたものの、近年ではこうした専門職員の退職や在任期間の短縮化等により、その専門性の確保も困難になっている。こうした状況が現在まで続いており、専門職員の十分な配置が進んでいない。

平成10年以降、専門職員が文化財行政に大きく関わり、全体の方向性の決定等を行う職掌も担い始める。また、平成15年以降、建造物や民俗文化財の調査等の事業や四国遍路の世界遺産登録推進事業や観光振興での文化財の活用などに対応するために、様々な部署に専門職員を配置しており、こうした中で、専門職員間での文化財の適切な保存と効果的な活用に向けた方針や考え方の共有、連携の強化の必要性も次第に高まっていく。一方で、個別文化財の各分野に応じた専門職員の配置も十分ではない。文化財に適した保存や修理を行っていく上で、専門的な助言や対応を行うことが難しい場合も多く、県内の大学や県外の有識者の技術指導を得る必要もある。

平成19、20年度の組織改正後、各課や各施設の位置づけが変化し、文化財の保存と活用における方針の多様化、業務や役割の再構築が進んでいく。例えば、瀬戸内海歴史民俗資料館は県立ミュージアムと埋蔵文化財センターとの役割分担の中で専門分野を民俗に特化していく。

多様化する個別の課題に対応する専門職員のほか、各文化財に対応できる専門職員の存在が求められ、加えて、文化財保存活用計画や文化財保存活用地域計画等の作成に向けた、横断的な視野での地域に所在する文化財の掘り起こしや保存と活用を行い、さらにまちづくり等に活かしていく幅広い視野を持った人材の確保と育成も求められている。このように、現在の文化財を取り巻く多様な課題に対応するために、各分野の専門職員の適正な配置と人材育成が必要である。

文化財の保存と活用を担っている部署の業務における現状について表7に整理しておく。

2) 市町における体制

現在、8市9町となり、そのうち、専門職員は8市3町で配置されており、嘱託職員を含めれば、

* 本大綱における文化財専門職員とは、現在、文化財専門員や学芸員などとして採用もしくは従事しているものを指し、本文中では「専門職員」と呼称する。ただし、本県のこれまでの文化財行政の歴史においては一般行政職や教職員が担ってきた部分が多い。なお、専門職員は、文化財に関わる部署（生涯学習・文化財課、文化振興課、観光振興課、県立ミュージアム、瀬戸内海歴史民俗資料館、漆芸研究所、埋蔵文化財センター（78頁参照））で業務を行っている。

表7 各部署の取組み

■生涯学習・文化財課

県内の文化財の保存・活用の全般について所管するとともに、市町が実施する調査、保存修理、整備等、それに伴う補助事業に関して、国と市町の調整等を業務として執り行っており、文化財保護に関わる情報を集積している。文化財の保存と活用に関わる方向性を主導・調整する部署である。

個別文化財の保存に向けた国や市町、所有者等との調整機関としての役割に加え、保存修理や防災対策等をはじめとする様々な課題、広域に展開する文化財や関連する文化財群（四国遍路や日本遺産の構成要素等）に関する保存・活用における諸課題等への対応が求められており、地域の中で様々な文化財が保存され、活用が図られるように広域的、専門的な観点から地域間を調整し、地域の方向づけや支援などを行っていくことが求められる。

■埋蔵文化財センター

県内の埋蔵文化財の調査・研究を通じて、埋蔵文化財の保存と活用に取り組み、開発に伴う記録保存を前提とした発掘調査のみならず、調査成果の展示等を通じて地域に還元している。近年では、県市連携事業として讃岐国府跡探索事業（保存目的の発掘調査）を実施している。事業数の減少の中で、専門職員としての知識とスキルの向上を図っていくことや体制の整備が重要である。今後も県内の遺跡や発掘調査で出土した遺物等に関する調査・研究を通じて、地域の歴史文化の価値の掘り起こしと顕在化を進め、地域に密着した取組みが求められている。

■文化振興課

文化の振興及び普及に関することを所管し、文化芸術振興計画の策定・進行管理や下記の各施設の管理等を行うほか、世界遺産、日本遺産、漆芸等に関わる事業を行っている。

生涯学習・文化財課とともに、世界遺産登録に向けた四国遍路の札所寺院及び遍路道の文化財調査を実施し、文化財指定等の保存措置を講じるほか、調査成果の情報発信等を行っている。また、四国4県で連携し、今後の活用も含む四国遍路全体の統一的な保存管理の方法についても検討を進めている。

このほか、日本遺産に認定された市町の取組みへの助言等を行うほか、香川漆芸魅力発信戦略事業や若手漆芸作家支援事業などを実施し、漆芸技術（蒔罽、存清、彫漆等）の保存と継承に向けた取組みを進めている。

■県立ミュージアム

香川県の歴史文化の創出、さらには有形文化財を中心とした文化財の保存と活用における中核的な役割を担っている。これまで県内の主要寺院等の調査・研究を進めるとともに、それらの成果を特別展や企画展示で発信し、県立ミュージアムの中期活動計画に基づき、地域の文化資源の掘り起こし、磨き上げ、活用、それらの適切な収集・保存、大規模展覧会などの開催を進めており、市町との連携などの取組みを進めてきた。香川県資料館協議会を運営するなど、県内の文化施設の中心施設として、知識や情報の発信・共有も重要な役割の一つである。

一方で、国宝や重要文化財を多数収蔵し、公開承認施設にもなっているが、県立ミュージアムの創設に伴い美術部門との統合により、歴史関係の展示は減少することとなった。そのため、指定文化財を借用により展示公開する機会が減少し、公開承認施設として課題がある。また、文化財の適切な管理においては、収集方針の策定や収蔵資料の基礎調査、その成果の公表や情報発信等が課題として挙げられる。世代交代も進行しており、収蔵文化財の取扱い等も含め、必要な知識・技術の継承を行っていく必要もある。

■瀬戸内海歴史民俗資料館

広域資料館として瀬戸内の生活、漁業、海事などを中心として歴史文化の調査・研究を牽引してきた。特に、瀬戸内海に関わる民俗文化財を中心に収集・保存を進め、瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具、瀬戸内海の船図及び船大工用具、西日本の背負子運搬具コレクションという約6,000点に及ぶ重要有形民俗文化財を有している。民俗文化財は生活に最も密着した文化財であり、その調査のノウハウも蓄積しており、こうした地域の身近な文化財の把握やその価値の掘り起こしの牽引者としての役割を担い、地域住民やボランティアとともに実施している。近年は学校等の公共施設保管の民俗文化財等の所在把握や情報収集、香川県産業技術センター保管のジェットロ海外優秀商品見本資料の収蔵・整理、讃岐六条の水車及び関連用具の調査と国の有形民俗文化財の登録に向けた支援等を行っている。

■漆芸研究所

県立の施設として本県を代表する無形文化財である漆芸技術（蒔罽、存清、彫漆）の保存と継承のために人材の育成に取り組んでいる。修了生の山下義人氏が重要無形文化財蒔罽保持者、いわゆる「人間国宝」に認定されている。研究生は、重要無形文化財の保持者などの優れた技術保持者の指導を直接受けることができ、技術の習得、保存・継承を行っていく環境が整備されており、漆芸振興の拠点となっている。これまで、修了生は446名（令和2年3月31日現在）となり、作家や漆工技術者等として活躍している。今後も継続して、人材育成に取り組むとともに、修了生が作家等として活躍できる環境づくり等を行っていく。近年では、漆芸作品の展示や県民を対象とした漆芸体験教室の開催を通じて漆芸の情報発信を行っている。

専門職員が不在の市町は4町である。しかし、文化財保護行政に関わる人員数のうち専門職員が占める比率は3割弱である。高松市と丸亀市を除けば、文化財を主管する部署は生涯学習課、文化振興課となり、幅広い業務を行っており、専門職員の多くも社会教育、生涯学習、文化振興の業務に従事しながら、文化財行政に取り組んでいるのが現状である。

市町の専門職員は約9割が埋蔵文化財の専門職員で、かつ、一手にすべての文化財の保存と活用に取り組まなければならない。一部の市町を除けば、基本的には専門職員は一人体制である。多くの市町では、新たな人材の確保による世代交代が進み、20～30代の若い世代が多い。世代交代による若返りが図られてきている反面、様々な地域内の文化財への目配りや課題解決、事業の推進等への対応に関する課題も多くなっている。近年では、建造物の耐震化等の多様な課題への対応に加え、地域に所在する文化財総体の保存と活用に向けた、様々な取組みをコーディネート／マネジメントしていくなどの多様な役割が求められている。しかし、このような課題は、一朝一夕に解決できるものではない。県と市町、市町間での連携強化に加え、庁内の各部署と連携強化を図り、多くの関係者とともに進めていくことが重要となる。日常業務での地域の様々な団体との関係や接点を活用するなど、地域住民とともに進めていくことが現状を打開していくためには必要不可欠である。

4 関係機関・関係団体

1) 地方文化財保護審議会

昭和26年に香川県文化財保護調査会規則が定められた。20人以内の委員で組織した調査会が発足し、3つの部会（有形文化財、史跡名勝天然記念物、無形文化財）が設けられ、文化財の調査に取り組み、その成果は『香川県文化財調査報告』（昭和27年）としてまとめられる。その後、昭和30年に条例を定め、15人の文化財専門委員に委嘱した。昭和51年に文化財保護審議会条例を定め、10人以内の委員とし、県指定文化財の指定を行い、それらの保存に努めてきた。

一方、市町では昭和40年代後半から50年代頃に、条例が制定され文化財保護審議会等の設置が進み、合併等を経て、現在は未設置の市町はない。多くの市町で、県内若しくは域内の有識者によって保護審議会の委員が構成されているが、委員の大部分が地域の代表や行政、教員経験者等によって構成されている点の特徴である。

2) 県内の大学等の教育・研究機関

文化財に関わる県内の教育・研究機関としては、香川大学や徳島文理大学等がある。特に、香川大学には歴史、建造物、天然記念物、土木工学に関する専門家、徳島文理大学に考古学、歴史、建造物、美術工芸品に関する専門家が在籍しており、文化財の調査・研究、保存・活用における様々な場面で指導・助言を得ている。市町によって、連携協定を締結するなど、調査・研究等において官学連携が進んでいる。

文化財保護審議会や調査委員会等の委員を委嘱するなど、地域に所在する文化財の調査・研究、保存を進めていく上で重要な存在である。ただし、県内大学における専門家は少なく、官学連携の動きも極めて限定的な分野で、基本的には多くの分野で調査・研究、保存修理の内容によって県外の専門家を招聘せざるを得ないのが現実である。

3) 関係団体

昭和28年に発足した文化財保護協会は、文化財所有者を中心に全国で2番目という早い時期に創設され、戦後早くから本県の文化財の保存と活用の一翼を担い、本県の文化財保護の歩みにおけ

る特徴の一つである。会員自身が地域の歴史文化や文化財の調査・研究を行い、協会報の特別号として発信するなど、積極的に文化財保護に向けた活動を行ってきた。現在は12の支部からなっており、会員の高齢化、会員数の減少が進むが、地域に所在する文化財（石造物や絵馬等）の調査や歴史の調査・研究、文化財の保存と活用における啓発などの地道な活動を現在も続けている。

このほかに、それぞれの専門的な立場から文化財の調査、保存・活用等の取組みにおいて関係団体（80・81頁参照）の協力を得ている。

第2節 文化財の保存と活用における課題

1 全般

課題

- 1)文化財保護法の改正への対応と体系的な方針の提示
- 2)文化財を保存・継承していく担い手の育成
- 3)地域に所在する文化財や歴史文化の調査・研究の推進と情報発信
- 4)総合的かつ広範な視点からの文化財の保存と活用のより一層の推進

1) 文化財保護法の改正への対応と体系的な方針の提示

平成30年の文化財保護法の改正を踏まえ、県内の多様な種別の文化財に対応するために、保護手法、保護措置等について、条例等のあり方を検討していく必要がある。また、本大綱は、文化財の保存・活用に関する全般的かつ体系的な方針の発信という意味で初めての試みである。今後も大綱を定期的に見直し、これまでの文化財の保存や活用を進める中で蓄積した理念や現場における課題やその解決の方法等を体系的な方針として提示していくことが重要である。

2) 文化財を保存・継承していく担い手の育成

近年の人口減少、少子高齢化によって、地域住民の減少や寺社の無住化などが進み、地域住民や寺社の檀家や氏子だけでは、建物や伝統芸能の継承を図っていくための母体を維持できなくなっている。こうした状況に対応するために、担い手としての自治会等の伝承母体の再編や関心をもつ人々を集めた任意団体の結成など、いわゆる関係人口^{*}の創出が重要である。

3) 地域に所在する文化財や歴史文化の調査・研究の推進と情報発信

国や県によるこれまでの様々な総合調査によって、新たな指定文化財の指定へと繋がっており、埋もれた文化財の掘り起こしや価値の顕在化が、文化財の保存や継承を進めていく上で極めて重要であることを示している。これまで積み重ねてきた調査や研究を基礎としつつ、文化財のもつ価値をより一層引き出し、保存へと繋げていかなければならない。文化財がもつ魅力は地域の自然環境や風土によって育まれたものでありながら、「せとうち・香川」らしさを体現するだけでなく、広く普遍的な価値を有している。こうした価値を顕在化させ、高めていくためにも、調査や研究を進め、その面白さ、豊かさを発信し、様々な分野の人々に伝え、共有し、現代社会の中で価値づけていかなければならない。

4) 総合的かつ広範な視点からの文化財の保存と活用のより一層の推進

「文化財は、地域の環境の中で、人々の営みや長い歴史によって価値が見出され、守り伝えられて

^{*} 地域に非在住でありながら、特定の地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。（総務省HP等）

きたものであり、単独で存在するように見える文化財でも、周辺環境や他の様々な文化財と関連性を保ちながら存在^{*}するものであり、更に日本列島の歴史的経験の一面を留めるものとしての価値も有している。そのため、文化財とその周辺環境を含めて、総合的に捉え、価値の保存と活用を図っていくことが重要である。本県では、こうした観点での取組みは少なく、県内における歴史文化基本構想も未策定である。一方、地域づくりなどにおける文化財の役割の増大や文化財への期待も高まっており、これまでの文化財の保存・活用のあり方に加え、各地域で育まれた有形・無形の文化財を多様な方法で守り、伝えていく取組みをより一層推進していく必要がある。そのためにも、文化財やそれらが体现している歴史文化から学び、国民、県民の文化的向上に資する取組みを行っていかなければならない。

2 担い手

課題

- 1) 体制整備と人材育成
- 2) 県と市町、市町間の連携強化
- 3) 地域の様々な人材の創出と活用の推進

1) 体制整備と人材育成

文化財の保存と活用を推進していくためにも、県は各市町に助言や支援を行うとともに、連携をより一層図っていかなければならない。そのためにも高度な専門性、多様な文化財とその課題に対応する専門職員の育成は重要な課題であり、継続的かつ戦略的に各分野の専門職員の採用とその後の専門的能力の向上のための育成を進めていくことが必要不可欠である。また、適正な人材の配置に加え、文化財と関係の深い分野の専門職員との連携や人事交流などについても検討していく必要がある。加えてこれまでの知識や経験を適切に蓄積し、参照できるようにしていくことも重要である。

2) 県と市町、市町間の連携強化

市町においても人材の確保が重要課題であるが、現実には非常に厳しい。そのため、これまで以上に県と市町、市町間の連携体制の整備や地域の様々な人材の活用の促進を図っていくことが重要である。四国遍路に関する調査・普及事業における取組み事例のように様々な連携を図っていくことが重要である。そのためにも、県における専門職員の確保と適切な配置、人材の育成は重要な課題である。

3) 地域の様々な人材の創出と活用の推進

近年では、文化財とそれを取り巻く周辺環境の特性を理解し、総合的に保存や活用を進めていくためのマネジメント能力が求められており、その養成も重要な課題である。一方で、そうした幅広い視野と能力は一朝一夕には身に付けることができないため、様々な分野の専門家のみならず、地域住民や民間団体との連携、さらには地域の人材の創出も重要である。

3 調査・研究

課題

- 1) 総合的な調査の推進
- 2) 「せとうち・香川」ならでの歴史文化の顕在化
- 3) 自治体間の連携
- 4) 各文化財における課題

* 亀山章 2012 「文化財と自然」『自然的文化財マネジメント』

1) 総合的な調査の推進

調査・研究はその文化財がもつ価値を明らかにするための出発点であり、保存と活用を図っていく上での必須のプロセスである。調査・研究にあたっては、まず地域に応じた明確な目的と計画のもと文化財の把握を行う必要がある。その後、対象とする文化財を絞り込み、広い視点から各文化財が有する本質的価値を顕在化させることが重要である。

2) 「せとうち・香川」ならではの歴史文化の顕在化

各文化財の調査のみならず、各分野や地域を横断した調査・研究を推進し、環境と人との関わりを立体的に捉え直し、「せとうち・香川」ならではの歴史文化の抽出と、さらなる顕在化を目指した取組みが必要である。さらにこうした歴史文化の豊かさを様々な形で伝えていかなければならない。

3) 自治体間の連携

県と市町、市町間、さらには県域を越えた地域も含め自治体間で連携した調査・研究をより一層進め、これまで十分に顕在化していなかった新たな価値や分野の開拓を進めていかなければならない。

4) 各文化財における課題

表8のとおりである。

4 保 存

文化財さらにはそれが伝える先人たちの知恵や経験から学び、それらを活かすためにも、文化財を適切に保存し、良好な状況で伝えていくことこそが最も重要である。

課 題

<p>1) 調査・研究による文化財指定のより一層の推進 2) 維持管理と定期的な修理 3) 文化財に応じた保存に関する考え方の共有と技術等の集約と蓄積 4) 文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の作成 5) 未指定文化財の保護に向けた手法や県条例等の検討 6) 各文化財における課題</p>

1) 調査・研究による文化財指定のより一層の推進

地域に所在する様々な文化財の総合的な把握を踏まえ、調査・研究を実施し、価値に応じた指定を行うことで、保護措置を講じ、後世に文化財を伝えていかなければならない。

2) 維持管理と定期的な修理

いずれの文化財も、継続的な維持管理と定期的な点検、小規模な修理等の適切な実施が重要であることを改めて認識しなければならない。このことを所有者及び広く県民の間で共有していくためにも、継続的な啓発活動が必要不可欠である。県立ミュージアム等の文化財を保管する施設は、適切な保存のため、必要な収蔵スペースの確保や指定文化財の保管や収蔵に係る施設の適切な維持管理とその修繕を行う必要がある。また、価値を保存するための修理においては、高度な技術的(専門的)判断と費用負担が必要となるため、技術支援や助言のできる環境づくりを行うとともに、保存修理を定期的実施するための国や県・市町による財政的な支援とともに、多様な財源確保の方法についても検討していく必要がある。

3) 文化財に応じた保存に関する考え方の共有と技術等の集約と蓄積

文化財を適切に保存していく上で欠かすことができない保存修理の実施に当たっては、様々な専門家等による合意形成を図りながら進めていく必要がある。材質や周辺環境も大きく異なるため、文化財に応じた基本的な考え方を共有していくことが重要であり、これまでの知識・技術の集約・蓄積を行っていくことが、適切な保存や修理を進めていく上でも必要不可欠である。

4) 文化財保存活用地域計画・個別の文化財保存活用計画の作成

文化財の本質的価値や地域に応じた、文化財に必要な保存や整備等の計画を作成し、持続可能な方法での文化財の保存に努めていくためには、平成30年の文化財保護法の改正によって法定計画化された、文化財保存活用地域計画や保存活用計画の作成は必要不可欠である。

5) 未指定文化財の保護に向けた手法や県条例等の検討

文化財保護法と香川県文化財保護条例では対象とする文化財の範囲や保護の手法（登録文化財制度等）が異なっている。加えて、未指定文化財は文化財保護法に保護に関する措置が定められていないが、日本遺産の構成要素や今後作成が進められる地域計画の中では、未指定文化財も含めて保存や活用を図っていくことが求められている。このような中、多種多様な文化財に応じた保護手法（条例設置、記録保存、財政的な支援等）を検討していく必要があり、地域に所在する多様な文化財の保護へと繋げていくためにも条例のあり方を検討する必要がある。

6) 各文化財における課題

表8のとおりである。

5 活用

課題

- 1) 活用を図る上での基本的な考え方の共有
- 2) 価値の積極的な情報発信
- 3) 先端技術や新たな視点での活用の推進
- 4) 文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の作成
- 5) 市町の総合計画等への位置づけ
- 6) 多様な主体とのより一層の連携

1) 活用を図る上での基本的な考え方の共有

文化財は唯一無二の代替不能な存在であること、すべて同じ条件で活用を図ることができるわけではないことをまず認識しなければならない。有形文化財の美術工芸品のように、それ自身の材質や宗教的な理由等によって公開を制限せざるを得ないものも多く、一律に活用することは難しい。文化財の種別、さらには対象に応じて、保存・継承すべき価値、さらには性質や環境に応じて、適切に保存していくための基本的な考え方や方針について、所有者をはじめ様々な関係者と事前に十分に議論し、共有しておく必要がある。また、こうした価値の保存や継承を適切に行っていくための認識の共有には時間を要することも認識しておく必要がある。

その上で、現在の様々な先端技術の活用について検討し、文化財自体の公開のみならず、価値の発信や継承に寄与する活用のあり方を模索していかなければならない。

表8 文化財別の調査・研究、保存に関する課題

第2章	■有形文化財
	<p>【調査・研究】 調査・研究を継続的に進め、香川ならではの文化財や歴史文化の掘り起こしを行っていく必要がある。さらに、これまで進められてきた寺社の文化財調査以外の新たな分野や文化財を対象とした横断的な調査・研究についても検討していく必要がある。</p> <p>美術工芸品では、各分野に応じて香川を特徴づけるテーマなどについて調査・研究を進めていく必要がある。加えて、未指定文化財は膨大な量に及ぶが、人口減少等により維持管理が困難になっている社会状況や災害発生時等への対応としても、対象や目的を明確にした悉皆調査を行っていく必要がある。考古資料はこれまで膨大な発掘調査が実施され、多くの資料が蓄積されているが、調査・研究による価値づけやそれに基づく指定が十分に図れていない。歴史資料はこれまでの多くの悉皆調査を踏まえ、指定等の措置を行っていく必要がある。</p> <p>【保 存】 調査・研究の成果を踏まえた保存に向けて、指定等の措置を図っていく必要がある。建造物では近代化遺産等の木造以外の建造物等の保存修理方法、建造物や構造物の耐震対策の検討が喫緊の課題である。耐震対策は予備診断を実施した後、対処方針の作成、耐震対策工事の実施を検討していくことが求められている。こうした防災対策に加え、自動火災報知設備の設置による防火対策、美術工芸品では防犯対策などの保存環境の維持と適切な保存修理の必要性について周知を図り、維持管理や定期的な修理を促していくことが重要である。また、こうした建造物の公開が十分になされていない。</p> <p>有形文化財の多くは個人所有のものであり、維持管理、保存修理等における技術的・財政的な負担が大きく、負担軽減のための様々な措置を民間助成等も含め検討していく必要がある。有形文化財の修理等は、所有者への負担が大きく、どうしても有識者と専門業者任せになってしまう点は課題であり、所在する市町の関わりも今後はさらに重要になってくる。</p>
	■無形文化財
	<p>【調査・研究】 香川の伝統的な漆芸だけでなく、芸術上、工芸史上重要な工芸技術のほか、芸術上の価値が認められ得る芸能関係についても調査・研究を進めていく必要がある。</p> <p>【保 存】 調査によって明らかになった工芸技術や芸能について適切な保存を図っていく必要がある。また、本県を代表する無形文化財は漆芸技術であり、その技術の伝承に向けた漆芸研究所の継続的な取組みと研究所の修了生が作家等として活躍できる環境づくりを進めていくことが重要である。</p>
■民俗文化財	
<p>【調査・研究】 社会情勢の変化を見ながら、定期的な祭り・行事等の生活文化の調査と記録化（記録作成）に基づく保存・活用が必要である。特に、民俗技術の現状把握、食文化や産業、これまで十分な調査が行われていなかった分野の調査等を進めていく必要がある。また、自然環境と人々との関わりに関する総合調査についても検討していくことが求められる。</p> <p>【保 存】 地域や集落の衰退や消滅等の人々の生活スタイルや活動、社会環境の変化が文化財の保存と活用に直結するため、伝承母体としての個々の文化財の担い手の養成並びに伝承に必要な環境整備を行っていくことが重要である。関係施策との連携やいわゆる関係人口の確保に向けた取組みが必要不可欠となる。伝統芸能等の披露を行う場の確保を継続的に行っていくこともその一つである。</p> <p>有形民俗文化財の適切な保存は、適切な保管環境の整備、舞台や道具の定期的な保存修理を行っていくことが大切である。多くの場合は自治会や保存会等が母体となって実施しており、民間助成事業による財源確保や補助事業などの財政的な支援に加え、自治体等への援助も必要である。</p>	
■史跡名勝天然記念物	
<p>【調査・研究】 地域の歴史や風土を形成してきた文化財と言え、遺跡や他の文化財と関連付けながら、調査・研究に基づく学術的価値を顕在化し、積極的に価値づけを行っていくことが重要である。また、近代以降に成立した記念物の調査やその保存に向けた調査・研究、近年の満濃池の国の指定のように、名勝や天然記念物に関する十分に調査が行えていない分野の総合調査を実施し、新たな史跡名勝天然記念物の掘り起こしや価値づけを行っていく必要がある。</p>	

表8 文化財別の調査・研究、保存に関する課題（続き）

<p>天然記念物は自然記念物、香川の保存木や自然環境保全地域（香川県自然環境保全条例）等について今後保存を検討すべきものとして現況についても把握を進め、価値づけ等も行っていく必要がある。近年、地質、地形、石の文化については、ジオパークとしての調査・研究が進み、価値の発信がなされており、更なる調査・研究の深化や重要な箇所や範囲の保存に繋げていく整理を行っていくことも重要である。</p> <p>【保存】 適切な保存と活用の両立のためには公有地化や周辺環境の整備を行うとともに、構造や立地を踏まえ、保存活用計画を作成していかなければならない。既に公的施設となっているものも多く、文化財の保存と活用においても拠点となるもので、本質的価値の保存を図りつつ、活用に必要な設備などの整備を行っていくことが重要である。</p> <p>また、史跡や名勝には、構成要素としての建造物、古墳、石垣等の立体構造物も含まれており、維持管理や定期的な保存修理等が必要である。そのため、定期的な観察と現状を整理した基礎資料を作成し、適切な保存修理や維持管理の方法の調査・研究を進めていかなければならない。特に、土木構造物の解体修理は構造的特徴を十分に把握し、修理の判断は慎重に行わなければならない。</p> <p>天然記念物のうち植物については、定期的な観察とそれに基づく、保存（長寿命化）のための措置を施していかなければならない。</p>
<p>■文化的景観</p> <p>【調査・研究】 将来の候補地を含めた香川ならではの生活文化や生業に基づく、景観地の調査を行うことが重要である。景観法に基づく、景観計画が作成されていない市町では、地域の景観の調査を行い、景観計画の作成などの取組みを進めるとともに、文化的景観の価値づけを明確にしていく必要がある。その際、保全や継承の観点から、それを支える地域社会の調査も同時に行う必要がある。</p> <p>【保存】 市町では、文化的景観としての価値の掘り起こしなどの調査を行うとともに、保存活用計画を作成していくことが重要である。既に調査を行っている遍路道の景観に関する保存や指定に向けた更なる調査や措置を検討していくことも重要である。また、保全を図りながら、まちづくり等へどのように繋げていくかを考えていく必要がある。</p>
<p>■伝統的建造物群</p> <p>【調査・研究】 将来の候補地を含めた、地域固有の歴史的町並みや集落の調査を行うことが重要である。その際、保全や継承の観点から、それを支える地域社会の調査も同時に行う必要がある。</p> <p>【保存】 県内唯一の重要伝統的建造物群保存地区である丸亀市塩飽本島の笠島地区では、面的な保存が図られているものの、地域の活性化等に直接的に結びついていない点等もあり、保存地区の設定時からこうした点を議論しておくことが重要である。さらに、取組みの効果についても検証していく必要がある。</p>
<p>■文化財の保存技術</p> <p>【調査・研究】 文化財の保存技術に関する調査・研究を進めていく必要がある。</p> <p>【保存】 調査・研究の成果を踏まえ、適切な保存を目指す必要がある。また、文化財の保存修理において、保存団体と連携し、保存技術を役立てるとともに、協力して技術の継承を図っていく必要がある。</p>
<p>■埋蔵文化財</p> <p>【調査・研究】 分布調査や試掘確認調査を今後も継続的に実施し、埋蔵文化財包蔵地の範囲の更新を行っていかなければならない。</p> <p>【保存】 現地での保存を図るとともに、開発に伴う発掘調査においても、遺跡に応じた適切な方法を十分に検討し、適切な記録作成を図っていく。同時に指定候補ともなる重要遺跡の保存についても検討していかなければならない。</p>

2) 価値の積極的な情報発信

情報発信はこれまでも様々な方法を用いてきたが、その対象や種別がかなり限定されており、十分に県民に伝わっていないこともある。文化財への関心を高めていくためにも、関係者と連携しながら、最新成果をもとにした価値づけを効果的かつ定期的に発信し受信者に届けていかなければならない。修理時に、日常は見ることのできない場所や構造を公開していくことも一つの方法である。

3) 先端技術や新たな視点での活用の推進

周辺環境、文化財の性質等に応じて、VR・AR 技術などの先端技術の活用も、必須となりつつある。調査・研究による新たな知見に応じた更新、リアリティーの追及など、多様なニーズへの対応を可能とするもので、文化財に応じて今後検討していく必要がある。老舗観光地などとして著名な文化財では、既にユニークベニュー（特別な会場）としての活用も始まっている。こうした取組みに加え、継続的に調査・研究を行い、新たな価値の掘り起こしを行うとともに、日頃の維持管理を通じて価値の適切な保存を絶えず行っていくことも、魅力向上につながっていく。

4) 文化財保存活用地域計画・文化財保存活用計画の作成

国指定文化財を中心に個別に活用が図られてきたが、県・市町指定文化財、未指定文化財も含めた様々な文化財の活用や群としての活用等、新たな切り口での活用を進めていくためにも、平成 30 年の文化財保護法の改正によって法定計画化された文化財保存活用地域計画や個別の文化財保存活用計画を作成していく中で、広い視点で文化財を捉え直し、文化財の特徴、周辺環境も含め、価値や新たな可能性を地域住民や民間団体などの多様な分野の人々の視点から考えていき、日本遺産のようなストーリー性のある活用方法も検討していかなければならない。

5) 市町の総合計画等への位置づけ

市町へのアンケート結果では、市町の総合計画の中に文化財の保存・活用に関わる事業が位置づけられていない場合が多数を占めている。文化財の保存と継承を図っていく上でも、地域における文化財の認識を高め、文化財の保存や活用に関わる課題を地域の課題として位置づけ、取り組んでいく必要がある。文化財保存活用地域計画、文化財保存活用計画の作成は総合計画等への反映に向けた重要な手段の一つで、必要な財源の確保を行う上でも必要不可欠である。

6) 多様な主体とのより一層の連携

観光や教育等、他分野の行政部局との調整や連携・協働が必要で、連携の中で生み出される新たな視点は課題解決の契機ともなりうる。地域振興、地域づくり、まちづくりなどの中で思考し、地域活力の活性化や地域課題の克服に向けた活動として、文化財の保存や活用が図られるように位置づけていく必要がある。また、文化財がこうした取組みの中核を担っていくことも期待されている。このような点からも文化財のもつ価値や地域固有の歴史文化をまちづくりに繋げていく発想やそれにもとづく活動が重要である。地域の各主体ができることを持ち寄ることから始めて、地域総がかりで文化財を守り、伝えていくための機運の醸成やより活発的な活動へと繋げていかなければならない。

6 関係機関・関係団体

1) 地方文化財保護審議会

地方文化財保護審議会は、平成 30 年の文化財保護法の改正によって、構成する委員は「文化財

に関して優れた識見を有するものによって構成される」と新たに明文化された。今後は専門性を担保した上で文化財の保存と活用をどのように各自治体で取り組んでいくかを議論する場となることが期待される。その意味で、文化財の調査や保存に関する専門性に加え、地域づくりなどに通じた人材の選定も今後求められるであろう。いずれにしても、文化財保護法の改正を受けて地方文化財保護審議会のあり方も、地域に所在する文化財をどのように保存し、活用していくかという総合的、戦略的な観点から考えていくことが求められる。

2) 文化財保護指導委員

平成30年の文化財保護法の改正によって、市町の教育委員会に設置することができることになり、今後の文化財の保存と活用において重要な人材としての活用が期待される。文化財を取り巻く課題や災害時の対応なども含めて、これまで以上に役割の強化や明確化を図っていく必要がある。そのため、研修の実施などによる資質向上に努めるとともに、指導委員間の連携を図れる体制づくりなどを進めていく必要がある。

3) 大学等の教育・研究機関

様々な専門的見地から、文化財の種別に応じて、価値づけやその保存を進めていく上で最適な方法を検討していく必要があり、調査・研究、保存修理において大学などとの連携が今後も重要となる。そのため、県や市町は、県内に限らず、広く長期的に、諸分野での連携が図れるように戦略的に考えていかなければならない。また、専門的に文化財の保存と活用を担うことが期待される人材の創出という教育的側面では、文化財の調査・研究、保存と活用の現場を教育の場として積極的に活用できるよう、県が調整を図っていくことも重要であり、様々な取組みで官学連携をより一層図っていかねばならない。

4) 関係団体

文化財保護協会は、会員の高齢化、会員数の減少という課題を抱えているが、地域での文化財の保存と活用における諸活動（地域計画作成に必要な文化財の総合調査等）の協力者として、今後も一定の役割が期待され、様々な事業において行政との連携や協働が望まれる。

しかし、関係団体との連携は、十分に図られておらず、調査や保存の個別的・限定的な場面での技術的・人的支援にとどまっている。それゆえ、調査や保存のみならず、計画策定などにおいても、地域住民や民間団体と連携を図り、取組みを通じて地域の人材育成を図っていく必要がある。

7 市町支援

県は、国・県指定文化財の調査、修理、保存整備等の事業において、市町の体制・事業内容に応じて支援を行ってきたが、十分に行えていない分野もある。今後も、多様化かつ累積化する様々な課題の解決に向けて、県は、国との調整、市町間の調整を行い、地域計画、保存活用計画の作成、各種事業等において、文化財の種別や調査や保存の内容に応じた専門職員による専門的見地からの助言や支援を行っていくことが重要である。また、県は補助金制度による財政支援も継続して行っていく必要がある。

8 災害時における文化財への影響と課題

わが国は地理的、地形的、気象的諸条件から多くの自然災害が発生しやすい国土である。香川県では、南海トラフ地震が今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測され、近年では、

平成 16 年の台風 16 号及び 23 号に伴う浸水被害、平成 30 年の丸亀市での豪雨に伴う丸亀城跡の石垣崩落などの自然災害による文化財への被害が生じており、災害が少ないと言われる本県においても大規模災害が頻発している。

大規模災害による被害や影響をゼロにすることは難しいが、災害時の文化財への影響を減じ、災害発生後の文化財への対応を円滑に行うためにも、平時の取組みが重要である。同時に、危機管理部局や消防局と連携し、防災対策を進め、文化財の適切な保存に努めていかなければならない。

東日本大震災以後、本県でも、文化財等救援活動（以下、文化財レスキューと呼ぶ）の活動を行っているが、さらに県内の各地へと展開し、周知活動を通じて災害時の文化財などへの対応に関する認識を高めていく必要がある。また、災害発生後、被災した文化財への対応や災害規模に応じた連絡・支援体制を明確化し、災害時の文化財等の救援マニュアル等を整備していく必要がある。

第3章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

第1節 文化財の保存と活用に関する基本的な方針

本県の現状と課題を踏まえ、今後の文化財の保存と活用を行っていく上での前提として、基本的な考え方について整理しておきたい。

1 文化財とは

文化財は、文化財保護法（以下、法と呼ぶ）第2条に6類型（図6）が規定されており、その内容は実に多彩である。

本大綱では法第2条に基づき、文化財を認識・把握し、取り扱うことを前提とし、今後、文化財保存活用地域計画や個別文化財の文化財保存活用計画における基本的な方針となることも踏まえ、概念的な整理を行っておきたい。

現在、「文化財」という用語を用いる場合、一般的にも行政的にも、指定されたもの（重要なもの）と捉えられる風潮が強く、文化財としての価値を語る場合も、指定の要件（価値）を兼ね備えているかを示すことが前提となっているのが現実であろう。そもそも法第2条に定められた文化財という用語は未指定のものを含み、非常に多様なものを含み込んだ概念である。一方で、6類型以外に埋蔵文化財や文化財の保存技術、時代や類型上、現状の文化財の範疇に当てはまらない／当てはめにくいもの*が存在している。こうした将来の文化財候補はもとより、法の中で取り扱うことが難しい分野や対象について、地域で様々な視点から価値を見出し、多様化する社会の中で、今後、守り伝えたいモノやコトとなっていくことが十分に予想される。本大綱では文化財に関する方針を定めるが、地域計画などにおいては文化遺産**も含めて、多様な視点や価値づけを行うことが重要である。

さて、文化財は先人たちの歴史的経験（知恵や知識など）の一端を留めるとともに、「せとうち・香川」という地域に所在しながら、地域を超えた価値を有し、日本列島の歴史の一面を示している。先人たちは、これまでこうした文化財を現在に至るまで、それぞれが有する価値や意味、それ自体への愛着（大切にしたいという思い）などから、守り、残してきた。こうした文化財が体現している価値を十分に理解し、守り、次世代へと継承するとともに、活かしていかなければならない。

2 文化財の保存と活用に向けて

文化財を保存し、活用していくためには、文化財が体現している意味や価値を明らかにし、人々にとって大切なものとして認識されることが必要であり、そのためにも、文化財やその周辺環境、守られてきた営みなどを明らかにし、伝えていかなければならない。このことは、価値を理解するためだけではなく、守り、伝えていくために必要な方法を考えたり、社会の中で活かしていくための方法を考えたりする上でも必要なことである。つまり、常に人が介在し、文化財と関わっていくことが必要不可欠であることを十分に認識しなければならない。

こうした「かかわり」を継続的に営んでいくことこそが、本質的価値（学術的、歴史的、芸術的、

* 例えば、無形文化財の認定者の作品、歴史公文書等。

** 文化財を包摂するものとして、「文化遺産」と呼称する。

文化史的価値)を多面的で重層的なものへとより一層深めていく。

3 地域の中で考えていく文化財

地域には、自然環境、建造物、記念物、モノ、技術、風習、行事、芸能等などが切れ目なく、有機的に結びついて存在している。文化財もその中で地域を構成している。

平成30年の法改正は、地域に所在する文化財やそれらが体现する歴史文化とその特徴を顕在化させ、総合的な観点から、文化財を守り、伝えていくことがより一層目指されている。さらにはそれらから学ぶことで、これからの社会や地域を考え、未来を創造していくことが私たちに求められている。また、文化財をまちづくり、地域振興等の中で位置づけ、地域の活性化等へと繋げる試みが、これまでも模索されてきたが、今後はさらに重要となってくる。文化財の保存と活用を地域振興や地域づくりに位置づけていくことは、これを守り、伝えていくだけでなく、豊かな地域の維持発展と人づくりに寄与するものでもある。

4 持続可能な方法と体制整備

文化財の保存と活用を地域づくりへと結実させ、持続可能なものとしていくためには、人の存在が最も重要である。これまで述べてきた「かかわり」は、専門家や専門職員のみならず、多様で多くの人(主体)の存在を前提とするもので、その意味でも人材の育成をこれまで以上に考えていかなければならない。

持続可能な体制づくりは容易なことではないが、地域住民や民間団体との連携をこれまで以上に進め、地域や文化財に関わる人材の育成を図っていくことが重要である。加えて、そうした人々の活動を支える専門職員の確保、自治体間、所有者等との情報共有や連携が図れる環境づくりに努めていく。地域における人材の育成を通じて、地域における様々な活動との連携を図り、文化財の保存や活用における多様な取組みや災害発生時の文化財等の救援活動へと繋げていく。

また、適切な保存と活用や、必要な財源の確保を計画的に実施していくためにも、地域の様々な人々と連携しながら、地域計画や個別文化財の保存活用計画の作成を進めていくことが重要である。

5 基本的な方針の設定

1) 本県の総合計画等における目標

本県の総合計画等における目標を参照しつつ、本大綱における基本方針を定める。本県の総合計画のほか、文化財に関連する主な計画では下記のような目標が設定がされており、本県では、地域視点や文化財に代表される地域資源の活用等を通じた、「せとうち・香川」ならではのまちの魅力向上を目指している。その一つの柱が文化芸術の振興であり、文化芸術を構成する文化財も同様な役割が期待されている。

■新・せとうち田園都市創造計画

活気あふれる街と美しい自然が隣接し、生涯を通じて安心して生活できる環境の中で、人々が生きがいを見出し、みずからの能力を存分に発揮できる、また、その魅力に引かれて集い合い、人口の社会増がもたらされることによる瀬戸内香川の生活圈域の新たな創造を目標とし、地域視点を生かした魅力ある瀬戸内香川の生活圈域づくりを進め、人口の社会増を目指している。

■香川県教育基本計画

「夢に向かってチャレンジする人づくり～子どもたちの夢と笑顔を大切に香川の教育～」を基本理念として、①豊かな知性、②たくましく、すこやかな心と体、③自主・自立の精神、④社会

の一員としての自覚と態度を4つの資質能力として定めている。特に④の中で、香川や我が国のことをよく知り、これを愛し、誇りに思う心を養うこと、すなわち、郷土学習の重要性が挙げられている。

■香川県文化芸術振興計画

「断トツの文化芸術（アート）の力で香川を日本一住みたいまちに」という目標の実施に向け、人材育成、環境整備、地域づくりの各分野において9項目の基本方針で文化芸術の振興に取り組んでいる。

2) 基本目標と方針の設定

私たちの身近にある文化財は「せとうち・香川」の歴史や生活文化を今に伝える貴重な財産であり、まさに、地域の魅力を見つめ直し、高めていく上で欠くことのできない存在である。

文化財を守り、伝えていくことは、地域の魅力を守り、伝えるだけではなく、それらが体現している先人たちの知恵や経験から学び、魅力ある地域づくり、さらには未来の香川県、そして日本を創造していくことに繋げていくことが重要である。

以上のことから、本大綱では、「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探究とそれを生かしたまちの魅力向上」を基本目標として掲げ、3つの基本方針のもと、取組みを進めていく。

基本目標：「せとうち・香川」ならではの歴史文化の探究とそれを生かしたまちの魅力向上

基本方針Ⅰ グローカル*な視点での歴史文化の探究と発信の推進

文化財は、「せとうち・香川」ならではの人文環境や自然環境の中で育まれた、先人たちの歴史の一面を今に伝えている。一方で、地域に所在するものでありながら、地域を越えた価値を有しており、普遍性と固有性の二面性を合わせ持っている。

そのため、文化財の掘り起こしやそれを取り巻く周辺環境の調査・研究においては、常にグローバルな視点、すなわち地域にとどまらない普遍的な価値と「せとうち・香川」という人文・社会環境の中で育まれてきた地域ならではの価値という2つの視点から読み解き、文化財やそれらが伝える歴史文化を顕在化させることが重要である。

また、一人でも多くの県民がより身近に文化財を感じることができるよう、多様で豊かな歴史文化を広く情報発信していくとともに、こうした取組みを契機として新たな価値の創出や展開を期待するものである。

基本方針Ⅱ 地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進

これまで地域で守り、伝えられてきた文化財はまさに「地域の宝」であり、文化財に応じ、それを取り巻く周辺環境とともに保存し、持続可能な形で未来に継承を図っていく。

そのためには、様々な担い手を育成することが何よりも重要である。県内の各地域に様々な立場、世代の人材を育成していくために、市町、所有者等、関連団体などと連携しやすい体制づくりに取り組んでいく。

* グローバルとローカルの造語で、世界規模で物事を考え、地域の文化等と向き合い、地域に即した活動するという意味である。本大綱では、「せとうち・香川」という人文・社会環境の中で育まれてきた固有性に加え、地域にとどまらない普遍的な価値を有するという2つの面を合わせもつ文化財を双方の視点から読み解いていくという意味で用いる（11頁脚注参照）。

基本方針Ⅲ 地域の宝を核とした地域づくりの推進

「地域の宝」であるせとうち・香川の特徴ある文化財とそれを取り巻く周辺環境を活かした地域づくりが図られるように、地域の様々な民間団体などと連携し、地域計画等の策定を推進していく。同時に、市町は、総がかりで、文化財とそれを取り巻く環境の保存と活用にかかわっていく体制づくりを目指すとともに、取組みを通じて、県民がふるさとに誇りを持ち、愛着を感じるような地域づくりへと繋げていく。

- ・「せとうち・香川」の歴史文化が豊かになり、地域の魅力がより一層高まる。
- ・様々な人々が関わることで文化財を守り、持続可能な形で未来へと継承する。
- ・まちづくりや地域活性化の中で文化財が活かされ、心豊かな暮らしの実現に貢献する。

3) 文化財の種別に関する基本的な方針

次に、文化財の種別に応じた基本的な方針（表9）を定め、今後の適切な保存と効果的な活用を図る。

6 文化財の保存と活用を進めていく上での各主体の役割

基本的な方針に加え、文化財の保存と活用を進めていく上で、各主体のそれぞれが役割を示す（表10）とともに、県はこれらと連携・協働し、取組みを進めていく。

7 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

本大綱の基本方針は、SDGsにおける理念や精神、さらには「目標 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」などの目標とも合致するものである。

表9 文化財別の基本的な方針

<p>■有形文化財</p> <p>これまでの総合調査を継続的に実施し、香川ならではの文化財の掘り起こし、継承に努めていく。特に近代化遺産等（例えば一時代を画すコンクリート建造物等）は国・地方指定や登録制度による保存の措置を講じていく。また、指定や登録の建造物は公開をはじめとした活用も行う。</p> <p>建造物の大半は木造建築が占めており、風雨や湿気等による損傷や火災等の災害を受けやすく、保存、継承していくためには、所有者と協議を行いながら維持・管理の不断の努力が必要不可欠である。加えて、耐震対策、防火対策は喫緊の課題であり、価値を損なわず、適切な保存と活用を図っていくための対策を講じる。</p> <p>美術工芸品は対象に応じて材質や取り扱い方法が大きく異なることから、対象に応じた管理や修理を行っていくことが重要である。多くが寺社をはじめとして個人所有のものであるため、定期的かつ継続的に適切な管理や修理に関する情報を共有し、適切な環境での保管、定期的な修理、防火・防犯対策のための措置を講じる。</p> <p>活用に当たっては、文化財に応じた環境を整え、保存に影響しないように十分な検討を行う。</p>
<p>■無形文化財</p> <p>香川の伝統的な漆芸の技術の保存と伝承を図るとともに、それ以外の分野の技術の調査を行い、それに基づいて、保存と伝承を推進する。</p>
<p>■民俗文化財</p> <p>国民生活の推移を示す民俗文化財は、人々の生活の変化や社会情勢や価値観の変化が文化財の保存と活用に即応的に影響が及ぶため、定期的な調査に基づく変化に関する記録の作成、指定等の保存の措置、伝承母体としての担い手の養成と伝承に必要な環境整備を継続的に進める。特に、高度経済成長期以降の社会や暮らしの変化の記録やその資料の収集に努め、収蔵資料の適切な保管を行う。</p> <p>祭り・行事、瀬戸内海に関わる有形・無形の香川県ならではの民俗文化財の保存を進めていくとともに、食文化等のこれまで調査や記録が進められていない分野の調査を進め、保存の措置を講じる。</p>
<p>■史跡名勝天然記念物</p> <p>史跡、名勝、天然記念物は地域の歴史や風土を形成する重要な資産であることから、地域、日本の歴史文化を考えていくときに欠かすことができないものである。適切な保存に加え、各分野の構成要素の形成過程等を調査・研究していくことは、その土地の成り立ちや歴史文化の形成過程を考えていくことに繋がるものである。</p> <p>史跡、名勝、天然記念物に応じて、周辺環境や保存すべき価値が異なるとともに、活用等においても、地域の拠点的な場となることが予想されるため、本質的価値とその範囲を明確にするとともに、周辺環境の保全についても検討していく。</p>
<p>■文化的景観</p> <p>瀬戸内の気候風土の中で、自然との関わりの中で長い年月をかけて生活を営む中で育んできた香川県ならではの景観の良さを改めて考えていく必要がある。既に「美しい香川づくり 香川県景観形成指針」や「瀬戸内海景観ガイドライン」において、本県の文化的景観や香川らしい景観特性が示されている。こうした指針を参照しつつ、地域の歴史と風土に根ざした文化的景観、特に農業等に代表される生業、水の利用、流通・往来、採掘・製造に関する景観を守り伝えていくために、景観法による景観計画の作成との連携や条例設置等を講じる。景観の調査(保存調査)を通じて、景観のもつ意味や価値、その範囲を明確にし、保存・継承するために必要な措置を講じる。</p>

表9 文化財別の基本的な方針（続き）

■伝統的建造物群

伝統的建造物群は歴史的なまち並みなどの必要な実態調査を行い、文化財としての価値を明確にし、都市計画法及び条例設置により、伝統的建造物群保存地区を設定していくものである。それに応じて、保存計画の作成、地区設定、作成後の保存事業（買上げや環境整備）を進めていく。保存地区の決定後には、社会状況の変化に伴い、適宜見直し調査を実施するとともに、防災計画作成のための調査を実施する必要がある。「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく、歴史的風致維持向上計画を作成するなど、適切な景観整備やそれに必要な財政的な措置を講じる。

■文化財の保存技術

地域における伝統的な技術や技能について保存の措置を講じる必要のあるものについて調査を行うものとする。また、調査に基づき、保存技術の保護に努める。

■埋蔵文化財

埋蔵文化財はこれまでの膨大な発掘調査が示すように、「各地域に普遍的に存在する、豊かで生き生きとした歴史的な財産」であり（文化庁文化財部記念物課 2010）、遺跡は多くの地域の歴史を証言する貴重な資料である。そのため、「埋蔵文化財の保存と活用—地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政—」（平成 19 年文化庁通知）に基づきながら、保存と活用を図り、地域の歴史文化の構築に資するものとする。

発掘調査は遺跡や遺物の解体や現状改変を必ず伴う行為であり、このことを十分に認識し、明確な目的のもと、適切な手順と精度の高い方法で客観的な立場で調査を実施しなければならない。

発掘調査は、記録保存のためのものと、保存・活用のためのものに区分される。これらの発掘調査については、文化庁や香川県教育委員会の通知文に基づき発掘調査のための体制を十分確保し、『発掘調査のてびき』等を参照し、実施するものとする。調査後速やかに報告書を刊行し、活用を資するものとする。埋蔵文化財の保存と活用を目的として実施する発掘調査においては、事前計画（長期・短期）の作成を行い、文化庁や県等と協議を行いながら実施するものとする。

- 文化庁「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱い」（平成 10 年通知）
- 「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について」（平成 12 年通知）
- 香川県教育委員会「行政目的で行う香川県埋蔵文化財発掘標準」（平成 22 年）
- 「開発事業等に伴う埋蔵文化財（遺跡）の取扱い要綱」（平成 17 年）
- 「埋蔵文化財（遺物）事務取扱い要綱」（平成 17 年）
- 「出土品の取扱い基準」（平成 17 年）

*文化財の調査・研究、保存修理・整備を実施していく際には、専門委員会等を設置し、総合的な観点から調査・研究を行い、文化財の保存と活用に必要な措置を講じていかなければならない。

表 10 各主体の役割

<p>■ 県</p> <p>①国、市町、所有者、管理責任者、管理団体、文化財保存活用支援団体等と連携して地域に所在するあらゆる文化財の保存と活用に取り組む。その上で、専門的、広域的な観点から必要な調査、技術的な指導、支援、助言、調整、連携、協働等を積極的に行い、県内全体の文化財の保存と活用に努める。</p> <p>②条例に基づき、国が指定した以外の重要な文化財の指定を進めていく。</p> <p>③文化財に応じて、所有者等に対する管理、修理、公開等に関する指示、勧告等を行うとともに、保存に必要な現状変更等の制限を行う。</p> <p>④指定文化財の管理、修理、復旧、公開等に必要な所有者や管理団体への補助を行う。</p> <p>⑤県有の文化財の所有者及び管理団体として保存活用計画を作成し、適切な管理、修理などの保存と公開等の活用を行う。また、保存活用計画の作成に当たり、所有者等に必要な指導・助言を行う。</p> <p>⑥市町や所有者、管理団体、保存団体などの実施する文化財の保存と活用に資する地域活動を推進する。特に、市町の文化財保存活用地域計画の作成及び計画の円滑かつ確実な実施に関する助言や協力を行う。</p>
<p>■ 市・町（市と町で一部で権限が異なる）</p> <p>①国、県、市町、所有者、管理責任者、管理団体、文化財保存活用支援団体等と連携して地域に所在するあらゆる文化財の保存と活用に取り組む。その上で、必要な調査、技術的な指導、助言、調整、連携、協働等を積極的に行い、域内の文化財の保存と活用に努める。</p> <p>②条例に基づき、国・県が指定した以外の重要な文化財の指定や登録等を進める。</p> <p>③文化財に応じて、所有者等に対する管理、修理、公開等に関する指示、勧告等を行うとともに、保存に必要な現状変更等の制限を行う。</p> <p>④指定文化財の管理、修理、復旧、公開等に必要な所有者や管理団体への補助を行う。</p> <p>⑤市町所有の文化財の所有者及び管理団体として保存活用計画を作成し、適切な管理、修理などの保存と公開等の活用を行う。また、保存活用計画の作成に当たり、所有者等に必要な指導・助言を行う。</p> <p>⑥文化財保存活用地域計画を所有者、管理団体、住民や文化財保存活用支援団体等と連携し、現状と課題を把握した上で作成し、文化財の保存と活用に資する地域活動を推進する。</p>
<p>■ 所有者等</p> <p>①文化財が国民的財産であることを認識し、国及び地方指定文化財に関し、必要な手続き（所有者の変更、滅失、き損、所在の変更等に係る届出等）を行うとともに、適切な管理、修理などを実施し、適切な保存に努める。</p> <p>②可能な範囲で文化財を公開するなどの文化的活用に努める。</p>
<p>■ 県 民</p> <p>①国及び地方公共団体が行う地域に所在する文化財の保存と活用に関する活動（日常的な管理、保全、活用、さらには災害発生後の救出や保全等）に可能な限り協力していく。</p> <p>②埋蔵文化財に関する必要な諸手続き（周知の埋蔵文化財包蔵地における調査や土木工事等のための発掘に関する届出、遺跡の発見の届出）を行う。</p>
<p>■ 大学等研究機関</p> <p>教育・研究機関として文化財の保存や価値の顕在化に向けた専門的な調査・研究、修理、整備等を通じた価値の顕在化、文化財の適切な維持管理、修理等の適切な保存に向けた課題解決への取組み等に対して、専門的な見地からの協力や指導・助言が期待される。</p>
<p>■ 関係団体及び NPO 等の民間団体</p> <p>地域に所在する文化財の保存と活用に資する様々な取組みを所有者、管理団体等とともに各団体の専門分野や取組みの中でできることを持ち寄ることで、支えていく活動が期待される。行政が十分に担うことが困難な継続的な関わりを県民とともに、積極的に担い、活動することが期待される。</p>

第4章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

本大綱が定める方針のもと、県、各市町がともに、文化財の保存と活用に資する取組みを行う。なお、県の取組みは個別に記載し、関係課と連携して取り組んでいくとともに、★印の取組みは特に重点的に取り組むものである。

基本方針Ⅰ グローカルな視点での歴史文化の探求と発信の推進

1 文化財の掘り起こしの推進

地域に所在する文化財は多様な価値を有しており、「せとうち・香川」ならではの人文環境や自然環境の中で育まれてきた、先人たちの歴史の一面を今に伝えている。一方で、地域に所在するものでありながら、地域を越えた価値があり、普遍性と固有性の二面性をもっている。このような点を十分に理解した上で、地域に所在する文化財の総合的な把握を積極的に行っていく。

総合的な把握にあたってはこれまでの様々な分野の文化財の調査・研究の成果を活かしながら、目的を明確化し、計画的に推進していくことが重要である。十分に調査が行えていない分野は、計画的に総合調査等の実施に努めていく。文化財の把握に当たっては、分野、時代、立地、環境などの特徴をまとめ、文化財から読み取れる地域の変遷やその特徴の把握に努めていく。地域として守り伝えていくべきものを選び出し、重点的に必要な調査・研究を進め、文化財の本質的価値を明らかにしていく必要がある。

実施に当たっては、大学や文化財保護協会等の関係団体、地域住民や民間団体と積極的に連携を図る。

2 グローカルな視点での歴史文化の顕在化の推進

県内の文化財やそれを取り巻く周辺環境の調査・研究においては、常にグローバルな視点、すなわち、地域にとどまらない普遍的な価値と「せとうち・香川」という人文・社会環境の中で育まれてきた地域ならではの価値という2つの視点から読み解き、地域や個々の文化財の特質を明らかにしていくことを目指す。これまでの既存の総合調査、個別の文化財の調査や研究に加え、大学等の関係機関などとの連携を通じて、香川の地に残る豊かな歴史文化の顕在化を目指す。

● 県の取組み

■生涯学習・文化財課★

文化財保存活用地域計画の作成等の支援に当たり、各地域の歴史文化の候補について、市町と連携して検討等を行っていくとともに、文化財指定のための調査等を実施する。

■文化振興課

世界遺産登録を目指し、四国4県と連携して国際的な視点から四国遍路の普遍的価値及びそれを証する構成資産となる文化財について検討を行う。香川県内の札所寺院及び遍路道については、生涯学習・文化財課とともに調査・研究を継続し、その歴史的・学術的価値を明らかにしていく。

■県立ミュージアム

文化財の総合的な調査・研究の中核施設として、これまで実施してきた寺社や大名家の資料、収集するさまざまな資料等の調査を進め、新たな価値を掘り起こし、香川県ならではの歴史文化の顕在化や香川県を象徴する文化財の価値の磨き上げを総合的に行う。

さらに、地域で守り伝えられてきた様々な文化財や文化遺産の所在把握を地域の人々とともに進め、それらを保存し、活用するために必要な支援を行う。

■瀬戸内海歴史民俗資料館

広域資料館としての「せとうち・香川」特有の民俗の調査・研究を推進し、瀬戸内文化の発信に努める。施設の統廃合などで廃棄等の危機にある県内の学校等が所有する民俗文化財等の把握や市町の取組みに必要な保存の措置について助言を行う。

生活文化や諸産業等に関する民俗文化財についてはこれまで十分な基礎調査が実施できておらず、地域活性化とも結びつきやすい分野であることから、関係機関との連携を模索していく。

これまでに実施した祭り・行事、地域の定期的な調査、自然環境と人々の関わりなどの分野の総合調査の実施、民俗技術の記録・保存の推進についても検討する。

■埋蔵文化財センター

香川県内の埋蔵文化財の発掘調査を進めるとともに、これまでの調査の結果得られた遺跡や出土資料の調査・研究を通じて地域の歴史文化の解明を目指す。さらに、こうした作業を通じて、香川ならではの価値づけを進める。これまでに引き続き、市町との連携事業の中で、地域の文化遺産の掘り起こしなどを進めていくとともに、それらを保存し、活用するために必要な支援を行う。

3 「せとうち・香川」ならではの歴史文化の顕在化の推進

本県の文化財は、瀬戸内や四国という人文環境や自然環境のもと育まれてきたものであり、相互に関連し、行政区域や県域を越えて広がり、その価値は世界的にも注目されている。こうした文化財等の調査・研究を進めていく上で、次のテーマを一つの方向性として示し、より豊かで深みのある本県の歴史文化の顕在化を目指す。さらに、調査・研究に当たっては、自治体間や県域にとどまらない地域との連携を積極的に進めていく。

① 瀬戸内の風土に育まれた歴史・文化・暮らし

【海からの視点】

瀬戸内国際芸術祭 2010 以降、瀬戸内への関心が喚起され、注目を集めている。本県は、特に中世以降、港を中心に交通が発達し、歴史を刻む中で多様な事物を生み出してきた。多くの市町が、瀬戸内海に面し、直接的に面していない地域においても、海を通じて様々なモノがもたらされ、直接的・間接的に文化や暮らしに影響が及んでいる。瀬戸内海はある時は外界と距離を保ち、ある時は様々な恵みをもたらす存在であった。その意味で瀬戸内という風土に根ざして形成されてきた本県の生業、産業、交通・交易、食文化などに代表される歴史・文化・暮らしを海という視点から見直す。

【陸からの視点】

近年の讃岐ジオパーク構想やインスタグラム等の SNS 等での発信などを契機として本県ならではの地形・地質、生態系、気候等の自然環境や景観が注目され、さらには地域の成り立ちや歴史との関係性への理解へと進もうとしている。先人たちは、香川ならではの自然環境とともに暮らし、さらには巧みに利用する中で、地域の歴史、生活文化を育んできた。これらを自然環境と人との関わりの中で紐解き、地域を見つめ直すことで地域ならではの魅力の再認識や発見へと繋げる。本県では、これまで各地域で発掘調査によって掘り出された遺跡から、旧地形や土地利用の歴史のデータが蓄積されており、こうしたデータに加え、大地に残された微地形、地割、水利用、土地利用、記念物や建造物、生業や産業における特徴（特産品）、生活文化などと自然環境との関係性について調査・研究をより一層進める。

② 有形・無形の文化財が織りなす生きた伝統としての四国遍路

四国の海辺を巡る修行の道を源流に、弘法大師信仰を素地として近世に確立した四国遍路は、四国内外の多様な人々の信仰を集め、それを支える地域の人々との間に文化的な交流を生みながら今日まで続いている。香川県では、札所寺院や遍路道、沿道の道標などを中心に調査・研究を進めているが、四国遍路を支えるさまざまな地域の仕組みやお接待などの風習、写し霊場などは、遍路道沿いに限らず、島嶼部を含む県内各所に遺されており、四国遍路に関わる独自の有形、無形の文化が豊かに育まれている。そうした地域社会の隅々まで溶け込んだ歴史や文化を、四国という地域性を意識しながら改めて紐解き、四国4県と市町村が連携しながら有形・無形の文化を包括した総合的な視点から調査・研究を進めるとともに、この貴重な文化遺産を継承していけるよう、調査・研究の成果について情報発信を行い、地域と共有していく。

4 積極的な情報発信の推進

これまでの調査・研究等を通じて得られた文化財の価値、関係する文化財群から描かれた歴史文化やこれまで認識されていなかった新たな価値等について積極的かつ広く情報発信を行う。情報発信に当たっては、従来の県内の博物館等の文化施設における展覧会や講座・ワークショップなどによる手法に加え、受信者のニーズに応じた情報（量や質）の発信に努め、効果的な情報発信を目指す。そのためにも、伝え方や情報に応じて、SNS等のオンラインメディア等の情報発信ツールをうまく活用したり、観光部局との連携を図るなど、情報発信力を高める。

個別の文化財や地域の視点にとらわれず、幅広い視点や価値づけで発信するとともに、瀬戸内の地域や県内の関係市町等と連携した情報発信を積極的に試みていく。また、地域の人々や民間団体による香川の歴史文化や文化財を発信する取組みを支援し、多方面での展開を目指す。

また、地域にとどまらず、広く日本、世界への情報発信を目指すとともに、多言語化^{*}を積極的に推進し、観光旅行者のほか MICE^{**}等で来県する外国人に向けた情報発信を積極的に行う。

● 県の取組み

■ 県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館・埋蔵文化財センター

調査・研究によって得られた情報は多くの人が知り、活用できるよう、効果的な手段により、広く発信していく。

基本方針Ⅱ 地域の宝の継承と未来へ伝えていく担い手づくりの推進

1 香川を象徴する文化財の未来への継承

1) 文化財の積極的な指定と保存

わが国や香川にとって価値の高い文化財を未来へと継承していくために、文化財の状況把握や調査・研究を通じて、文化財の価値を見出し、地方指定（県、市・町）、国指定、国選定、国登録などの適切な保護措置を積極的に講じる。

● 県の取組み

■ 生涯学習・文化財課★

「せとうち・香川」ならではの歴史文化の新たな創出を目指し、県内の様々な文化財の総合的な把握に基づき、四国遍路などのような本県の歴史文化を体現する文化財や社会情勢などの変化によって保存を図る必要のある緊急性の高いものの県指定を推進する。指定に向けた必要な調査・研究については市町とともに実施するとともに、指定後も市町と連携して所有者へ文化財の維持管理等の助言や支援を行う。また、文化財保護法の趣旨や社会情勢を勘案して、文化財の適切な保存と活用に向けて、香川県文化財保護条例についても適宜、見直しを図る。

* 文化庁 2019『文化財の多言語化ハンドブック』参照

**Meeting（会議）、Incentive tour（招待旅行）、Convention（国際学会）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、各地から多くの参加者がビジネス目的で集まるイベントなどを観光及び旅行の観点から着目した総称

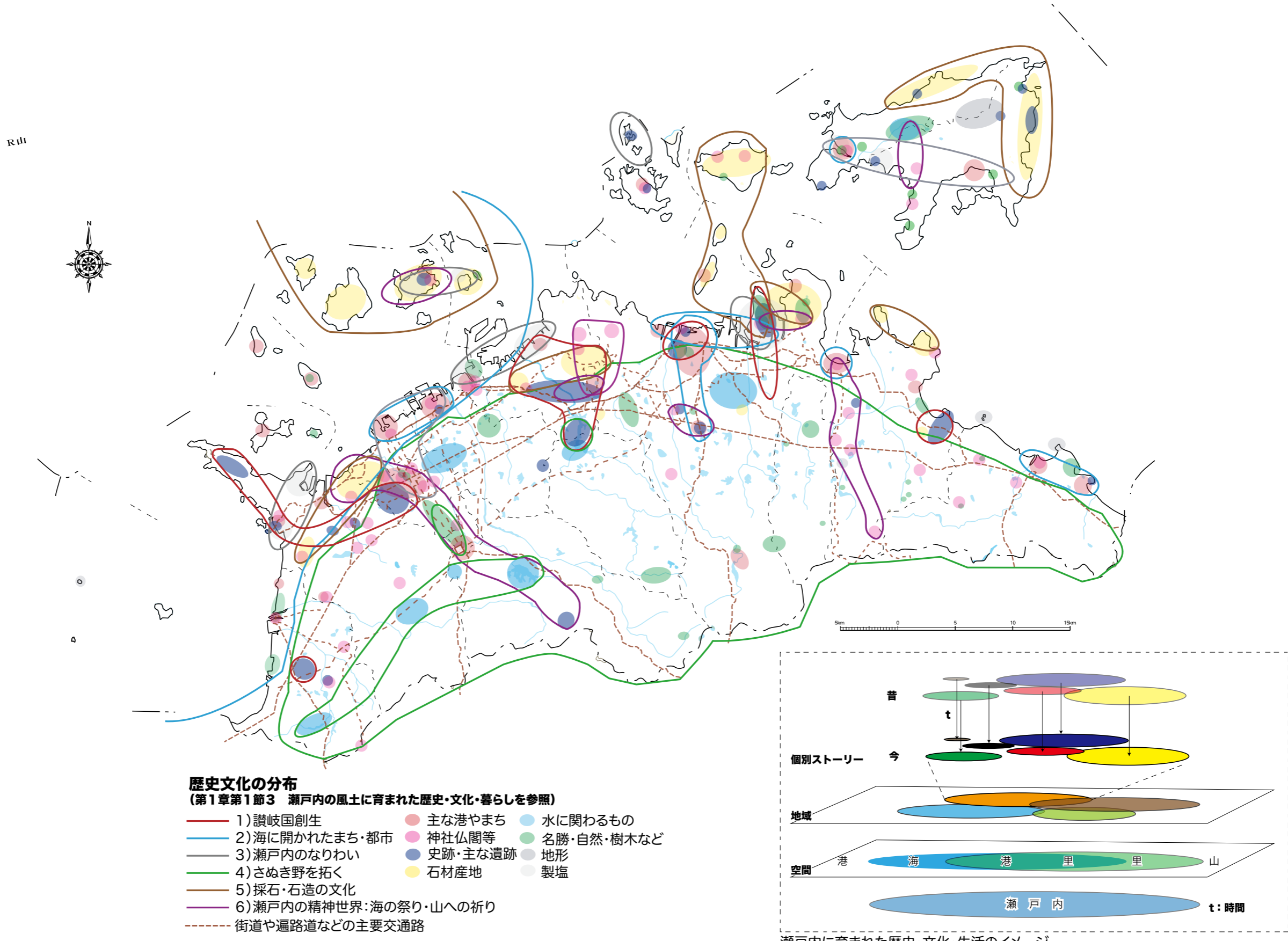


図8 本県における歴史文化のイメージ図

■文化振興課

四国遍路の構成要素となる札所寺院や遍路道等について、生涯学習・文化財課とともに県指定、市町指定、国指定・選定等による保護措置を進め、適切な保存を図る。保存管理は、文化財の各分野を視野に入れ、共通した方針のもとで行う。また、関係市町とともに日本遺産制度を活用し、県内の日本遺産の発信等に取り組む。

■県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館

収蔵品の調査・研究を通じて、指定に繋げるとともに、歴史資料や民俗資料を中心に地域の文化財の掘り起こし（地域の作品・資料等の情報収集など）を行い、適切な保存に向けた所有者支援や地域への働きかけを各市町と協力して行う。

■漆芸研究所

香川の伝統的な漆芸の担い手の継続的な育成のため、研究生を受け入れて指導を行い、人間国宝（重要無形文化財保持者）や県指定無形文化財保持者等を輩出するなど、無形文化財である香川の漆芸技術の保存と継承に努める。

■埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘にかかる調査方法の開発や現場支援のみならず、様々な考古資料の保存方法の対応等について、先進的な取組みを実施する。また、地域の歴史を語る上で貴重な情報源である遺跡や考古資料の調査・研究を通じて、地域の新たな歴史文化を解明していくとともに、各市町と連携を図り、多くの人が考古資料に関心を抱き、活用できるように情報発信を行う。

2) 保存活用計画作成の推進

国指定文化財の所有者や管理団体は個別文化財に応じた保存活用計画を作成し、適切な保存と活用を図る。作成に当たっては、

①各文化財の本質的価値とそれを構成する要素を特定する、②文化財とそれを取り巻く環境に関する現状と課題を把握し、文化財に関する履歴などの基礎データを整備する、③文化財の価値や現状に応じた手法で、適切な保存の措置を講じ、活用等の計画を作成する、ことが重要である。

以上を通じて、文化財の価値を見つめ直し、その他の本質的価値以外の歴史的価値などの顕在化を図るとともに、適切な管理、修理などを図っていく。文化財を取り巻く環境は多様で、様々な契機によって変化が生じるため、それぞれの状況に対応していくためにも一定の期間を区切って、保存活用計画を作成し、計画を実施していくことが望まれる。

また同様に、県、市及び町指定文化財においても順次、保存活用計画の作成に努める。

●県の取組み

■生涯学習・文化財課・県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館★

各文化財の保存活用計画の作成に関わり、適切な指導、助言を行う。
所有・所管する国指定・県指定文化財について、保存活用計画を作成する。

2 適切かつ効果的な修理や環境整備の推進

1) 修理等に関する情報の集約化（アーカイブ化）と共有

保存修理・環境整備の基本的な考え方や個別の技術的な議論、それに基づく重要な判断、修理途中における重要な発見については記録し、保存する必要がある。建造物、史跡等の一部の事業を除いて、その過程や成果が可視化されていない現状は、保存のみならず活用する上でも多くの情報が失われていることに等しい。これまで、県や市町等で実施してきた文化財の修理や整備に関する事業の様々な情報、特に基本的な考え方、試行錯誤した経過やその結果として蓄積されてきた方法論やノウハウ等を集約し、今後に役立てていく。

● 県の取組み

■生涯学習・文化財課★

県内の情報を集約し、アーカイブ化を図っていくため、『香川県文化財年報』等を用いて積極的に情報を発信していく。また、県内の各事業を把握し、県全体の専門職員のスキルアップに繋げていく取組みを行う。

2) 所有者等による文化財の保存と管理

文化財の価値の適切な保存と継承は、維持管理や定期的な修理が最も重要である。県や市町は連携して、所管する文化財の保存状況等の把握に努め、所有者等と文化財に応じた維持管理や修理に必要な基本的、かつ専門的な考え方や方法について定期的に共有を図り、修復を適切な方法で実施する。また、所有者等とともに、指定文化財の収蔵庫等の施設や設備の修繕、新たな収蔵・活用スペースの確保などの適切な保存管理に努めるとともに、活用におけるオーバーユーズ等による劣化を防ぐために文化財に応じた適切な環境整備を進める。

● 県の取組み

■県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館・埋蔵文化財センター

各施設では多くの文化財を収蔵し、保管している。特に、県立ミュージアムでは、高松松平家歴史資料をはじめとして国宝、重要文化財、県指定、市町指定の文化財を多数保管し、瀬戸内海歴史民俗資料館では 6,000 点に及ぶ膨大な重要有形民俗文化財を収蔵している。これらの文化財は国や県を代表する文化財であり、収蔵庫等の施設・設備の修繕を行うとともに、新たな収蔵・活用スペースを確保するなど、適切な施設管理を行う必要がある。また、県立ミュージアムは公開承認施設として、様々な形で指定文化財の公開に努める。

この他の県所有の文化財として、特別名勝栗林公園、登録有形文化財の粟島海洋記念館等があり、こうした文化財の適切な保存と活用を行う。

3) 文化財に応じた防災・防火・防犯対策等の推進

所有者や管理団体との連携を図り、定期的に指定文化財等の所在把握を実施し、適切な防災対策や盗難、き損等への防犯対策を講じる。

防火対策は文化庁作成の防火対策ガイドラインや防火訓練マニュアル等を活用し、所有者の防火への意識を高め、消防法に基づき、自動火災報知設備などの消防設備の設置及びその後の保守点検が適切に行われるよう、防火対策の充実に努める。

また、文化財防火デー等のイベントを活用し、徹底して防火に対する意識啓発を図るとともに、

建造物等の有形の文化財の耐震対策も進めていく。

● 県の取組み

■生涯学習・文化財課★

定期的な指定文化財の所在確認を行うとともに、建造物の耐震対策について所有者や管理団体に建造物の歴史的・文化的価値の適切な保存や火災、地震などの災害に対する安全性等の確保の観点から適切に支援や助言を行っていく。

4) 歴史的建造物*等の適切な保存と活用に向けた措置

歴史的建造物の増改築や用途変更などを行う場合は、現行の建築基準法の規定が適用される場合がある。特に、構造や防火に関する規定は、登録文化財や未指定の歴史的建造物の保存、活用に当たり課題となる場合が多い。その際、条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置を講じた上で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、それらの建造物を保存建築物として指定することで、建築基準法の適用除外を受けられる場合がある。このため、必要に応じて、歴史的建造物の適切な保存に努めていく。

● 県の取組み

■生涯学習・文化財課

建築基準法の適用除外を検討している市町に対して、県建築指導課（高松市においては高松市建築指導課）等と連携を図りながら、建造物の歴史的・文化的価値の適切な保存や火災、地震などの災害に対する安全性等の確保の観点から適切に助言を行う。

3 文化財を適切に保存していくための財源確保

文化財の適切な保存に当たっては、所有者等は保存活用計画、各市町は文化財保存活用地域計画の作成を進め、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金、文化庁の文化財関係の国庫補助金のほか、香川県文化財保存事業費関係補助金や市町の補助金等を活用し、必要な財源の確保に努めていく。今後は、対象や事業内容等に応じて魅力ある事業を提案し、民間助成、指定寄附金制度、クラウドファンディングやふるさと納税などの様々な財源確保**の方法も検討していく。

● 県の取組み

■生涯学習・文化財課・県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館

所有者や保存団体などへの各種補助金などに関する助言に加え、推薦などを行う。

4 文化財を未来へ伝えていく人材の育成

1) 地域における人材の育成

地域の様々な文化財を総合的に把握し、保存や活用を進めていくためには、地域の人々の理解を得ながら、連携のできる多様な人材の創出、育成を図っていくことが重要である。持続可能な方法

* 指定文化財ではないが、歴史的価値を有する建造物のことを示す。

** 文化庁 2020 『文化財保護のための資金調達ハンドブック』参照

で文化財の保存と活用を図っていくためにも、地域の様々な民間団体、関係機関と連携や協働を図り、地域で文化財の保存や活用に関わる人材や文化財保存活用支援団体となりうる関係団体の育成、関係人口の増加に努めていく。

文化財の調査・研究、修理、整備に関わる情報を、専門職員のみならず、関係機関、関係する民間団体や文化財所有者に対しても可能な限り共有化を図り、自治体、関連団体、文化財所有者等との連携を強め、香川県全体として文化財の適切な保存と活用が図られるような環境づくりを目指していく。

● 県の取組み

■ 県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館

県資料館協議会加盟館の職員や市町職員向けの資料の取扱い、被災資料の応急措置等について研修を実施するなど幅広い人材育成を図る。

■ 埋蔵文化財センター

高校や大学等と連携して、高校生を対象に考古学等の専門講座を開講することにより、将来の香川県の文化財保護を担う人材の育成を目指す。

2) 無形文化財、民俗文化財等の保存と継承のための担い手づくりの推進

無形文化財や民俗文化財は技術を保存し、継承していく担い手づくりが必要不可欠である。そのためにも県や市町は連携し、技術の保持者や民俗芸能の伝承母体の実態、守られてきた営みやその歴史の把握に努めなければならない。

また、担い手の継続的な確保のための保存団体などによる技術伝承のための取組みや民俗芸能などの魅力発信のための公開など、関係人口の増加を図るための取組みについても必要な支援や助言などを積極的に行っていく。

● 県の取組み

■ 瀬戸内海歴史民俗資料館

民俗芸能団体や公開の実態について市町と連携して取り組む。

■ 漆芸研究所

本県を代表する漆芸技術の保存を図っていくために、研究生の一定の確保を目指し、継続的な技術の伝承のための取組みと漆芸技術の魅力発信を行うことで、修了生等の創作活動を後押しする。

3) 文化財保護指導委員の役割の拡大等

文化財保護指導委員は、指定文化財のみならず重要遺跡などの巡視を行い、各文化財の保存環境、き損状況、活用状況などの把握に努め、巡視の経験を、文化財保護に関する指導・助言、文化財保護に対する考え方の普及啓発に最大限活かしていくことが求められる。また、文化財の所在把握など地域での活動の活発化に向けて検討を行う。

● 県の取組み

■ 生涯学習・文化財課

既存の周知会や報告会を活用し、保護指導委員の資質向上に向けた研修会を実施していく。平成 30 年の文化財保護法の改正により、各市町においても文化財保護指導委員を設置可能となったことから、市町指定の文化財等の日常的な把握のためにも設置に向けて市町に働きかけていく。

4) 専門職員の配置と育成

様々な文化財の調査・研究による本県の歴史文化の更なる探求を進め、歴史文化の価値づけを行い、保存や活用における課題に対応するための人材配置と持続可能な体制づくりを目指す。そのためにも、文化財に関わる専門職員の適正な配置を推進する。

県内で進行している調査・研究、修理、整備等の事業に関する情報を集約し、保存に関わる専門技術や知識の習得を図るための人材育成に活用し、県内の専門職員の資質向上を図る。

● 県の取組み

■ 生涯学習・文化財課★

専門性の高い人材の育成を目指し、国や関係課、大学等と連携して、専門職員を対象とした研修会（市町文化財担当者会、市町文化財主管課長会等）などを積極的に実施し、県、市町の専門職員の能力向上に繋がる取組みを行う。

5 ふるさとに誇りと愛着をもてる教育の推進

1) 小学校における郷土学習や地域における社会教育の場での活用

地域の歴史文化や文化財は郷土学習の重要な教材として位置づけられ、小学校の総合学習の場の中で、これまでも文化財の調査、修理、整備等の現場等が活用されてきた。今後も継続し、地域の身近な文化財の大切さを伝えるだけでなく、文化財や歴史文化に触れることを通じて、ふるさと、さらにはわが国の歴史を知り、誇りと愛着を醸成していくための一つの機会としていくことを目指す。また、学校のみならず、各教育委員会の関係課、さらには地域と連携していくことが重要で、社会教育、地域教育、地域活動の場として位置づけ、教育現場を取り巻く地域の人たちとともに取り組んでいくことを目指す。

● 県の取組み

■ 県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館・埋蔵文化財センター

学校の授業などと連携を図り、出前講座を積極的に実施し、「せとうち・香川」の豊かな歴史を知る機会を増やしていく。

2) 若者による地域の文化財の掘り起こし等の推進

香川及び日本を担う人材の育成に向けて、中・高校生等の若者による地域の歴史文化の探究や文

化財の掘り起こしを進めていく。身近な題材として地域の文化財や歴史の調査・研究を通じて、その魅力を体感するだけでなく、若者の斬新かつ鋭い視点での文化財や歴史文化の掘り起こしを期待するものである。

ふるさとへの誇りや愛着の醸成に加え、地域を知ることが日本、さらには世界と繋がっていくことを体感する機会となることを目指していく。同時に、未来の担い手づくりに繋げていく。

基本方針III 地域の宝を核とした地域づくりの推進

1 持続可能な仕組みづくりの推進

1) 文化財保存活用地域計画の作成の推進

地域固有の有形・無形の文化財に光を当て、未指定文化財も含めた文化財を適切に継承し、活かしていくためにも、文化財保存活用地域計画の作成を進め、まちづくりや地域振興などの自治体の計画の中に位置づけていく。

文化財保存活用地域計画は域内の文化財を守り、伝え、活かしていくためのマスタープランであり、アクションプランである。こうした計画を作成するためには地域の文化財の総合的な把握を進め、地域ならではの歴史文化や有形・無形の文化財の特徴を十分に理解するとともに、こうした文化財を関連文化財群や文化財保存活用区域*等として捉え、保存や活用の取組みを考えていく方法が有効である。文化財という地域の資産の把握や見直し、まちの魅力の発見やまちのデザインへと繋がっていくものであり、文化財部局は専門的見地を活かして、地域振興や観光振興、まちづくりなどの関係部局に、分かりやすく充実した情報を発信し、積極的に連携を図っていくことが求められる。

文化財保存活用地域計画を各市町が今後進めていくまちづくりへと繋げるとともに専門職員をはじめとした体制づくりにも繋げていくことで、持続可能な形で文化財の保存や活用を図る。

2) 多様な主体との連携の強化と地域づくりへの連結

文化財を活用した各種事業の実施に当たっては、地域住民や民間団体等との連携が欠かせない。取組みの主体を地域へと広げていき、多様な主体が協働していくことが必要である。

特に、地域の公民館やコミュニティーセンターなどを活動拠点としている文化団体、まちづくり団体等との連携を積極的に図り、地域学習、地域づくりや地域課題の解決に向けた取組みの中に位置づけ、持続可能な仕組みづくりの構築を目指す。また、こうした取組みの中で、文化財の保存や活用へと繋がる新たな人材や取組みの創出を図る。

2 文化財に応じた活用方法の創出

1) ユニークベニューとしての活用等の推進

地域に所在する文化財の活用には、調査・研究を通じて発見された新たな価値や様々な団体との協働の中で創出された新たな活用方法も積極的に推進していく。特に、多くの人に知って

* 関連文化財群とは地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもので、文化財保存活用区域とは文化財が特定の地区に集中する場合、その周辺環境を含め当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域をいう。(文化庁 2019『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定に関する指針』参照)

もらうために、ユニークベニュー（特別な会場）としての活用も文化財に応じた形で実施していく。なお、実施に当たっては、キャリングキャパシティ（環境収容力）の観点から、活用時における環境調査を実施するなど、文化財の価値を損なわず、活用を図るために必要なコスト、持続可能な活用を実現するための適正な環境を検討し、必要な方法や手当てを講じる。

2) 文化財の特徴や周辺環境などに応じた先端技術*による活用の推進

文化財は種別によって活用方法や価値の伝え方が大きく異なり、周辺環境によっては活用が難しい場合もある。そうした文化財の活用を適切かつ効率的に行うとともに、文化財が有する価値や歴史性を正しく、臨場感を持って多くの人々に伝え、体感してもらうために、様々な先端技術の活用を推進する。

また、文化財の調査・研究や保存修理などの際に得られた新たな情報をうまく生かし、豊かで、新鮮な情報の発信に努める。こうした先端技術の活用を通して、魅力あふれる活用方法を模索する。

3) 自治体間の連携・協働による効果的な文化財の活用の促進

各自治体によって進められている文化財の活用に向けた取組みをより効果的に実施していくために、これまで以上に県と市町、各市町間との連携の強化を図り、関係者間で各種イベント等のマッチングや協働を進め、効果の最適化に向けて取り組む。

* 文化庁 2020『先端技術による文化財ハンドブック』参照

第5章 域内の市町への支援の方針

ここでは、第2章の県の取組みに加えて、市町への支援において重点的に行っていくものについて、方針を示しておく。

第1節 支援の方針と体制について

1 文化財等の保存における支援と体制づくり

県は、地方自治法に基づく役割分担の中で文化財の保存や活用を進めていくとともに、各市町の取組みについても積極的に支援を行う。

これまでの国との調整や県内の様々な文化財の調査や保存に関わってきた経験を活かし、市町の文化財を取り巻く現状を常に的確に把握しながら、法的、制度的、専門的、技術的な助言や支援、可能な限りの財政的な支援を講じていく。また、支援に際しては、市町を取り巻く状況、文化財の保存への影響などの緊急性、保存や調査に必要な高度な専門性の観点等から精査し、必要な支援を行っていく。同時に、市町に文化財専門職員の採用、配置、育成について働きかけていく。

こうした支援を実施していくためにも、県は文化財専門職員の専門分野（建築史、美術史、歴史、考古、民俗等）と多様な課題への対応ができる体制を充実させる。加えて、専門職員の資質向上に努め、関係課との連携の中で分野や対象に応じて、助言や支援の対応が可能な体制の構築を目指す。専門的、技術的な観点から、調査や修理において、県の関係課が連携し、意見交換や情報共有を図りながら、一体となって取り組んでいくため、協働できる体制、組織の再編を視野に入れた取組みなども検討していく。

2 個別文化財の保存活用計画・文化財保存活用地域計画等の策定等に関する支援

個々の文化財保存活用計画の作成に当たっては、必要な支援や助言等を積極的に行っていく。作成後、保存活用計画を運用していく中で、様々な課題が生じることが予想されるので、そうした情報をアーカイブ化し、適宜、市町と情報共有を図り、より良い文化財の保存と活用につなげていく。

文化財保存活用地域計画の作成に必要な支援や助言等を積極的に行う。特に、域内の文化財の総合的な把握を行うことが重要となる。そのため、既存の調査に基づく県内の文化財のリスト化・市町への提供など、文化財や文化遺産の総合把握の調査を県立ミュージアムや瀬戸内海歴史民俗資料館、埋蔵文化財センターなどと連携して市町とともに実施する。

また、計画認定後も、作成した計画が適切かつ効果的に進められるよう市町に必要な支援や助言等を行っていく。

第2節 県と市町との連携について

1 県・市町間の積極的な連携の推進

市町は専門職員の人数や経験が大きく異なっている。そのため、専門的な経験を積んだ専門職員

を有する市町が、他の市町と可能な限り連携し、県内の文化財の保存と活用が適切に図られるように取り組んでいくことも重要な方法の一つである。こうした観点からも、県と市町の垣根を超えた課題の共有を図るために、県は各市町が計画し実施する各種事業を十分に把握し、事業のより効果的な実施を目指して、関係市町や関係機関との調整を図り、連携しやすい環境づくりを進めていく。同様に、県が実施している埋蔵文化財を中心とした県市連携調査活用事業や四国遍路世界遺産登録推進事業等においても、市町との連携を常に図る。

また、市町間の連携を促進し、県内の文化財を取り巻く課題の解決や、県内の専門職員の専門性向上のための研修の場等として各自治体が実施する事業を活用していく。加えて、市町文化財担当者会、市町文化財主管課長会を活用して情報共有なども積極的に進める。

第6章 防災・災害発生時の対応

第1節 災害に向けた平時の取組み

1 未指定文化財を含めた文化財全般の所在把握

災害発生後、文化財の被災確認を迅速に実施していくためにも、平時の地域の文化財総体の所在把握が極めて重要である。動き出しが遅くなれば、救えるものが半減していくことが東日本大震災で経験されており、初期対応が重要である。そのため、平時の取組みとして、地域に所在する文化財の総合的な把握を進めていく必要がある。この所在把握で得られた情報は、浸水範囲などの被災想定範囲との関係を事前に把握するだけでなく、災害発生後の文化財の被災状況を確認するために必要である。

各市町による所在把握は、地域の指定文化財や既存の調査の成果や各自治体史等で既に把握されているものを対象とし、文化財リストを作成し、現況の把握にまず努める。所在把握にあたっては、目的を明確化し、所有者や地域住民の理解を十分に得た上で実施しなければならない。その上で、文化財の種別や地域に応じて可能であれば対象を広げて実施する必要がある。GPSや電子地図等を用いて位置情報を把握しておくことも災害時に場所を特定する上で有効である。こうした基礎的な情報は行政機関において適切に管理し、防災に役立てなければならない。今後は、関係機関などと災害後の状況把握のためのネットワークの構築を図っていくことも重要である。

また、地域固有の歴史を反映する文化財の中には、地域の成り立ち（旧地形）や災害の歴史を示すものが含まれており、地域の歴史から知ることのできる災害史や先人たちの災害に対する知恵などに関する調査・研究を進めていくことで、地域で想定される災害や必要な災害時の対応等について学び、広く周知し、防災・減災に役立てていく。

● 県の取組み

■ 県立ミュージアム・瀬戸内海歴史民俗資料館・埋蔵文化財センター

文化芸術振興計画及び県立ミュージアム中期活動計画に基づき、文化財レスキューの普及啓発、所在把握などの活動を継続的に実施している。

指定文化財の被害予想マップの作成を行うなど、災害に向けた平時の地道な活動を実施している。

2 被災の可能性のある文化財や被災時の移動等の措置

こうした有形・無形の文化財の実態把握をもとに、防災に向けた取組みや被災後の対応方法について検討しておかなければならない。

浸水などによって被災する可能性のある文化財が確認された場合、移動等を含めて、可能な限り適切な対策を講じていく。不動産の文化財の場合も、文化財への影響が少しでも小さくなるような対応策を講じる必要がある。特に、有形文化財等の動産の文化財については、文化財としての価値の適切な継承、歴史的な経緯にも配慮し、専門家に意見を聴取しながら、所有者や地域住民の理解のもと、移動等の措置を講じていくことが重要である。また、事前に、措置による文化財への影響

も十分に検討しておかなければならない。

近年では被災時の被災文化財の保管場所の検討が行われている事例もあり、本県においても各地域の中で、適切な保管が可能な場所の選定や設備の整備などを事前に検討しておくことも必要である。また、無形民俗文化財などの練習の場の確保なども重要である。

被災後の対応としては、被災状況の情報収集、水損資料などへの対処方法、被災時に発見された新たな文化財などへの対応についても十分に域内の関係機関や関係団体などと連携して、対応方法を検討しておく必要がある。

3 防火・防犯に向けた取組み

文化財の火災や盗難・き損を防ぐためには、所有者、管理者の最大限の注意と周辺の人々や自治体の協力が必要不可欠である。文化財防火デーなどを積極的に活用するとともに、所有者、管理者の防火・防犯への意識を高めるように継続して周知に努めていく。

防火対策としては、国指定文化財は、消防法施行令第21条に規定された自動火災報知設備の設置を適切に実施するとともに、近接する施設等を含めた防火対策を検討しておくことが重要である。文化財の全般の対策としては火の使用のみならず、電気系統設備の老朽化等にも留意し、漏電などの定期的な点検と適切な修理の実施が重要である。また、建造物や史跡地内の復元建物、文化財やそれを保管している施設においては、定期的な避難訓練の実施による避難ルートの確認や展示品の避難方法などの火災時の対策や訓練を日頃から実施しておくことが必要不可欠である。

美術工芸品の公開等を行っているものは、相反する環境の中で、防犯性の高い環境の整備を行うことは容易ではないが、防犯対策として、定期的な見回りなどの管理状況に応じた必要な設備を設けるなどの環境整備を行うことが重要である。

こうした取組みは文化財の適切な保管と未来へと継承していく上で重要な取組みであり、定期的に繰り返し、実施していく。

4 関係機関等との情報の共有と周知

台風災害などに応じて、指定文化財の被災状況を的確かつ迅速に把握できる体制を構築しておかなければならない。そのためには、平時から関係機関と情報共有を図り、域内の文化財の所在把握等に基づき、ハザードマップ等で、被災範囲や被害状況等をあらかじめ想定しておくことが重要である。

火災や浸水被害等への対応として、各市町の消防機関、危機管理主管課などの防災関係機関、警察等と連携して、情報共有を図っておく。災害時の被災状況の把握や連絡については、文化財所有者や地域住民と情報共有が迅速に図れるよう、日頃からの周知や情報交換に努めていく。

また、文化財の所在把握を通じて得られた、災害史や旧地形に関わる情報は危機管理主管課や消防機関等と共有するなどし、減災に向けた取組みの中で活用していく。

なお、情報共有や情報発信における文化財の所在情報の取扱いについては個人情報となるものもあり、盗難などを誘発する恐れもあるので、取扱いは十分に注意しなければならない。

5 地域のネットワークの確立

災害発生時などの緊急時には、予期せぬ出来事が多数生じることから、そうした非常事態に対応するためにも、地域の担い手づくりや情報発信などを通じて地域に根差したネットワークの構築が不可欠である。日常的な文化財の見守りや文化遺産の保全等の取組みを通じて、多様な主体により見守るネットワークの構築や台風被害等の確認を行う連絡体制を整備し、随時確認しておくことが

必要である。

6 広域的な相互支援、文化財に対する防災や減災に向けた知識の共有

中国・四国地方で大規模災害等が発生した際に、文化財等やその保管施設等を迅速かつ的確に保護することを目的とした「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた総合支援計画」を平成25年に定め、本県は岡山県と岡山市と相互支援を行うカウンターパートナーとなっている。災害発生時の対応として被災県・市の要請に応じて、救済活動に要する資機材の供給、専門職員等の派遣、被災文化財等の一時保管のための施設の提供などを行うこととしている。

現在、最も深刻な災害となることが想定されている南海トラフ地震では、四国での被害が大きいことが予想され、災害発生時における本県の被害状況や四国4県の被害状況に応じて、本県が四国の窓口としての役割が求められることも想定される。こうした観点から、災害時の文化財の救援に必要な物資等の準備を進めておくことも重要であろう。

文化財防災ネットワークにおいては、文化財防災センターであり、中国・四国地方の幹事施設である奈良文化財研究所と情報共有を図り、災害発生時に必要な情報の収集・更新を行っていく。各市町の文化財主管課、関係機関や関係団体に対して、必要な情報を発信し共有に努めるとともに、所有者や地域住民とも、情報共有を図る。

第2節 災害発生後の文化財等救援体制

1 災害発生時の文化財等救援の体制整備と救援活動

災害発生時には、市町の職員は避難所の開設等の様々な災害対応が求められ、文化財の被災状況の確認等への早期の対応が困難であることが想定される。そのため、県（生涯学習・文化財課）は関係機関と連携し、さらには文化財保護指導委員をはじめとした、一定の知識を有した人材や関係団体、地域のネットワークを活用し、災害発生後の文化財の被災状況の把握に努めるとともに、市町の被災状況に応じて、人的支援を行うとともに、救援活動の調整を行っていかねばならない。また、各地域における情報収集の窓口等を設置していくことも重要である。

文化財の救援活動（文化財レスキュー）としては、廃棄せず、安全な場所に移動させ、保管すること（第一次レスキュー）に努め、次にできるだけ早く、応急対策等（第二次レスキュー）を講じていくことを基本とする。

また、災害発生時に地域の歴史的建造物の保全や文化財を保存・保管している施設からの移動等の適切な対応を図るためには、被災した建築物の被害状況を迅速に把握する必要がある。災害発生後の復旧ボランティア活動や建物の応急危険度判定等の作業時に危機に瀕した文化財や施設が認識されるケースも報告されており、自治体に応じて文化財の保護に向けた庁内外の連絡体制を整えておく必要がある。

2 災害時文化財等対応マニュアルの整備

災害発生時に、文化財等対応マニュアルとそれに基づく行動によって、これまでの津波や豪雨災害時に多くの文化財が救われており、マニュアル整備が必要である。被災状況に応じて、臨機応変な対応や初期対応を周辺の地域住民等に委ねざるを得ない状況等が想定されることから、地域住民を含めた対応を視野に入れた「災害時文化財等対応マニュアル」の作成を県（生涯学習・文化財課）が進めていく。

関係機関と協力し、災害発生後の文化財の救援や災害時の文化財への影響を減じるための方策を

早急に整備していかなければならない。作成したマニュアルは、速やかに関係機関、市町と共有し、災害後の迅速かつ適切な対応を目指していくとともに、必要に応じて改定していく。また、広域で適切な対応が図れるような体制づくりを行っていく上では、各市町でも「災害時文化財等対応マニュアル」の策定が望まれる。

3 復旧・復興時における取組み

大規模災害の復旧や復興において、地域の神社などの祭りやシンボルとしての寺社などの建造物や記念物などの文化財は地域の活力となるものであり、復興計画などに適切に位置づけ、復旧していくことや祭りなどの無形民俗文化財の復活の支援などを行っていくことも重要である。

また、災害に伴う人々の移住などによって居住地の変化が起こることで、地域の中で守られてきた文化財が保存の危機に瀕することも想定され、こうした点も復旧・復興の際には十分に留意する必要がある。

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 文化財の保存・活用の推進のための体制

本大綱で示した各方針や措置を推進していくためには、県の文化財の主管課のみならず、文化振興、自然環境保護、都市計画、観光振興などの関係各課、関係機関（関係課一覧）並びに、地域の民間の関係団体（関係団体一覧）等とも積極的に連携し、県の役割（55頁、表10参照）を果たしていく。

1 専門職員の適正な配置と関係部署間の連携強化

県は文化財に関わる専門職員を適切に配置し、各課の業務の中で、関係課との連携の強化をより一層図るとともに文化財の保存と活用に資する取組みを行っていく。

県における文化財の各分野の専門職員の適正な配置、体制整備に努め、各分野の専門職員を配置することが難しい市町への助言・支援を行っていく。

2 関係機関等との連携強化と積極的な活用

県内外の大学等の関係機関と連携し、文化財の保存と活用を推進していく。また、文化財保護指導委員等の既存の仕組みをより一層活用していくとともに、災害時等における体制整備にも努めていく。

3 関係団体との連携と地域の人材育成

県内の文化財の課題や地域の抱えている課題へ対応していくために、県内の様々な民間団体との連携を強化することが重要である。県は市町等と連携し、調査・研究、修理、整備、活用等の各場面を活用しながら、基本的な考え方や方法の共有を図り、地域の技術者等の人材育成、さらには多様な関係者との連携強化に努めていく。

第2節 推進体制の整備に向けた人材育成

1 専門職員の人材育成と積極的な人事交流

多様な文化財とその課題に対応するため、国の研修等を活用することに加え、担当業務や諸事業を通じて、人材育成に努めるとともに、県と市町、各市町間における専門職員等の連携が生まれやすい環境づくりに努めていく。また、専門職員の人事交流等についても検討していく。

関係課一覧

■教育委員会事務局

生涯学習・文化財課

- (1) 文化財の保存及び活用に関すること。
- (2) 香川県文化財保護審議会に関すること。
- (3) 美術品又は骨董品として価値ある銃砲刀剣類等の登録に関すること。
- (4) 文化財に関する団体に関すること。
- (5) 県埋蔵文化財センター、県立ミュージアム（知事部局の所管に関するものを除く）に関すること。

埋蔵文化財センター

- (1) 埋蔵文化財の調査及び研究に関する事業
- (2) 埋蔵文化財の整理、保存及び活用に関する事業
- (3) 埋蔵文化財についての知識の普及及び啓発に関する事業

■政策部 文化芸術局

文化振興課

- (1) 文化の振興及び普及に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) 香川県立ミュージアムに関すること。
- (4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館及び香川県漆芸研究所に関すること。
- (5) その他文化の振興に関すること。

県立ミュージアム

- (1) 歴史、芸術及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (3) 資料に関する専門的又は技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 歴史、芸術及び民俗についての講演会、講習会等を開催すること。

瀬戸内海歴史民俗資料館

- (1) 瀬戸内地方の資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 瀬戸内地方の資料の展示に関すること。
- (3) 瀬戸内地方の資料の利用についての説明、助言、指導等に関すること。
- (4) 瀬戸内地方の資料の専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (5) 瀬戸内地方の歴史及び民俗についての講演会、講習会等の開催に関すること。

漆芸研究所

- (1) 漆工芸の研究者の育成に関すること。
- (2) 蒟醬、存清、彫漆などの漆仕立に関すること。
- (3) 蒟醬、存清、彫漆などの研究試作に関すること。
- (4) デザインの研究に関すること。
- (5) その他漆工芸の研究に必要なこと。

■総務部

総務事務集中課 (1) 文書館に関すること。

文書館

- (1) 特定歴史公文書等をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。
- (2) 文書等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 文書等に関する講座、講演会等を開催すること。
- (4) 行政資料（国又は地方公共団体の機関等が作成し、又は取得した統計書、調査研究報告書等の資料をいう。）を収集し、及び保存し、並びに閲覧、貸出しその他の利用に供すること。
- (5) 県政等に関する情報の提供を行うこと。
- (6) その他学術の振興及び文化の向上に資するため必要と認められること。
- (7) 香川県公文書等の管理に関する条例第2条第2項に規定する行政文書の管理を行うこと。

■危機管理総局

危機管理課

- (1) 危機管理の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 危機事象への初動対応に関すること。
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の施行に関すること。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行に関すること。
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。
- (6) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行に関すること。

■環境森林部

環境政策課

- (1) 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）の施行に関すること。
- (3) 環境影響評価に関すること。

みどり保全課

- (1) みどりの保全に関する施策の推進に関すること。
- (2) みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）の施行に関すること。
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の施行に関すること。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の施行に関すること。
- (5) 希少野生生物の保護に関すること。
- (6) 緑化の推進に関すること（緑化意識の普及啓発に関する事務を除く。）。
- (7) 自然公園に関すること。

関係課一覧

<p>■商工労働部 経営支援課 (1) 商工団体の振興及び指導に関すること。 (2) 地場産業の振興に関すること。</p>
<p>■交流推進部 観光振興課 (1) 観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。 (2) 観光客の誘致促進に関すること。 (3) 広域観光に関すること。 (4) 県のイメージアップに関すること。 (5) 観光地の魅力向上に関すること。 (6) 観光客のおもてなしに関すること。 (7) まちづくり型の観光の振興に関すること。 (8) 国際観光の推進に関すること。</p> <p>交流推進課 (1) 交流推進行政の企画及び総合調整に関すること。 (2) 栗林公園、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に関すること。 (3) 粟島海洋記念公園に関すること。 (4) 栗林公園観光事務所に関すること。</p> <p>栗林公園観光事務所 総務課 (1) 商工奨励館の運営に関すること。(2) 讃岐民芸館の運営に関すること。 (3) 公園の活用・運営に関すること。</p> <p>造園課 (1) 公園の整備計画に関すること。 (2) 公園内の工事にに関すること。 (3) 公園の清掃等維持管理に関すること。</p>
<p>■土木部 都市計画課 (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 (2) 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の施行に関すること。 (3) 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関すること。 (4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の施行に関すること。</p> <p>建築指導課 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関すること。 (2) 都市計画法に基づく開発行為の許可に関すること。 (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関すること（建築物に係るものに限る。）。 (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の施行に関すること。 (5) 建築物のエネルギーの消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関すること。</p>
<p>香川県文化芸術振興審議会</p> <p>■審議事項 知事の諮問に応じ、県における文化芸術の振興に極めて優れた功績のある者等を顕彰するとともに、文化芸術活動を行う将来性豊かな者の活動を奨励するため、文化芸術の振興の目標及び基本的な方針、文化芸術の振興のために重点的に実施する事業を定めた文化芸術振興計画の策定やその他文化芸術の振興に関する重要事項を審議する。</p> <p>■委員 15人以内で組織することとなっており、委員は学識経験者やその他の有識者となっている。</p>
<p>香川県文化財保護審議会</p> <p>■審議事項 教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定に関すること。</p> <p>■委員 香川県文化財保護審議会は、文化財の保存と活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して建議する。10人以内の委員で組織することとなっており、委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから香川県教育委員会が任命する。現在は、建築、美術工芸、歴史、民俗、考古、記念物、一般有識者の10名で構成している。専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。</p>
<p>文化財保護指導委員</p> <p>■取組内容 47名に委嘱を行い、県内にある指定文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地の状況を把握し、必要な指導を行うことによって、文化財保護の万全を期することを目的として、香川県教育委員会が策定する計画に基づいて文化財の巡視を行い、県及び市町教育委員会に対してその結果を報告するほか、文化財の所有者その他関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、文化財保護思想についての普及活動を行っている。</p>

関係団体一覧

No	文化財	団体名	所在地
1	有形(建造物)	一般社団法人香川県建築士会	〒760-0018 香川県高松市天神前6-34 2F
取組	建築士の業務の進歩・改善と建築士の品位の向上を図り、香川の建築文化の発展につなげることを目的として取り組んでおり、建築士法第22条の4によって認められた「建築のプロフェッショナル」たちによる団体である。		
No	文化財	団体名	所在地
2	有形(建造物)	一般社団法人日本建築学会 四国支部 香川支所	〒761-0396 香川県高松市林町2217-20
取組	会員相互の協力によって建築に関する学術、技術、芸術の進歩発達を図ることを目的とする一般社団法人である。		
No	文化財	団体名	所在地
3	有形(建造物)	香川歴史的建造物保存活用会議	〒763-0033 香川県丸亀市中府町四丁目2-27
取組	歴史的建造物の調査や研究、保存活用に関する助言、支援、普及啓発、技術者の育成のほか、所有者や地域が抱える課題への対応等、暮らしの中にある歴史的建造物の保存と活用に関わる活動を行っている。建造物の登録に向けた調査、重要有形民俗文化財の修理、登録文化財(建造物)の修理等への支援も行っている。		
No	文化財	団体名	所在地
4	有形(美術工芸品、民俗)	香川県資料館協議会	〒760-0030 高松市玉藻町5番5号
取組	香川県内の資料館およびこれに類する施設をもって組織する会。資料館事業の普及発達を図り、以て地域文化の発展に寄与することを目的とする。年2回の協議会会議において情報・意見の交換、研修、視察を行うほか、共同展示等の事業に取り組んでいる。加盟館は43館。		
No	文化財	団体名	所在地
5	無形	公益社団法人 日本工芸会四国支部	〒760-0017 香川県高松市番町1-10-39
取組	無形文化財の保護育成を図るため、日本伝統工芸展作家、技術者相互の連絡を密にし、その技術の錬磨に資するとともに、伝統工芸の技術の保存と活用を図り、発展を期し、文化の向上に寄与することを目的に、伝統工芸技術の調査研究、記録の作成、伝承者の養成、展覧会等の開催等の活動を行っている。県立ミュージアムと協力し、展覧会などで地域文化の向上、発展に寄与する。		
No	文化財	団体名	所在地
6	民俗	香川県民俗芸能連絡協議会	〒760-0018 香川県高松市天神前6-1
取組	民俗芸能の保存と振興のために情報交換を行い、保存団体相互の協調をはかることを目的として活動している。		
No	文化財	団体名	所在地
7	民俗	香川民俗学会	
取組	香川県内の民俗学研究を進めている学会である。		
No	文化財	団体名	所在地
8	史跡(整備)	土木学会四国支部	〒760-0066 香川県高松市福岡町3-11-22 建設クリエイトビル
取組	土木工学に関する調査、研究を進め、土木関係資料の収集・保管・公開、土木工学教育及び土木技術者教育への支援等を行っている。		

関係団体一覧

No	文化財	団体名	所在地
9	天然記念物	一般社団法人日本樹木医会香川県支部	〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10
取組	樹木医の知識と技術を通じて巨樹、名木等の文化財をはじめとする樹木、緑地、森林等の保全、樹木文化の継承・発展及びこれらの普及啓発に関する活動を地域社会と連携して行うことにより、広く環境の保全に寄与する。香川県支部でも天然記念物をはじめ、県、市町指定の保存木、名木だけでなく、庭木などの地域の緑の保全だけでなく、地域の緑化行事などに積極的に参加し、緑化相談所や巨樹・巨木のパネル展を開催するなどの普及啓発活動を行っている。		
No	文化財	団体名	所在地
10	天然記念物	NPO法人香川のみどりを育む会	〒761-8047 香川県高松市岡本町32番地17
取組	香川県内の樹木医等からなる会で、環境教育事業として、園芸講習会、樹木医講習会、植物観察会を開催し、保護育成事業として樹勢回復処置、古木巨樹管理支援金の募金・贈呈、環境調査事業として樹木調査、緑地創出支援事業として松林創出プロジェクトなどを実施し、緑豊かな香川県の実現のために活動している。		
No	文化財	団体名	所在地
11	天然記念物	NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川	〒760-0008 高松市中野町23番2号 香川県森林組合連合会2階
取組	香川県の自然を研究し、標本資料・文書資料を収集・保存するとともに、自然保護に関するセンター的な役割を担うことを目的として、情報発信や自然保護活動を行っている。		
No	文化財	団体名	所在地
12	全般	香川歴史学会	—
取組	歴史学および歴史教育に関する研究並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。歴史・考古・民俗・郷土史に関心のある会員で構成されている。入会資格等はなし。年2回の談話会(例会)、年1回の大会、総会、会誌『香川史学』の刊行を主たる事業とする。		
No	文化財	団体名	所在地
13	全般	香川県文化財保護協会	〒760-0018 香川県高松市天神前6-1
取組	文化財の尊重、保護とその活用に関する意識を高揚することを目的として、文化財に関する研究調査、普及宣伝、文化財に関する資料の作成並びに頒布紹介、文化財に関する講演会、研究会、実地見学の開催、文化財保護活動などの除草・清掃活動の実施を主に取り組んでいる。現在、会員約1,900人(令和元年8月現在)が12支部に分かれて活動している。		
No	文化財	団体名	所在地
14	教育	香川県高等学校教育研究会(地歴・公民部会)	〒761-4302 小豆郡小豆島町蒲生甲1001
取組	地域の文化財を用いた歴史教育の研究に取り組んでいる。		
No	文化財	団体名	所在地
15	教育	香川県中学校教育研究会(社会科部会)	〒762-0037 香川県坂出市青葉町1番7号
取組	県下中学校教員を会員とし、研究集会・講演会・授業研究会の開催や機関紙の発行など中学校社会科教育の研究を深め、県下社会科教育の振興に関する事業に取り組んでいる。		
No	文化財	団体名	所在地
16	教育	香川県小学校教育研究会(社会科部会)	〒760-0017 香川県高松市番町5丁目1番55号
取組	県下小学校教員を会員とし、教育機関(小・中・高・大学)等への出前講座、連携授業、ゲストティーチャー、共同授業等を行い、文化財の保護・活用について、小学生段階から、広く興味・関心を持つことができるような取組みを行うなど小学校社会科教育の研究を深め、県下社会科教育の振興に関する事業に取り組んでいる。		

参 考 资 料

1 香川県文化財保存活用大綱策定までの経緯

1 経緯と経過

令和元年

- 5月 香川県内市町アンケートの実施
- 7月 香川県文化財保存活用大綱策定設置
- 9月 香川県文化財保存活用大綱策定協議会 第1回

令和2年

- 1月 香川県内市町意見交換会
- 2月 香川県文化財保存活用大綱策定協議会 第2回
- 3月 関係団体、文化財所有者等アンケート実施
- 8月 香川県文化財保存活用大綱策定協議会 第3回
- 12月 香川県文化財保存活用大綱策定協議会 第4回
香川県教育委員会定例会報告
香川県文化財保存活用大綱策定

2 委員一覧

	氏名	所属
会長	増田 拓朗	香川大学名誉教授
副会長	大久保徹也	徳島文理大学教授
委員	井原 縁	奈良県立大学教授
委員	清國 祐二	独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター長
委員	佐藤 正知	元文化庁主任文化財調査官
委員	清水 真一	徳島文理大学教授
委員	伊達 仁美	京都芸術大学教授
委員	根立 研介	京都大学大学院教授
委員	三矢 昌洋	公益社団法人香川県観光協会会長
委員	山下 淳二	香川県情報発信参与

(敬称略)

3 香川県文化財保存活用大綱策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 香川県における文化財の総合的な保存と活用に関する指針となる香川県文化財保存活用大綱(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の2の規定)の策定にあたり、広く有識者の意見を聴くため、香川県文化財保存活用大綱策定協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に報告し又は助言する。

- (1) 香川県文化財保存活用大綱の策定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関等の職員のうちから香川県教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。なお、任期内に香川県文化財保存活用大綱が策定された場合は任期満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は県教育長が招集するものとする。

2 委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第6条 協議会は必要に応じて学識経験者等から意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課において処理する。

(協議会の運営事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 香川県内指定文化財件数一覧
文化財指定等件数(種別)一覧

令和2年3月31日現在

種別	有形文化財										無形文化財			民俗文化財				記念物				保存技術	小計	登録有形文化財		登録史跡	合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	有形文化財	無形文化財	有形	無形	計	史跡	名勝	天然記念物	計	建造物	民俗			歴史資料	登録記念物		
国指定	29	22	33	18	12	0	5	1	1	121	1	10	3	13	25	6	12	43	0	1	179	411	3			594	
県指定	16	20	42	23	8	0	2	8	2	121	3	12	27	39	29	2	29	60	0	0	223					223	
市町指定	88	45	103	67	37	4	43	55	28	470	3	44	42	86	140	9	66	215	0	0	774			1	11	786	
合計	133	87	178	108	57	4	50	64	31	712	7	66	72	138	194	17	107	318	0	1	1176	411	3	1	11	1603	

複数の種別で指定されているものは、それぞれの種別で扱っている。
()内は、国宝・特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の数で、内数である。

市町別指定文化財等件数

令和2年3月31日現在

種別	有形文化財										民俗文化財		記念物				保存技術	伝統的建造物群保存地区	登録有形文化財		登録史跡	合計			
	区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	無形文化財	有形	無形	計	史跡			名勝	天然記念物			計	建造物	民俗
高松市	国指定	7	3	8	8	6		2		34	1	6		6	8	2	1	11			102	1			156
	県指定	4	2	5	6			1		18	3	5	4	9	3	1	5	9							39
	市指定	6	2	3	12	7		1	5	40	1	4	6	10	14	6	6	20					1	11	83
丸亀市	国指定	2	1	2	1					6				0	4			4			1	11	1		23
	県指定	1	1	3						5		1	2	3	3			3							11
	市指定	13	12	18	8	7		4	4	8	74	1	1	2	6	1	7	14							90
坂出市	国指定	3		1	1				1	6				0	4			4			18				28
	県指定	2		2	6			3		13			2	2	4		1	5							20
	市指定	3	3	8	4	1	3	1	2	25				0	7	1	1	9							34
善通寺市	国指定	2	1	4	1	1		1	1	11				0	3	1	1	5			40				56
	県指定			2		1				3			2	2	2		2	2							7
	市指定	3	2	2		1		8		16			1	1	3		1	4							21
観音寺市	国指定	2	5	1		1				9				0	1	1	1	3			17				29
	県指定		1	2				2		5			1	1	2		1	3							9
	市指定	5	1	7	2	3		5	8	31		2	1	3	9	6	15	15							49
さぬき市	国指定	4	3	4				2		13				0	3		3	3			3				19
	県指定	2	4	3	1			1	1	11	2	1	1	2	1	5	6	6							21
	市指定	10	5	12	1	1		1	6	1	36		5	5	23	1	25	25							66
東かがわ市	国指定	2	2	6	2	3				13				0	1	2	3	3			34	1			51
	県指定	2	4	5	2					13			2	2	1	1	2	4							19
	市指定	7	3	10	9	5		3	7	46	1	2	5	7	9	4	13	13							67
三豊市	国指定	4		2	1					7			1	1	5	1	6	6			13				27
	県指定	2	2	12	2	1		2	1	23		3	6	9	6	1	7	7							39
	市指定	15	2	15	7	1		9	2	54	1	6	10	16	38	6	8	52							123

3 指定文化財(国・県)・登録文化財一覧

有形文化財

◆建造物

令和2年10月31日現在

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
国宝	神谷神社本殿 附・棟札 6枚	1棟	坂出市神谷町	明37・8・29 昭30・2・2(国宝)	神谷神社
国宝	本山寺本堂 附・厨子3基、棟木の部分1枚	1棟	三豊市豊中町本山甲	大13・4・13 昭29・9・17 (附指定 厨子) 昭30・6・22(国宝)	本山寺
重要文化財	国分寺本堂	1棟	高松市国分寺町国分	明37・8・29	国分寺
重要文化財	本山寺二王門	1棟	三豊市豊中町本山甲	明37・8・29	本山寺
重要文化財	明王寺釈迦堂 附・厨子1基、棟札1枚、丸瓦及び平瓦23枚	1棟	小豆郡小豆島町池田	明40・5・27 昭42・12・11 (附指定)	明王寺
重要文化財	丸亀城天守 附・板札 1枚	1棟	丸亀市一番丁	昭18・6・9	丸亀市(丸亀市)
重要文化財	高松城 北之丸月見櫓、北之丸水手御門 北之丸渡櫓、旧東之丸良櫓	4棟	高松市玉藻町	昭22・2・26	高松市
重要文化財	覚城院鐘楼	1棟	三豊市仁尾町仁尾丁	昭22・2・26	覚城院
重要文化財	長尾寺経幢	2基	さぬき市長尾西	昭29・9・17	長尾寺
重要文化財	白峯寺十三重塔	2基	坂出市青海町	昭29・9・17	白峯寺
重要文化財	屋島寺本堂 附・厨子 1基	1棟	高松市屋島東町	昭30・6・22	屋島寺
重要文化財	金刀比羅宮奥書院	1棟	仲多度郡琴平町	昭30・6・22	金刀比羅宮
重要文化財	常德寺円通殿 附・棟札 3枚	1棟	三豊市仁尾町仁尾丁	昭30・6・22 昭42・12・11 (附指定)	常德寺
重要文化財	丸亀城 大手一の門、大手二の門 附・東西土塀	2棟	丸亀市一番丁	昭32・6・18	国(丸亀市)
重要文化財	観音寺金堂 附・厨子1基、棟札1枚	1棟	観音寺市八幡町	昭34・6・27	観音寺
重要文化財	旧金毘羅大芝居	1棟	仲多度郡琴平町乙	昭45・6・17	琴平町
重要文化財	小比賀家住宅(香川県高松市御殿町) 主屋 附・土塀 午門、土蔵、米蔵 附・土塀 屋敷絵図	4棟	高松市御殿町	昭46・6・22	個人
重要文化財	旧恵利家住宅(香川県大川郡大川町)	1棟	さぬき市大川町	昭46・6・22	さぬき市
重要文化財	細川家住宅(香川県大川郡長尾町)	1棟	さぬき市多和額東	昭46・6・22	個人
重要文化財	旧下木家住宅 (旧所在 徳島県美馬郡一宇村) 附・棟札 1枚	1棟	高松市屋島中町	昭57・2・16	(公財)四国民家博物館
重要文化財	旧河野家住宅 (旧所在 愛媛県上浮穴郡小田町)	1棟	高松市屋島中町	昭57・2・16	(公財)四国民家博物館
重要文化財	金刀比羅宮旭社 附・棟札 2枚	1棟	仲多度郡琴平町	昭57・2・16	金刀比羅宮
重要文化財	金刀比羅宮表書院及び四脚門	2棟	仲多度郡琴平町	昭30・6・22 昭57・2・16(四脚 門追加指定及び 名称変更)	金刀比羅宮
重要文化財	志度寺 本堂 附・棟札2枚、仁王門	2棟	さぬき市志度	昭58・6・2	志度寺
重要文化財	旧普通寺僧行社	1棟	普通寺市文京町	平13・6・15	普通寺市
重要文化財	豊稔池堰堤 附・豊稔池碑 1基、旧火薬貯蔵庫 2棟 旧土砂吐樋門 1点、旧中樋取水バルブ 1点	1所	観音寺市大野原町田野々	平18・12・19	豊稔池土地改良区
重要文化財	披雲閣(旧松平家高松別邸) 本館、本館付倉庫、倉庫 附・裏門1棟、袖塀2棟 井戸屋形1棟、四阿2棟	3棟	高松市玉藻町	平24・7・9	高松市
重要文化財	普通寺 金堂 附・棟札1枚 五重塔 附・棟札2枚	1棟 1基	普通寺市普通寺町	平24・12・28	普通寺
重要文化財	白峯寺 本堂 附・厨子1基 大師堂 附・棟札1枚 阿弥陀堂 行者堂 附・厨子1基、棟札1枚 薬師堂 願證寺殿 附・棟札7枚 勅額門 客殿 附・棟札1枚 御成門 附・棟札3枚 附・勅使門1棟、七棟門1棟	9棟	坂出市青海町	平29・7・31	白峯寺
県指定有形文化財	猪熊家住宅 母屋、門、長屋	3棟	東かがわ市松原	昭29・8・18	個人
県指定有形文化財	旧入江家住宅	1棟	高松市牟礼町牟礼	昭29・8・18	個人
県指定有形文化財	白峯寺笠塔婆	1基	坂出市青海町	昭36・6・6	白峯寺
県指定有形文化財	丸亀城 玄關先御門、番所、長屋 附・土塀	3棟	丸亀市一番丁	昭38・4・9	国(丸亀市)
県指定有形文化財	八幡神社石鳥居	1基	小豆郡土庄町豊島家浦	昭38・4・9	家浦八幡神社
県指定有形文化財	勝造寺層塔	1基	三豊市高瀬町下勝間	昭38・4・9	勝造寺
県指定有形文化財	白峯寺五重塔	1基	坂出市青海町	昭39・4・9	白峯寺
県指定有形文化財	船屋形茶室	1棟	綾歌郡宇多津町	昭44・4・3	西光寺

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
県指定有形文化財	石造宝篋印塔	2基	東かがわ市中筋	昭47・5・23	興田寺
県指定有形文化財	石造鳥居	1基	香川郡直島町	昭47・5・23	八幡神社
県指定有形文化財	西教寺六面石幢	2基	さぬき市大川町富田東	昭51・6・29	西教寺
県指定有形文化財	旧山下家住宅	1棟	高松市屋島中町	昭56・4・21	(公財)四国国家博物館
県指定有形文化財	旧丸亀藩番所 附・境界標柱	1棟	高松市屋島中町	昭59・8・14	(公財)四国国家博物館
県指定有形文化財	旧黒瀬家丸亀藩御用蔵	1棟	高松市屋島中町	昭59・8・14	(公財)四国国家博物館
県指定有形文化財	志度寺珠魔堂及び毎衣婆堂	2棟	さぬき市志度	昭59・8・14	志度寺
県指定有形文化財	本山寺鎮守堂	1棟	三豊市豊中町本山甲	平元・2・28	本山寺

◆絵画

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	絹本着色十王像 陸信忠筆	10幅	高松市仏生山町甲	明34・3・27	法然寺
重要文化財	絹本着色観音功德図(伝 鶴州 筆) 六曲屏風、二曲屏風	3双、1双	高松市仏生山町甲	明34・3・27	法然寺
重要文化財	紙本金地著色源氏物語図 (若菜 紅葉賀)狩野養信筆 八曲屏風	1双	高松市仏生山町甲	明34・3・27	法然寺
重要文化財	絹本着色智証大師像 有賛	1幅	善通寺市金蔵寺町	明34・3・27	金倉寺
重要文化財	絹本着色琴弾宮絵縁起	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	明34・3・27	観音寺
重要文化財	絹本着色琴弾八幡本地仏像	1幅	観音寺市八幡町	明34・3・27	観音寺
重要文化財	絹本着色不動二童子像	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	明34・3・27	観音寺
重要文化財	絹本着色地藏曼荼羅図	1幅	東かがわ市中筋	明34・3・27	興田寺
重要文化財	絹本着色仏涅槃図	1幅	東かがわ市中筋	明34・3・27	興田寺
重要文化財	絹本着色志度寺縁起 附・紙本墨書志度寺縁起等付属文書 九卷	6幅	高松市玉藻町 (第1・2・3・6巻 香川県立ミュージアム)	明34・3・27	志度寺
重要文化財	絹本着色十一面観音像	1幅	さぬき市志度	明34・3・27	志度寺
重要文化財	絹本着色弁財天十五童子像	1幅	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	紙本着色なまよ竹物語絵巻	1巻	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	紙本墨画竹林七賢図 応挙筆	16枚	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	紙本墨画瀑布及山水図 応挙筆	33枚	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	紙本墨画遊鶴図 応挙筆	17枚	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	紙本墨画遊虎図 応挙筆	24枚	仲多度郡琴平町	明34・3・27	金刀比羅宮
重要文化財	絹本着色星曼荼羅図	1幅	仲多度郡多度津町北鶴	明34・3・27	道隆寺
重要文化財	絹本着色観経曼荼羅図	1幅	観音寺市大野原町萩原	大8・8・8	萩原寺
重要文化財	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	東京都台東区上野公園(東京国立博物館)	昭41・6・11	極楽寺
重要文化財	絹本着色法華曼荼羅図	1幅	観音寺市大野原町萩原	昭42・6・15	萩原寺
重要文化財	紙本墨画蘇鉄図 与謝蕪村筆 四曲屏風 附・紙本淡彩寒山拾得図 四面 紙本淡彩山水図四曲屏風 三隻 紙本淡彩山水図四曲屏風 一隻 紙本淡彩寿老人図 一幅 紙本墨画竹図 一幅	1双	丸亀市富屋町	昭46・6・22	妙法寺
県指定有形文化財	与田寺所蔵山水万壑松禱図	1幅	東かがわ市中筋	昭29・8・18	興田寺
県指定有形文化財	与田寺所蔵山水祭屏風	1双	東かがわ市中筋	昭29・8・18	興田寺
県指定有形文化財	絹本着色西谷藤兵衛肖像	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭35・7・7	多聞院
県指定有形文化財	絹本着色胎藏界曼荼羅図	1幅	東かがわ市白鳥	昭41・3・31	白鳥美術館
県指定有形文化財	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	観音寺市八幡町	昭44・4・3	観音寺
県指定有形文化財	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	丸亀市一番丁城内(丸亀市立資料館)	昭44・4・3	持宝寺(丸亀市)
県指定有形文化財	絹本着色不動明王立像二童子像	3幅	綾歌郡宇多津町	昭44・4・3	円通寺
県指定有形文化財	絹本着色稚児大師像	1幅	東かがわ市中筋	昭47・5・23	興田寺
県指定有形文化財	絹本着色釈迦三尊二声聞図	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭47・5・23	郷照寺
県指定有形文化財	紙本着色金毘羅祭礼図 六曲屏風	1双	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本金砂子地著色百花の図 伊藤若冲筆	18枚	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本金地著色若松の図 岸岱筆	18枚	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本金地著色花菖蒲に水禽の図 岸岱筆	16枚	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本金地著色群蝶の図 岸岱筆	4枚	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本金地著色柳に白鷺の図 岸岱筆	26枚	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	絹本着色八相涅槃図	1幅	三豊市仁尾町仁尾北丁	昭63・2・26	常德寺
県指定有形文化財	紙本着色高松城下図 八曲屏風	1隻	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	平11・6・22	香川県
県指定有形文化財	高松松平家博物館図譜 衆鱗図 四帖、衆禽画譜 二帖 衆芳画譜 四帖、写生画帖 三帖 附・衆鱗手鑑目録 二冊 漆箱 四合		高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	平16・3・5	個人
県指定有形文化財	絹本着色日蓮聖人像 狩野常信筆	1幅	三豊市三野町下高瀬	平24・3・30	本門寺
県指定有形文化財	絹本着色西谷藤兵衛夫人像	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	平29・9・1	宗教法人 多聞院

◆彫刻

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	木造吉祥天立像	1軀	善通寺市善通寺町	明34・3・27	善通寺
重要文化財	木造地藏菩薩立像	1軀	善通寺市善通寺町	明34・3・27	善通寺
重要文化財	木造天太玉命坐像	1軀	善通寺市大麻町	明34・3・27	大麻神社
重要文化財	木造彦火瓊々杵命坐像	1軀	善通寺市大麻町	明34・3・27	大麻神社
重要文化財	木造涅槃仏像	1軀	観音寺市八幡町	明34・3・27	観音寺
重要文化財	木造狛犬	1対	東かがわ市水主	明34・3・27	水主神社
重要文化財	木造神像	7軀	東かがわ市水主	明34・3・27	水主神社
重要文化財	木造聖観音立像	1軀	東かがわ市大谷	明34・3・27	釈王寺
重要文化財	木造十一面観音兩脇土立像	3軀	さぬき市志度	明34・3・27	志度寺
重要文化財	木造薬師如来坐像	1軀	さぬき市鴨部	明34・3・27	長福寺
重要文化財	木造薬師如来立像	1軀	さぬき市長尾東	明34・3・27	極楽寺
重要文化財	木造千手観音立像	1軀	高松市国分寺町国分	明34・3・27	国分寺
重要文化財	木造不動明王立像	1軀	高松市錦町	大2・8・20	弘憲寺

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	木造不空罽索観音坐像	1軀	三豊市高瀬町下麻	大2・8・20	法蓮寺
重要文化財	木造伝池田八幡本地仏坐像	3軀	小豆郡小豆島町池田	大8・8・8	長勝寺
重要文化財	木造四天王立像	4軀	高松市国分寺町柏原	大8・8・8	鷲峰寺
重要文化財	木造十一面観音立像	1軀	仲多度郡琴平町	大8・8・8	金刀比羅宮
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	三豊市豊中町上高野	大8・8・8	妙音寺
重要文化財	木造地藏菩薩立像	1軀	綾歌郡綾川町山田下	昭4・4・6	法道寺
重要文化財	木造毘沙門天立像	1軀	高松市香西町	昭16・11・6	香西寺
重要文化財	乾漆聖観音坐像	1軀	さぬき市造田は弘	昭16・11・6	願興寺
重要文化財	木造大手観音坐像	1軀	高松市屋島東町	昭30・2・2	屋島寺
重要文化財	木造千手観音立像	1軀	高松市中山町	昭30・2・2	根香寺
重要文化財	木造菩薩立像	1軀	高松市西山崎町	昭30・2・2	正花寺
重要文化財	木造十一面観音立像	1軀	綾歌郡綾川町滝宮 (綾川町立生涯学習センター)	昭30・2・2	堂床区(綾川町)
重要文化財	木造千手観音立像	1軀	綾歌郡宇多津町	昭30・2・2	聖通寺
重要文化財	木造薬師如来坐像	1軀	丸亀市本島町甲生	昭34・12・18	東光寺
重要文化財	木造隨身立像	2軀	坂出市神谷町	昭41・6・11	神谷神社
重要文化財	板彫阿弥陀曼荼羅	1面	高松市牟礼町大町	昭41・6・11	開法寺
重要文化財	木造観音菩薩(不動明王/毘沙門天)像	3軀	丸亀市本島町泊	昭42・6・15	正覚院
重要文化財	木造不動明王及童子像 不動明王像内に不動明王真言五種の 記及大法主僧永信、僧康慶の銘がある	2軀	東かがわ市中筋	平10・6・30 平22・6・29 (名称変更)	興田寺
県指定有形文化財	与田寺本尊薬師如来	1軀	東かがわ市中筋	昭29・8・18	興田寺
県指定有形文化財	木造地藏菩薩立像	1軀	高松市錦町	昭30・4・2	弘憲寺
県指定有形文化財	木造聖観音立像	1軀	善通寺市吉原町	昭30・4・2	曼荼羅寺
県指定有形文化財	木造薬師如来坐像	1軀	さぬき市長尾東	昭37・4・14	極楽寺
県指定有形文化財	木造大日如来坐像	1軀	小豆郡小豆島町吉野	昭41・3・31	正法寺
県指定有形文化財	木造二天立像	2軀	小豆郡小豆島町吉野	昭41・3・31	正法寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	東かがわ市白鳥	昭41・3・31	白鳥美術館
県指定有形文化財	金銅誕生釈迦仏立像	1軀	東かがわ市中筋	昭44・4・3	興田寺
県指定有形文化財	木造如来形坐像	1軀	さぬき市志度	昭44・4・3	志度寺
県指定有形文化財	木造観音菩薩立像	1軀	小豆郡土庄町豊島家浦	昭44・4・3	神余地区
県指定有形文化財	木造釈迦立像	1軀	三豊市山本町財田西	昭44・4・3	宗蓮寺
県指定有形文化財	木造阿闍如来坐像	1軀	丸亀市本島町泊	昭44・4・3	持宝寺
県指定有形文化財	木造大日如来坐像(伝聖観音坐像)、 薬師如来坐像、釈迦如来坐像	3軀	観音寺市八幡町	昭44・4・3	観音寺
県指定有形文化財	木造弥勒仏坐像	1軀	丸亀市本島町尻浜	昭44・4・3	長命寺
県指定有形文化財	木造薬師如来坐像	1軀	三豊市山本町辻	昭44・4・3	大興寺
県指定有形文化財	木造薬師如来坐像	1軀	丸亀市本島町尻浜	昭44・4・3	長命寺
県指定有形文化財	木造金剛力士立像	2軀	さぬき市志度	昭44・4・3	志度寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	1軀	坂出市神谷町	昭44・4・3	清立寺
県指定有形文化財	木造天台大師坐像	1軀	三豊市山本町辻	昭44・4・3	大興寺
県指定有形文化財	木造弘法大師坐像	1軀		平29・4・4 (追加指定)	
県指定有形文化財	木造五大尊像	5軀	高松市中山町	昭44・4・3	根香寺
県指定有形文化財	金銅誕生釈迦仏立像	1軀	高松市玉藻町	昭45・4・28	香川県
県指定有形文化財	木造狛犬	2軀	三豊市豊中町本山甲	昭45・4・28	高良神社
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	綾歌郡宇多津町	昭47・5・23	郷照寺
県指定有形文化財	木造狛犬	1対	東かがわ市水主	昭47・5・23	水主神社
県指定有形文化財	木造獅子頭	1口	東かがわ市水主	昭47・5・23	水主神社
県指定有形文化財	木造吉祥天立像	1軀	坂出市青海町	昭50・7・31	白峯寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	1軀	三豊市高瀬町下勝間	昭50・7・31	勝造寺
県指定有形文化財	木造兜跋毘沙門天立像	1軀	三豊市高瀬町下勝間	昭50・7・31	勝造寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	3軀	三豊市高瀬町比地	昭51・6・29 平5・12・28 (追加指定)	下司・成行・長嘜自治会
県指定有形文化財	木造観音菩薩立像、木造勢至菩薩立像				
県指定有形文化財	木造金剛力士立像	2軀	三豊市山本町辻	昭51・6・29	大興寺
県指定有形文化財	木造菩薩立像	1軀	仲多度郡まんのう町買田	昭56・4・21	恵光寺
県指定有形文化財	木造千手観音立像	1軀	三豊市仁尾町仁尾丁	昭56・4・21	覚城院
県指定有形文化財	木造善女龍王像	1軀	三豊市豊中町本山甲	昭63・2・26	本山寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	観音寺市大野原町有木	平2・6・29	五郷有木地区
県指定有形文化財	木造聖徳太子二歳立像	1軀	綾歌郡宇多津町	平5・12・28	聖徳院
県指定有形文化財	木造愛染明王坐像	1軀	三豊市豊中町本山甲	平9・5・23	本山寺
県指定有形文化財	木造金剛力士立像	2軀	三豊市豊中町本山甲	平9・5・23	本山寺
県指定有形文化財	木造薬師如来坐像	1軀	さぬき市多和兼割	平18・2・10	大窪寺
県指定有形文化財	木造毘沙門天立像	1軀	善通寺市善通寺町	平18・2・10	善通寺
県指定有形文化財	木造弘法大師坐像 附・像内納入品、木造五輪塔 木造五輪塔納入文書	1軀 1基 1通	仲多度郡琴平町	平21・3・31	松尾寺
県指定有形文化財	木造阿弥陀如来坐像(三仏堂安置) 木造釈迦如来坐像(") 木造弥勒菩薩坐像(")	1軀 1軀 1軀	高松市仏生山町甲	平23・3・31	法然寺
県指定有形文化財	木造智証大師坐像	1軀	高松市中山町	平25・3・29	根香寺

◆工芸品

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
国宝	金銅錫杖頭	1柄	善通寺市善通寺町	明34・3・27 昭56・6・9(国宝)	善通寺
重要文化財	木造頓證寺勒額 後小松帝宸翰	1面	坂出市青海町	明34・3・27	白峯寺
重要文化財	金銅五銖銚(伝空海将来)	1口	奈良県奈良市登大路町(奈良国立博物館)	明34・3・27	弥谷寺
重要文化財	太刀 銘 長光	1口	仲多度郡琴平町	明44・4・17	金刀比羅宮
重要文化財	太刀 銘 元重	1口	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	大10・4・30	香川県

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	太刀 銘 正恒 附・糸巻太刀拵	1口	東かがわ市松原	大11・4・13	白鳥神社
重要文化財	短刀 銘 筑州住国弘作	1口	仲多度郡琴平町	大11・4・13	金刀比羅宮
重要文化財	太刀 銘 備州長船 (以下不明) (伝師光作) 明德 年 日 附・糸巻太刀拵	1口	仲多度郡琴平町	大12・3・28	金刀比羅宮
重要文化財	銅鐘	1口	高松市国分寺町国分	昭19・9・5	国分寺
重要文化財	短刀 銘 國吉	1口	高松市香西町	昭29・3・20 平26・7・30 (所有者変更)	個人
重要文化財	雷文螺鈿鞍	1背	東かがわ市水主	昭34・6・27	水主神社
重要文化財	密教法具 金剛盤 一面、六器 六口 火舎 一口、飲食器 二口 灑水器 一口、塗香器 一口		東京都台東区上野公園 (東京国立博物館)	昭37・6・21	弘憲寺
重要文化財	刀 折返銘 備州長船景光	1口	香川県高松市香西町	昭39・5・26(平21・3・15所有者変更)	個人
重要文化財	田村神社古神宝類 片添刀鉄鉢身 一口、瑞花双鳳禽獸鏡 一面、 十二支八卦文鏡 一面、素文鏡 一面 素文八花鏡殘闕 一片		高松市昭和町 (高松市歴史資料館)	昭41・6・11	田村神社
重要文化財	線刻十一面観音鏡像(牡丹鏡文鏡)	1面	丸亀市本島町泊	昭41・6・11	正覚院
重要文化財	梵鐘	1口	小豆郡小豆島町池田	昭41・6・11	長勝寺
重要文化財	梵鐘	1口	高松市屋島東町	昭42・6・15	屋島寺
重要文化財	太刀 銘 兼氏	1口	東京都台東区上野公園(東京国立博物館)	昭42・6・15	個人
県指定有形文化財	刀 銘 備前国住長船与三左衛門尉祐定作	1口	小豆郡土庄町甲	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	刀 銘 備前国住長船与三左衛門尉祐光	1口	東かがわ市帰来	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	わきざし 銘 備州長船勝光同宗光	1口	東京都墨田区横綱(刀剣博物館)	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	刀 銘 備州長船法光	1口	東京都墨田区横綱(刀剣博物館)	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	刀 銘 豊州高田住藤原統景	1口	東京都墨田区横綱(刀剣博物館)	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	短刀 銘 国光(新藤五)	1口	東京都墨田区横綱(刀剣博物館)	昭30・6・1	個人
県指定有形文化財	銅鐘	1口	高松市番町	昭35・7・7	法泉寺
県指定有形文化財	白峯寺石燈籠	1基	坂出市青海町	昭36・6・6	白峯寺
県指定有形文化財	石燈籠	1基	三豊市高瀬町羽方	昭38・4・9	大水上神社
県指定有形文化財	十二天像版木	7枚	東かがわ市中筋	昭39・4・9	興田寺
県指定有形文化財	刀 銘 龍澤軒多田鷹成	1口	高松市花ノ宮町	昭45・4・28	個人
県指定有形文化財	刀 銘 藁加賀守藤原包高	1口	さぬき市津田町津田	昭45・4・28	個人
県指定有形文化財	青貝微塵塗鞘および大小拵	1揃	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭46・4・30	個人
県指定有形文化財	舞楽面(尉・嬢)	2面	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭46・4・30	個人
県指定有形文化財	木造大興寺扁額	1面	三豊市山本町辻	昭49・6・15	大興寺
県指定有形文化財	太刀 銘 定利	1口	仲多度郡琴平町	平8・11・8	金刀比羅宮
県指定有形文化財	太刀 銘 助真	1口	仲多度郡琴平町	平8・11・8	金刀比羅宮
県指定有形文化財	刀 銘 肥前国忠吉	1口	仲多度郡琴平町	平8・11・8	金刀比羅宮
県指定有形文化財	刀 無銘 伝江義弘(号 芦葉江)	1口	高松市昭和町(高松市歴史資料館)	平11・6・22	高松市
県指定有形文化財	鉄錫杖	1柄	さぬき市多和兼割	平19・3・30	大蓮寺
県指定有形文化財	蒔醬料紙箱及び硯箱 玉椿象谷作 附・硯箱付属文具	1具 1式	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	令元・9・13	香川県
県指定有形文化財	堆朱鼓箱 玉椿象谷作 狩野永笑図	1合	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	令元・9・13	個人
県指定有形文化財	存清鏡箱 玉椿象谷作 附・菊花散らし梵字鏡	1合 1面	さぬき市志度	令元・9・13	圓通寺

◆書跡・典籍

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
国宝	藤原佐理筆詩懷紙	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭18・6・9 昭27・11・22(国宝)	香川県
国宝	一字一仏法華経序品	1巻	善通寺市善通寺町	明34・3・27 昭28・11・14(国宝)	善通寺
国宝	肥前国風土記	1帖	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭11・5・6 昭30・2・2(国宝)	個人
重要文化財	大般若経 附・経箱 六十箱 内底 経箱勧進記録等墨書	600帖	東かがわ市水主	昭34・3・27	水主神社
重要文化財	彩絹墨書急就章 附・護持院隆光記 一卷 南谷筆急就篇加點 一卷	1巻	観音寺市大野原町萩原	大5・5・24	萩原寺
重要文化財	伏見天皇宸翰御歌集(百首)	1巻	仲多度郡琴平町	大8・8・8	金刀比羅宮
重要文化財	紙本墨書周書 卷第十一断簡	1巻	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭11・5・6	個人
重要文化財	紙本墨書月江正印墨蹟 印可状(泰定戊辰仲春)	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭18・6・9	香川県
重要文化財	紙本墨書清拙正澄墨蹟 平心字号(嘉暦戊辰之秋)	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭18・6・9	香川県
重要文化財	光嚴院宸翰御奉納心経	3巻	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭19・9・5	香川県
重要文化財	法華経	8巻	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭19・9・5	香川県
重要文化財	万葉集卷第十五残卷(天治本)	1巻	高松市香南町由佐	昭58・6・6	冠濃神社
県指定有形文化財	紙本墨書後小松天皇宸翰御消息 紙本墨書後小松天皇宸翰女房奉書	1通 1通	さぬき市志度	昭30・4・2	個人
県指定有形文化財	大般若波羅蜜多経	600巻	仲多度郡多度津町南鴨	昭32・4・20	加茂神社
県指定有形文化財	徳川光圀筆書状(十二月七日付今出川内府あて)	1幅	綾歌郡宇多津町	昭33・6・5	西光寺
県指定有形文化財	大野文書	2巻	仲多度郡琴平町榎井	昭38・4・9	個人
県指定有形文化財	紙本墨書保元物語	3冊	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	紙本墨書平治物語	3冊	仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮
県指定有形文化財	仏説観仏三昧海経 卷第二	1巻	三豊市三野町大見乙	平19・3・30	弥谷寺
県指定有形文化財	仏説観仏三昧海経 卷第六	1巻	善通寺市善通寺町	平19・3・30	善通寺

◆古文書

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	紙本墨書花園天皇宸翰御消息(十二月二日)	1幅	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭18・6・9	香川県
重要文化財	東大寺写経文書 天平勝宝六年八月八日 天平宝字二年十一月十四日	2通	さぬき市志度	昭27・7・19	個人
重要文化財	後深草天皇宸翰御消息(十二月十日)	1幅	高松市仏生山町甲	昭35・6・9	法然寺
重要文化財	善通寺伽藍并寺領絵図	1鋪	善通寺市善通寺町	昭60・6・6	善通寺
重要文化財	弘福寺領讃岐国山田郡田園	1巻	さぬき市志度	平3・6・21	個人
県指定有形文化財	秋山家文書	100点	三豊市高瀬町下勝間	平2・11・30 平26・11・28 (追加指定)	個人
県指定有形文化財	本門寺中世文書 附・日達奥書	20点 2点	三豊市三野町下高瀬	平24・3・30	本門寺

◆考古資料

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	割竹形石棺 香川県善通寺市磨臼山古墳出土	1合	善通寺市文京町(善通寺市民会館)	平5・6・10	善通寺市
県指定有形文化財	観音寺市室本町出土品	6個	観音寺市有明町	昭33・6・5	観音寺市
県指定有形文化財	細形銅剣	3口	観音寺市有明町(観音寺市郷土資料館)	昭35・7・7	個人
県指定有形文化財	妙音寺出土古瓦 軒丸瓦七個 軒先瓦八個 軒平瓦四個	19個	三豊市豊中町上高野	昭48・5・12	妙音寺
県指定有形文化財	平形銅剣高瀬町北条出土	3口	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭53・12・26	香川県
県指定有形文化財	鉄地金銀象嵌獣面紋大刀柄頭	1点	坂出市本町	平11・2・23	(公財)鎌田共済会
県指定有形文化財	鉄錫杖 さぬき市寒川町旧極楽寺跡出土	1柄	さぬき市長尾東	平19・3・30	極楽寺
県指定有形文化財	弥生土偶	1箇	坂出市府中町南谷(県埋蔵文化財センター)	平22・3・30	香川県
県指定有形文化財	上天神遺跡出土辰砂関連資料	一括	坂出市府中町南谷(県埋蔵文化財センター)	平29・9・1	香川県

◆歴史資料

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要文化財	久米通賢関係資料	1,061点	坂出市本町(鎌田共済会郷土博物館保管)	平26・8・21	(公財)鎌田共済会
県指定有形文化財	本山寺蔵経文板木 83枚 本山寺蔵経文板木 4枚	87枚	三豊市豊中町本山甲	平11・2・23 平22・3・30 (追加指定)	本山寺
県指定有形文化財	慶長小豆島絵図及び正保小豆島絵図	1件2点	小豆郡土庄町甲	平27・10・9	個人

無形文化財

指定区分	名称	員数	保持者	指定年月日
重要無形文化財	蒔薙		磯井正美	昭60・4・13
			山下義人	平25・9・26 (追加認定)
			大谷早人	令2・10・9 (追加認定)
県指定無形文化財	蒔薙		伊賀寛泰	平13・3・27
			太田勝子	平13・3・27
			佐々木正博	平21・3・31 (追加認定)
県指定無形文化財	彫漆		北岡省三	平13・3・27
			石原雅員	平23・3・31 (追加認定)
県指定無形文化財	髹漆		西岡春行	平18・2・10
			竹内幸司	平21・3・31 (追加認定)

民俗文化財

◆有形民俗文化財

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
重要有形民俗文化財	肥土山の舞台	1件	小豆郡土庄町肥土山甲	昭50・9・3	肥土山自治会 ほか
重要有形民俗文化財	池田の棧敷	1件	小豆郡小豆島町池田	昭51・8・23	亀山八幡宮 外39名
重要有形民俗文化財	瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具	2,843点	高松市亀水町(瀬戸内海歴史民俗資料館)	昭52・6・14	香川県
重要有形民俗文化財	金毘羅庶民信仰資料	1,725点	仲多度郡琴平町	昭54・5・21	金刀比羅宮
重要有形民俗文化財	讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋	937点 3棟	高松市屋島中町	昭58・4・13	(公財)四国民家博物館
重要有形民俗文化財	讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室	5,577点 3棟	高松市屋島中町	昭61・3・31	(公財)四国民家博物館
重要有形民俗文化財	中山の舞台	1件	小豆郡小豆島町中山杉尾	昭62・3・3	中山自治会 ほか
重要有形民俗文化財	瀬戸内海の船図及び船大工用具	2,813点	高松市亀水町(瀬戸内海歴史民俗資料館)	平5・4・15	香川県
重要有形民俗文化財	牟礼・庵治の石工用具	791点	高松市牟礼町牟礼 (高松市石の民俗資料館)	平8・12・20	高松市
重要有形民俗文化財	西日本の背負運搬具コレクション	310点	高松市亀水町(瀬戸内海歴史民俗資料館)	平27・3・2	香川県
県指定有形民俗文化財	讃岐源之丞人形頭及び衣裳 人形頭 衣裳	42個 40枚	三豊市三野町大見甲	昭37・9・20	讃岐源之丞保存会
県指定有形民俗文化財	香翠座人形頭	50個	高松市円座町	昭37・9・20	香翠座ゴゴ芝居保存会
県指定有形民俗文化財	直島女文楽人形頭及び衣裳 人形頭 衣裳	35個 69枚	香川県直島町	昭37・9・20	直島女文楽
県指定有形民俗文化財	宇賀神社古式醸造用具	1式	三豊市豊中町笠田笠岡	昭37・9・20	宇賀神社
県指定有形民俗文化財	佐柳島長崎の埋め墓	1式	仲多度郡多度津町佐柳長崎	昭40・4・3	佐柳長崎地区
県指定有形民俗文化財	ひょうげ祭りの神具	1式	高松市香川町浅野	昭40・4・3	ひょうげ祭り保存会
県指定有形民俗文化財	冠纏神社の大獅子	2頭	高松市香南町由佐池内・由佐	昭45・4・28	池内大獅子保存会
県指定有形民俗文化財	実相寺奉納模型和船	1隻	さぬき市津田町津田	昭52・7・26	実相寺
県指定有形民俗文化財	山北神社奉納京極侯参勤交代御船揃絵馬	1点	丸亀市山北町	昭52・7・26	山北八幡神社
県指定有形民俗文化財	栗島伊勢神宮奉納舟絵馬	11点 2点	三豊市詫間町栗島栗島湯 高松市亀水町(瀬戸内海歴史民俗資料館)	昭52・7・26	個人 瀬戸内海歴史民俗資料館

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
県指定有形民俗文化財	高松藩飛竜丸船細切絵図	8点	高松市玉藻町(香川県立ミュージアム)	昭52・7・26	(公財)松平公益会
県指定有形民俗文化財	高見八幡宮奉納模型和船	1隻	仲多度郡多度津町家中(多度津町立資料館)	昭53・12・26	高見八幡宮

◆無形民俗文化財

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	保護団体
重要無形民俗文化財	綾子踊		仲多度郡まんのう町佐文	昭51・5・4	佐文綾子踊保存会
重要無形民俗文化財	滝宮の念仏踊		綾歌郡綾川町	昭52・5・17	滝宮念仏踊保存会
重要無形民俗文化財	生里のモモテ		三豊市詫間町生里	平26・3・10	生里ももて祭保存会
県指定無形民俗文化財	家浦二頭獅子舞		三豊市仁尾町家浦	昭29・8・18	家浦二頭獅子舞保存会
県指定無形民俗文化財	北条念仏踊		坂出市大屋富町	昭31・5・12	北条念仏踊保存会
県指定無形民俗文化財	南鴨念仏踊		仲多度郡多度津町南鴨	昭31・5・12	南鴨念仏踊保存会
県指定無形民俗文化財	彌与苗踊・八千歳踊		三豊市財田町財田中入樋	昭31・5・12	彌与苗踊保存会
県指定無形民俗文化財	櫃石ももて祭		坂出市櫃石	昭37・4・14	櫃石ももて祭保存会
県指定無形民俗文化財	大浜・粟島ももて祭		三豊市詫間町大浜・粟島	昭37・4・14	大浜ももて祭保存会
				平26・3・10 (名称変更)	粟島ももて祭保存会
県指定無形民俗文化財	木熊野神社特殊神事		善通寺市中村町	昭37・4・14	木熊野神社特殊神事伝承会
県指定無形民俗文化財	祇園座		高松市香川町東谷	昭40・4・3	香川町農村歌舞伎保存会
県指定無形民俗文化財	南川太鼓		さぬき市大川町南川	昭42・5・30	南川太鼓保存会
県指定無形民俗文化財	虎頭の舞		東かがわ市白鳥	昭44・4・3	東かがわ市白鳥虎頭舞保存会
県指定無形民俗文化財	尺経獅子舞		東かがわ市川東	昭44・4・3	尺経獅子舞保存会
県指定無形民俗文化財	シカシカ踊り		善通寺市原田町	昭48・5・12	シカシカ踊り保存会
県指定無形民俗文化財	安田おどり		小豆郡小豆島町安田	昭48・5・12	安田おどり保存会
県指定無形民俗文化財	蹴鞠		仲多度郡琴平町	昭49・6・15	金刀比羅宮蹴鞠会
県指定無形民俗文化財	吉津夫婦獅子舞		三豊市三野町吉津丙	昭49・6・15	吉津夫婦獅子舞保存会
県指定無形民俗文化財	小豆島農村歌舞伎		小豆郡土庄町肥土山(肥土山農村歌舞伎)	昭50・7・31	小豆島歌舞伎保存会
			小豆郡小豆島町中山(中山農村歌舞伎)		
県指定無形民俗文化財	綾南の親子獅子舞		綾歌郡綾川町	昭52・7・26	綾南の親子獅子舞保存会
県指定無形民俗文化財	庵治締太鼓		高松市庵治町丸山	昭53・12・26	庵治締太鼓保存会
県指定無形民俗文化財	和田・田野々雨乞踊		観音寺市豊浜町和田、大野原町田野々	昭53・12・26	和田雨乞踊保存会
県指定無形民俗文化財	賀茂神社長床神事		三豊市仁尾町仁尾丁	昭56・4・21	賀茂神社長床神事保存会
県指定無形民俗文化財	直島女文楽		香川郡直島町	昭59・8・14	直島女文楽
県指定無形民俗文化財	垂水神社湯立神楽		丸亀市垂水町	平7・3・31	垂水神社湯立神楽保存会
県指定無形民俗文化財	坂本念仏踊		丸亀市飯山町川原	平7・9・29	坂本念仏踊保存会
県指定無形民俗文化財	讃岐源之丞		三豊市三野町大見甲	平16・3・5	讃岐源之丞保存会
県指定無形民俗文化財	香翠座デコ芝居		高松市円座町	平16・3・5	香翠座デコ芝居保存会
県指定無形民俗文化財	大川念仏踊		仲多度郡まんのう町中通	平19・3・30	大川念仏踊保存会
県指定無形民俗文化財	庵治の船祭り		高松市庵治町	平21・6・26	庵治皇子神社船渡御保存会

史跡名勝天然記念物

◆史跡

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
特別史跡	讃岐国分寺跡		高松市国分寺町国分字上所	昭3・3・24 昭27・3・29 (特別史跡)	国分寺 ほか(高松市)
史跡	府中・山内瓦窯跡		坂出市府中町前谷 高松市国分寺町新名	大11・10・12	個人 ほか (坂出市・高松市)
史跡	讃岐国分寺跡		高松市国分寺町新居	昭3・2・7	法華寺 ほか(高松市)
史跡	二ノ宮窯跡		三豊市高瀬町羽方	昭7・4・25	大水上神社
史跡	石清尾山古墳群		高松市峰山町・室新町・宮脇町・西春日町・鶴市町・西宝町・中野町	昭9・1・22 昭60・7・16(追加指定・名称変更) 平元・8・14(追加指定) 平30・10・15(追加指定及び一部解除)	農林水産省・高松市 財務省 (高松市)
史跡	屋島		高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町・高松町	昭9・11・10	農林水産省 ほか(高松市)
史跡	城山		坂出市西庄町・川津町・府中町 丸亀市飯山町東坂元	昭26・6・9	高松カントリー倶楽部(株) ほか
史跡	丸亀城跡		丸亀市一番丁	昭28・3・31	財務省・丸亀市(丸亀市)
史跡	高松城跡		高松市玉藻町	昭30・3・2 昭59・5・7 (追加指定) 平26・10・6 (追加指定)	高松市 (高松市) 香川県 財務省
史跡	塩飽勤番所跡 年寄宮本家の墓 一〇基 年寄入江四郎左衛門の墓 一基 年寄吉田彦右衛門の墓 一基		丸亀市本島町泊 丸亀市本島町泊 丸亀市本島町泊 丸亀市本島町笠島	昭45・7・22 平24・1・24 (追加指定、一部解除)	塩飽人名共有(丸亀市) 個人 個人 個人
史跡	大坂城石垣石丁場跡 小豆島石丁場跡 東六甲石丁場跡		小豆郡小豆島町岩谷 兵庫県西宮市甲山町	昭47・3・16、平30・2・13(追加指定及び名称変更)	個人 ほか
史跡	喜兵衛島製塩遺跡		香川郡直島町	昭54・6・25	個人 ほか
史跡	有岡古墳群	6基	善通寺市善通寺町・生野町	昭59・11・29	善通寺市(善通寺市)
史跡	天霧城跡		善通寺市吉原町・神殿町 三豊市三野町大見 仲多度郡多度津町奥白方	平2・5・16	※二市一町天霧城跡保存会
史跡	富田茶白山古墳	1基	さぬき市大川町富田中	平5・7・26	さぬき市 ほか
史跡	宗吉瓦窯跡		三豊市三野町吉津宇宗吉	平8・9・10	三豊市 ほか
史跡	快天山古墳	1基	丸亀市綾歌町栗熊東・富熊	平16・9・30	丸亀市
史跡	中寺庵寺跡		仲多度郡まんのう町造田	平20・3・28	まんのう町 ほか(まんのう町)

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
史跡	讃岐遍路道 (曼荼羅寺道) (普通寺境内) (根香寺道)		三豊市三野町大見字深尾 普通寺市碑殿町字石切谷 普通寺市普通寺町、平谷 坂出市青海町字ツツヶ峯、高松市中山町	平25・10・17 平26・10・6(追加指定・名称変更) 平29・10・13 (追加指定・名称変更)	三豊市 ほか(三豊市) 普通寺市 ほか(普通寺市) 普通寺ほか(普通寺市) 坂出市 ほか(坂出市)
史跡	津田古墳群	9基	さぬき市津田町鶴羽字鶴部・相地・鶯谷、津田町津田字下川北・南羽立・中羽立 大川町富田 東字下北・中字土井・中字宮内・西字古枝	平25・10・17 平26・3・18(追加指定)	さぬき市 ほか (さぬき市)
史跡	大野原古墳群 椀袋塚古墳、平塚古墳、角塚古墳、岩倉塚古墳	4基	観音寺市大野原町大野原字椀袋塚・字平塚	平27・10・7 令2・3・10(追加指定)	八幡神社、観音寺市、慈雲寺(観音寺市)
史跡	高松藩主松平家墓所		高松市仏生山町字上町・字仏生山 さぬき市造田乙井字北山田	平31・2・26	個人・松平公益会・法然寺・高松市 個人・霊芝寺(高松市・さぬき市)
史跡	紫雲出山遺跡		三豊市詫間町積字耳石	令元・10・16	三豊市 ほか(三豊市)
史跡	讃岐国府跡		坂出市府中町字本村上所	令2・3・10	個人 ほか(坂出市)
史跡	引田城跡		東かがわ市引田字川向	令2・3・10	農林水産省ほか(東かがわ市)
県指定史跡	角塚古墳		観音寺市大野原町大野原	昭28・9・15 平28・9・9(一部指定解除・名称変更)	八幡神社
県指定史跡	歎喜院内の瓦窯跡		三豊市高瀬町下麻	昭29・2・2	法蓮寺
県指定史跡	生駒親正夫妻墓所		高松市錦町	昭30・4・2	弘憲寺
県指定史跡	今岡古墳	1基	高松市鬼無町佐料・佐藤	昭32・4・20	個人 ほか
県指定史跡	小島島貝塚	1基	三豊市仁尾町仁尾丁	昭33・6・5	三豊市
県指定史跡	富丘古墳群		小豆郡土庄町瀨崎甲	昭35・7・7	富丘八幡神社
県指定史跡	弥谷寺信仰遺跡		三豊市三野町大見乙	昭43・6・4	弥谷寺
県指定史跡	ますえ畑瓦窯跡	2基	綾歌郡綾川町北山田西	昭43・6・4	綾川町
県指定史跡	すべつと窯跡	1基	綾歌郡綾川町陶	昭43・6・4 平30・9・4(追加指定)	綾川町
県指定史跡	辻の礼場		三豊市仁尾町仁尾丁	昭44・4・3	三豊市
県指定史跡	吉金窯跡	2基	さぬき市大川町富田西	昭44・4・3	さぬき市
県指定史跡	白鳥慶寺跡		東かがわ市湊	昭44・4・3	個人 ほか(東かがわ市)
県指定史跡	大坂城用残石及番屋七兵衛屋敷跡		小豆郡小豆島町岩谷甲	昭45・4・28	個人 ほか(小豆島町)
県指定史跡	高松市茶臼山古墳		高松市前田西町・東山崎町・新田町	昭45・8・8	個人 ほか
県指定史跡	開法寺塔跡		坂出市府中町本村上所	昭45・8・8	坂出市
県指定史跡	田尾茶臼山古墳		坂出市八幡町、綾歌郡宇多津町茶臼	昭46・4・30	個人 ほか
県指定史跡	沙弥島千人塚		坂出市沙弥島南通	昭46・4・30	坂出市
県指定史跡	大坂城石垣石切とび越丁場跡および小海残石群		小豆郡土庄町小海新石乙・波止	昭46・4・30	個人・小海自治会(土庄町)
県指定史跡	大坂城石垣石切千軒丁場跡		小豆郡土庄町甲	昭46・4・30	個人(土庄町)
県指定史跡	大坂城石垣石切小瀬原丁場跡		小豆郡土庄町平尾乙	昭46・4・30	個人(土庄町)
県指定史跡	星が城跡		小豆郡小豆島町安田・片城	昭47・4・27	草壁・安田財産区
県指定史跡	陣の丸古墳		丸亀市綾歌町富熊	昭48・5・12	個人 ほか
県指定史跡	赤岡山古墳		観音寺市大野原町中姫字山根	昭49・6・15	個人
県指定史跡	南草木遺跡		三豊市仁尾町仁尾乙	昭50・7・31	個人 ほか
県指定史跡	盛土山古墳		仲多度郡多度津町奥白方	昭51・6・29	個人 ほか
県指定史跡	興隆寺跡石塔群		三豊市豊中町下高野興隆寺	昭51・6・29	個人
県指定史跡	青ノ山一号窯跡	1基	丸亀市飯野町東分山下	昭59・8・14	丸亀市
県指定史跡	笠島城跡		丸亀市本島町笠島城根	昭62・10・30	笠島人名会 ほか(丸亀市)
県指定史跡	沙弥ナカダ浜遺跡		坂出市沙弥島北通	平元・2・28	坂出市

◆名勝

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
特別名勝	栗林公園		高松市栗林町・中野町	大11・3・8 大13・11・26(一部解除) 昭28・3・31(特別名勝) 昭47・7・11(一部解除)	香川県・財務省(香川県)
名勝	神懸山(寒霞溪)		小豆郡小豆島町神懸通	大12・3・7	神懸山保勝會 ほか
名勝	琴弾公園		観音寺市有明町・八幡町	昭11・12・16	香川県 ほか(観音寺市)
名勝	象頭山		普通寺市大麻町、仲多度郡琴平町	昭26・6・9	金刀比羅宮
名勝	披雲閣庭園		高松市玉藻町	平25・10・17	高松市
名勝	満濃池		仲多度郡まんのう町神野字神野山	令元・10・16	満濃池土地改良区・満濃池普通水利組合 ほか(まんのう町)
県指定名勝	小比賀家築山庭園		高松市御殿町	昭46・4・30	個人
県指定名勝	宝光寺庭園		東かがわ市東山	平30・9・4	宝光寺

◆天然記念物

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
特別天然記念物	宝生院のシンパク		小豆郡土庄町上庄字中筋	大11・10・12 昭30・8・22(特別天然記念物)	寶生院(土庄町)
天然記念物	誓願寺のソテツ		小豆郡小豆島町二面	大13・12・9	誓願寺
天然記念物	皇子神社社叢		小豆郡小豆島町神浦字外浜甲	昭3・1・31	龜山八幡宮
天然記念物	屋島		高松市屋島西町・屋島中町・屋島東町・高松町	昭9・11・10	農林水産省 ほか
天然記念物	円上島の球状ノースライト		観音寺市伊吹町円上	昭9・12・28	観音寺市(観音寺市)
天然記念物	網島および丸亀島		東かがわ市馬籠・小磯地先沖	昭15・2・10	東讃漁業協同組合
天然記念物	鳥骨鶏		地域を定めず	昭17・7・21	
天然記念物	鹿浦越のランプロファイヤ岩脈		東かがわ市松原	昭17・7・21	農林水産省
天然記念物	象頭山		普通寺市大麻町 仲多度郡琴平町	昭26・6・9	金刀比羅宮

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者(管理団体)
天然記念物	琴平町の大センダン		仲多度郡琴平町	昭28・3・31	琴平町
天然記念物	菅生神社社叢		三豊市山本町辻西側	昭53・10・30	菅生神社
天然記念物	天川神社社叢		仲多度郡まんのう町造田一本杉 仲多度郡まんのう町造田歯染尾	昭55・12・17	天川神社
県指定天然記念物	蓮成寺のイヌマキとフウラン		木田郡三木町氷上	昭29・2・2	蓮成寺
県指定天然記念物	蛭子神社境内のムクの木		さぬき市長尾東	昭29・2・2	蛭子神社
県指定天然記念物	浄源坊のウバメガシ		小豆郡土庄町湖崎甲	昭29・2・2	土庄町
県指定天然記念物	日枝神社の樟		観音寺市柞田町丙	昭29・8・18	日枝神社
県指定天然記念物	与田寺のムクの木		東かがわ市中筋	昭29・8・18	與田寺
県指定天然記念物	熊野神社の二本杉		木田郡三木町奥山	昭31・5・12	熊野神社
県指定天然記念物	銚子溪の日本サル群		小豆郡土庄町肥土山蛙子	昭32・4・20	(株)安全モーターズ ほか
県指定天然記念物	老杉洞の日本サル群		小豆郡小豆島町神懸通	昭32・4・20	神懸山保勝會(小豆島町)
県指定天然記念物	片山愛樹園のソテツ	1株	小豆郡土庄町豊島甲生	昭33・6・5	個人
県指定天然記念物	小与島のササユリ		坂出市与島町小与島西方	昭33・6・5	与島人名組合(坂出市)
県指定天然記念物	善通寺市中村町の木熊野神社社叢		善通寺市中村町	昭34・6・27	木熊野神社
県指定天然記念物	船山神社のクス	1株	高松市仏生山町甲	昭35・7・7	船山神社
県指定天然記念物	根上リカシ	1株	高松市栗林町	昭37・4・14	香川県
県指定天然記念物	ソテツの岡		高松市栗林町	昭37・4・14	香川県
県指定天然記念物	長尾衝上断層		さぬき市長尾名	昭38・4・9	さぬき市
県指定天然記念物	三宝寺のボダイジュ		東かがわ市入野山	昭42・5・30	三宝寺
県指定天然記念物	大北のクワ		さぬき市大川町南川	昭44・4・3	個人
県指定天然記念物	志々島の大きくす		三豊市詫間町志々島	昭45・4・28	利益院
県指定天然記念物	南川のふじ		さぬき市大川町南川	昭45・4・28	さぬき市
県指定天然記念物	師走谷の大じなら		さぬき市大川町南川	昭45・4・28	個人
県指定天然記念物	一瀬神社社叢		高松市中山町	昭46・4・30	中山組
県指定天然記念物	善通寺境内の大クス	2株	善通寺市善通寺町	昭46・4・30	善通寺
県指定天然記念物	内海八幡神社社叢		小豆郡小豆島町馬木字宮山甲	昭46・4・30	八幡神社・香川県・小豆島町
県指定天然記念物	福田八幡神社社叢		小豆郡小豆島町福田甲	昭46・4・30	福田八幡神社
県指定天然記念物	岩部八幡神社のイチョウ	2株	高松市塩江町安原上	昭46・4・30	八幡神社
県指定天然記念物	杉王神社のスギ		仲多度郡まんのう町川東	昭46・4・30	杉王神社
県指定天然記念物	王子神社社叢		小豆郡土庄町小海甲	昭47・5・23	八幡神社(小海自治会)
県指定天然記念物	ゆるぎ岩		綾歌郡宇多津町	昭48・5・12	聖通寺
県指定天然記念物	高見島龍王宮社叢		仲多度郡多度津町高見六社通	昭63・7・5	多度津町

伝統的建造物群保存地区

指定区分	名称	員数	所在地	指定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区		丸亀市本島町笠島	昭60・4・13

国登録文化財

◆有形文化財

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	丸亀高校記念館(旧香川県立高松尋常中学校丸亀分校本館)	1棟	丸亀市六番丁	平8・12・20	香川県
登録有形文化財	マルキン記念館(旧醤油醸造工場)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平8・12・20	マルキン忠勇(株)
登録有形文化財	マルキン醤油発酵蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平8・12・20	マルキン忠勇(株)
登録有形文化財	金刀比羅宮宝物館	1棟	仲多度郡琴平町	平8・12・20	金刀比羅宮
登録有形文化財	旧御殿水源地唧筒場	1棟	高松市鶴市町御殿	平9・5・7	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	旧御殿水源地事務所	1棟	高松市鶴市町御殿	平9・5・7	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	大川酒店	1棟	善通寺市上吉田町	平9・7・15	個人
登録有形文化財	大川家住宅	1棟	善通寺市上吉田町	平9・7・15	個人
登録有形文化財	磯野家住宅	1棟	善通寺市生野町	平9・7・15	個人
登録有形文化財	榎橋	1基	仲多度郡琴平町阿波町	平10・4・21	金刀比羅宮
登録有形文化財	琴平町公会堂	1棟	仲多度郡琴平町川西甲	平10・4・21	琴平町
登録有形文化財	観音寺市郷土資料館本館(旧三豊郡農会農事試験場)	1棟	観音寺市有明町	平10・9・2	観音寺市
登録有形文化財	観音寺市郷土資料館展示館(旧三豊郡農会農事試験場)	1棟	観音寺市有明町	平10・9・2	観音寺市
登録有形文化財	(財)鎌田共済会郷土博物館(旧図書館)	1棟	坂出市本町	平10・12・11	(財)鎌田共済会
登録有形文化財	下高瀬簡易郵便局(旧丸岡呉服店)	1棟	三豊市三野町下高瀬	平11・6・7	個人
登録有形文化財	栗島海洋記念館本館(旧栗島海員学校本館)	1棟	三豊市詫間町栗島	平11・6・7	香川県
登録有形文化財	栗島海洋記念館資料館(旧栗島海員学校教室)	1棟	三豊市詫間町栗島	平11・6・7	香川県
登録有形文化財	栗島海洋記念館研修棟(旧栗島海員学校教室)	1棟	三豊市詫間町栗島	平11・6・7	香川県
登録有形文化財	栗島海洋記念館武道場(旧栗島海員学校柔道場)	1棟	三豊市詫間町栗島	平11・6・7	香川県
登録有形文化財	栗島海洋記念館門柱(旧栗島海員学校門柱)	1基	三豊市詫間町栗島	平11・6・7	香川県
登録有形文化財	弥勒石穴	1基	さぬき市大川町富田中	平12・2・15	弥勒池水利組合
登録有形文化財	満濃池樋門	1基	仲多度郡まんのう町神野	平12・2・15	満濃池土地改良区
登録有形文化財	四国村前田家土蔵・座敷	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村湯元消防組第四部新馬場消防屯所	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村小豆島北浦村の石蔵	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村土佐三崎の義倉	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村福井家の石蔵	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村石舟のアーチ橋	1基	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村森野家住宅風呂便所	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村福田家住宅土蔵	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村土佐の椿蒸し小屋	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村久米通賢先生旧宅主屋	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村江崎燈台退息所	1棟	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村鍋島燈台退息所	1棟	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村鍋島燈台退息所西水槽	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村鍋島燈台退息所東水槽	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村鍋島燈台退息所北水槽	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村鍋島燈台退息所日時計	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村クダコ島燈台退息所	1棟	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館
登録有形文化財	四国村クダコ島燈台退息所別棟	1棟	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国民家博物館

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	四国村クダ島燈台退息所表門	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村クダ島燈台退息所通用門	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村クダ島燈台退息所日時計	1基	高松市屋島東町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村常夜燈	1基	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村金毘羅石燈籠	1基	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村異人館ワサ・ダウン住宅	1棟	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村異人館ワサ・ダウン住宅正門	1基	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	四国村異人館ワサ・ダウン住宅東門	1基	高松市屋島中町	平12・4・28	(財)四国国家博物館
登録有形文化財	水尾写真館	1棟	善通寺市上吉田町	平12・4・28	個人
登録有形文化財	マルキン醤油第四号発酵蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平12・10・18	マルキン 忠勇(株)
登録有形文化財	マルキン醤油第五号発酵蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平12・10・18	マルキン 忠勇(株)
登録有形文化財	唐櫃岡の清水共同用水場	1基	小豆郡土庄町豊島唐櫃	平13・10・12	(宗)十輪寺
登録有形文化財	清水観音堂	1棟	小豆郡土庄町豊島唐櫃	平13・10・12	(宗)十輪寺
登録有形文化財	清水神社殿	1棟	小豆郡土庄町豊島唐櫃	平13・10・12	(宗)清水神社
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)主屋	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)離座敷	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)取合廊下	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)元湯殿	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)北蔵東	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)北蔵西	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)東蔵	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)米蔵	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)蔵	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)西蔵	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)表門	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)中門	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)中練塀	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)東練塀	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	郷屋敷(旧井上家住宅)西練塀	1棟	高松市牟礼町大町	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田家(旧清酒源氏正宗醸造元)主屋	1棟	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田家(旧清酒源氏正宗醸造元)長屋門	1棟	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田家(旧清酒源氏正宗醸造元)南酒蔵	1棟	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田家(旧清酒源氏正宗醸造元)北酒蔵	1棟	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田家(旧清酒源氏正宗醸造元)灯籠	1基	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)煙突	1基	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	山田屋(旧清酒源氏正宗醸造元)庭門	1棟	高松市牟礼町牟礼	平13・10・12	個人
登録有形文化財	大岡家納屋(多田善昭建築設計事務所)	1棟	丸亀市川西町北七条	平14・2・14	個人
登録有形文化財	JR善通寺駅本屋	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	旧陸軍第一師団兵舎棟	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	(学)四国学院大学
登録有形文化財	乃木神社本殿	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	讃岐宮
登録有形文化財	乃木神社拝殿	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	讃岐宮
登録有形文化財	乃木神社手水舎	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	讃岐宮
登録有形文化財	乃木神社鳥居	1棟	善通寺市文京町	平14・2・14	讃岐宮
登録有形文化財	瀬川酒店主屋	1棟	善通寺市上吉田町	平14・2・14	個人
登録有形文化財	JR善通寺駅一番ホーム上屋	1棟	善通寺市文京町	平14・6・25	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR善通寺駅二番ホーム上屋	1棟	善通寺市文京町	平14・6・25	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR善通寺駅跨線橋	1棟	善通寺市文京町	平14・6・25	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	瀬川酒店東蔵	1棟	善通寺市上吉田町	平14・6・25	個人
登録有形文化財	塩田家住宅長屋門及び塀	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	塩田家住宅南土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	塩田家住宅東離屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	塩田家住宅北土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	ヤマサン醤油三階建醤油醸造工場	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	ヤマサン醤油北蔵油蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	ヤマサン醤油東蔵蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	ヤマサン醤油洗い場	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平14・6・25	個人
登録有形文化財	京宝亭佃煮販売処店舗(旧黒島伝九郎醤油醸造場醤油蔵)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	京宝亭佃煮販売処西棟(旧黒島伝九郎醤油醸造場醤油蔵)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	宝食品昆布蔵(旧左海醤油醸造所醤油蔵)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	宝食品北佃煮原料蔵(旧左海醤油醸造所醤油蔵)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	宝食品南佃煮原料蔵(旧左海醤油醸造所醤油蔵)	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	左海醤油工業醤油蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	左海醤油工業水圧式蓄量機小屋	1棟	小豆郡小豆島町苗羽甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	宝食品福井亭(旧福井家住宅土蔵)	1棟	小豆郡小豆島町草壁本町	平14・6・25	宝食品(株)
登録有形文化財	宝食品天川亭(旧天川家住宅土蔵)	1棟	小豆郡小豆島町草壁本町	平14・6・25	宝食品(株)
登録有形文化財	山本医院	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平14・6・25	個人
登録有形文化財	川鶴酒造西酒蔵	1棟	観音寺市本大町	平14・8・21	川鶴酒造(株)
登録有形文化財	川鶴酒造麹蔵	1棟	観音寺市本大町	平14・8・21	川鶴酒造(株)
登録有形文化財	川鶴酒造濾過蔵	1棟	観音寺市本大町	平14・8・21	川鶴酒造(株)
登録有形文化財	川鶴酒造鶴鳴館(旧瓶詰蔵)	1棟	観音寺市本大町	平14・8・21	川鶴酒造(株)
登録有形文化財	川鶴酒造川鶴資料館(旧米蔵)	1棟	観音寺市本大町	平14・8・21	川鶴酒造(株)
登録有形文化財	三谷製糖羽根さぬき本舗砂糖釜屋	1棟	東かがわ市馬宿	平14・8・21	三谷製糖羽根さぬき本舗
登録有形文化財	三谷製糖羽根さぬき本舗主屋(押し場)	1棟	東かがわ市馬宿	平14・8・21	三谷製糖羽根さぬき本舗
登録有形文化財	三谷製糖羽根さぬき本舗旧牛舎	1棟	東かがわ市馬宿	平14・8・21	三谷製糖羽根さぬき本舗
登録有形文化財	正金醤油西諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町宇木字石井甲	平15・1・31	正金醤油(株)
登録有形文化財	正金醤油東諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町宇木字石井甲	平15・1・31	正金醤油(株)
登録有形文化財	金両北諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)
登録有形文化財	金両醤油蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)
登録有形文化財	金両藤井家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)
登録有形文化財	金両藤井家住宅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)
登録有形文化財	金両藤井家住宅正門(旧八幡寺山門)	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)
登録有形文化財	金両藤井家住宅塀	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・1・31	金両(株)

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	島宿真里主屋	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平15・1・31	個人・(有)真里
登録有形文化財	島宿真里蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平15・1・31	個人・(有)真里
登録有形文化財	島醸諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平15・1・31	(株)島醸
登録有形文化財	ヤマヒサ西諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平15・1・31	(株)ヤマヒサ
登録有形文化財	ヤマヒサ北諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平15・1・31	(株)ヤマヒサ
登録有形文化財	村尾家住宅主屋	1棟	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	村尾家住宅長屋門	1棟	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	村尾家住宅南土蔵	1棟	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	村尾家住宅納屋	1棟	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	村尾家住宅北土蔵	1棟	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	村尾家住宅石垣	1基	高松市西植田町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	天満屋呉服店主屋	1棟	高松市仏生山町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	天満屋呉服店米蔵	1棟	高松市仏生山町	平15・3・18	個人
登録有形文化財	小豆島馬越醤油製成場	1棟	小豆郡土庄町馬越	平15・3・18	小豆島馬越醤油合資会社
登録有形文化財	小豆島馬越醤油北諸味蔵	1棟	小豆郡土庄町馬越	平15・3・18	小豆島馬越醤油合資会社
登録有形文化財	小豆島馬越醤油南諸味蔵	1棟	小豆郡土庄町馬越	平15・3・18	小豆島馬越醤油合資会社
登録有形文化財	小豆島馬越醤油道具蔵	1棟	小豆郡土庄町馬越	平15・3・18	小豆島馬越醤油合資会社
登録有形文化財	小豆島馬越醤油煙突	1基	小豆郡土庄町馬越	平15・3・18	小豆島馬越醤油合資会社
登録有形文化財	こんびらうどん参道店(旧櫻屋旅館)	1棟	仲多度郡琴平町	平15・3・18	(株)こんびらうどん
登録有形文化財	かめびし事務室及び展示室	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし資材置場	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし一号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし仕込み部屋	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし三号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし十号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし十一号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし十二号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし十三号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし十四号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし作業場	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし赤門	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし庄搾場	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし五号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし旧四号蔵及び旧六号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし七号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	かめびし八号蔵	1棟	東かがわ市引田	平15・9・19	合資会社かめびし
登録有形文化財	塩田家住宅主屋及び離れ座敷	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油槽場	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油操作場	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油仕込み場及びボイラー室	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油米蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油桶場	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマサン 醤油洋館	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平15・9・19	個人
登録有形文化財	ヤマロク 醤油東諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町大字安田	平15・9・19	ヤマロク醤油(株)
登録有形文化財	ヤマロク 醤油西諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町大字安田	平15・9・19	ヤマロク醤油(株)
登録有形文化財	ヤマロク 醤油石練塀	1棟	小豆郡小豆島町大字安田	平15・9・19	ヤマロク醤油(株)
登録有形文化財	重田家住宅主屋	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	重田家住宅長屋門	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	重田家住宅道具蔵及び雪隠	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	重田家住宅土蔵	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	重田家住宅取合廊下	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	重田家住宅土塀及び石垣擁壁	1棟	仲多度郡まんのう町山脇	平15・9・19	個人
登録有形文化財	香龍北川家住宅主屋	1棟	高松市円座町	平16・3・2	個人
登録有形文化財	香龍北川家住宅酒蔵	1棟	高松市円座町	平16・3・2	個人
登録有形文化財	松浦家住宅長屋門	1棟	坂出市林田町	平16・3・2	個人
登録有形文化財	旅館いしや	1棟	さぬき市志度字田中	平16・3・2	個人
登録有形文化財	阿波屋岡田家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町坂手	平16・3・2	個人
登録有形文化財	阿波屋岡田家住宅長屋門及び納屋	1棟	小豆郡小豆島町坂手	平16・3・2	個人
登録有形文化財	元屋商店主屋	1棟	小豆郡土庄町	平16・3・2	(株)元屋商店
登録有形文化財	元屋商店西醤油蔵及び東諸味蔵	1棟	小豆郡土庄町	平16・3・2	(株)元屋商店
登録有形文化財	元屋商店保齡亭	1棟	小豆郡土庄町	平16・3・2	個人
登録有形文化財	山口家住宅主屋	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	やまひら 醤油諸味蔵	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	やまひら 醤油隠居屋	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	やまひら 醤油土蔵	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	大森醤油醸造所麵庫	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	大森醤油醸造所槽場及び操作場	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	大森醤油醸造所仕込蔵	1棟	小豆郡土庄町大部	平16・3・2	個人
登録有形文化財	大三宅(三宅家住宅)主屋	1棟	香川郡直島町本村	平16・3・2	個人
登録有形文化財	大三宅(三宅家住宅)長屋門及び供部屋	1棟	香川郡直島町本村	平16・3・2	個人
登録有形文化財	へんこつ屋店舗	1棟	仲多度郡琴平町	平16・3・2	個人
登録有形文化財	四国工芸社門	1棟	観音寺市豊浜町和田	平16・3・2	個人
登録有形文化財	福濱家住宅納屋	1棟	丸亀市飯野町東二	平16・11・8	個人
登録有形文化財	福濱家住宅土蔵	1棟	丸亀市飯野町東二	平16・11・8	個人
登録有形文化財	高橋家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	個人
登録有形文化財	高橋商店長屋門(旧製麹室)	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	(株)高橋商店
登録有形文化財	高橋商店北醤油蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	(株)高橋商店
登録有形文化財	高橋商店隅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	個人
登録有形文化財	高橋商店南醤油蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	(株)高橋商店
登録有形文化財	高橋商店東醤油蔵	1棟	小豆郡小豆島町安田	平16・11・8	(株)高橋商店
登録有形文化財	坂下家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平16・11・8	個人

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	坂下家住宅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平16・11・8	個人
登録有形文化財	金大醬油醬油蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平16・11・8	個人
登録有形文化財	金大醬油諸味蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平16・11・8	個人
登録有形文化財	宇夫階神社本殿(旧多賀宮御正殿)	1棟	綾歌郡宇多津町	平16・11・8	宇夫階神社
登録有形文化財	徳山家住宅主屋	1棟	綾歌郡宇多津町	平16・11・8	個人
登録有形文化財	小豆島食品(旧岡醬油醸造所)醬油佃煮蔵	1棟	小豆郡小豆島町草壁本町	平17・2・9	小豆島食品(株)
登録有形文化財	小豆島食品(旧岡醬油醸造所)事務所	1棟	小豆郡小豆島町草壁本町	平17・2・9	小豆島食品(株)
登録有形文化財	山善醬油醬油蔵	1棟	小豆郡小豆島町木庄	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山善醬油操作場	1棟	小豆郡小豆島町木庄	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山善醬油麴室	1棟	小豆郡小豆島町木庄	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山善醬油北土蔵	1棟	小豆郡小豆島町木庄	平17・2・9	個人
登録有形文化財	島一照下家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平17・2・9	個人
登録有形文化財	島一照下家住宅離れ家	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平17・2・9	個人
登録有形文化財	島一照下家住宅乾蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平17・2・9	個人
登録有形文化財	島一照下家住宅米蔵	1棟	小豆郡小豆島町苗羽	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅長屋門	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅離れ家	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅納屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅醬油蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	キッコ石石井家住宅内濱長屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	やます坂下家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	やます坂下家住宅長屋門	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	やます坂下家住宅洋館	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅番屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅離れ家	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅納屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	山吉山本家住宅練塀	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金醬油諸味蔵(旧山吉醬油諸味蔵)	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金醬油压榨場及び仕込場(旧山吉醬油压榨場及び仕込場)	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金醬油原料蔵及び帳場(旧山吉醬油原料蔵及び帳場)	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金醬油釜屋(旧山吉醬油釜屋)	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金藤井家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金藤井家住宅物置	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金藤井家住宅土蔵	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	個人
登録有形文化財	正金醬油石井別邸	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平17・2・9	正金醬油(株)
登録有形文化財	愛染家住宅主屋	1棟	高松市東ハゼ町	平17・7・12	個人
登録有形文化財	愛染家住宅離れ	1棟	高松市東ハゼ町	平17・7・12	個人
登録有形文化財	愛染家住宅東蔵	1棟	高松市東ハゼ町	平17・7・12	個人
登録有形文化財	愛染家住宅西蔵	1棟	高松市東ハゼ町	平17・7・12	個人
登録有形文化財	田中家住宅主屋	1棟	高松市屋島東町	平17・11・10	個人
登録有形文化財	田中家住宅西蔵	1棟	高松市屋島東町	平17・11・10	個人
登録有形文化財	中村家住宅主屋	1棟	高松市屋島東町	平17・11・10	個人
登録有形文化財	中村家住宅庭門及び塀	1棟	高松市屋島東町	平17・11・10	個人
登録有形文化財	堀家時計店	1棟	丸亀市西平山町	平17・11・10	個人
登録有形文化財	丸尾醸造所東主屋	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平17・11・10	個人
登録有形文化財	丸尾醸造所西主屋	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平17・11・10	個人
登録有形文化財	丸尾醸造所原料蔵及び作業場	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平17・11・10	個人
登録有形文化財	丸尾醸造所西味噌蔵	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平17・11・10	個人
登録有形文化財	料亭二蝶主屋	1棟	高松市百間町	平18・3・2	(株)二蝶
登録有形文化財	料亭二蝶大座敷	1棟	高松市百間町	平18・3・2	(株)二蝶
登録有形文化財	料亭二蝶茶室	1棟	高松市百間町	平18・3・2	(株)二蝶
登録有形文化財	料亭二蝶表門	1棟	高松市百間町	平18・3・2	(株)二蝶
登録有形文化財	宮武家住宅(江戸そば日月庵)主屋	1棟	丸亀市飯山町上法軍寺	平18・3・2	宮武合名会社
登録有形文化財	宮武家住宅(江戸そば日月庵)内門及び塀	1棟	丸亀市飯山町上法軍寺	平18・3・2	宮武合名会社
登録有形文化財	ヤマサン醬油製麹長屋門及び納屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平18・3・2	個人
登録有形文化財	坂下勤家住宅主屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平18・3・2	個人
登録有形文化財	坂下勤家住宅土蔵及び石垣	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平18・3・2	個人
登録有形文化財	坂下勤家住宅納屋	1棟	小豆郡小豆島町馬木	平18・3・2	個人
登録有形文化財	間島家住宅主屋	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	間島家住宅長屋門	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	間島家住宅土蔵	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	間島家住宅庭門及び土塀	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	間島家住宅外塀	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	谷本家住宅主屋	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	山田家(旧清源氏正宗醸造元)儀兵衛地蔵堂	1棟	高松市牟礼町牟礼	平18・3・2	個人
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒造場)仲酒蔵	1棟	綾歌郡綾川町山田下	平18・3・2	個人
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒造場)東酒蔵	1棟	綾歌郡綾川町山田下	平18・3・2	個人
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒造場)離れ座敷	1棟	綾歌郡綾川町山田下	平18・3・2	個人
登録有形文化財	綾菊酒造西酒蔵	1棟	綾歌郡綾川町山田下	平18・3・2	綾菊酒造(株)
登録有形文化財	重元果物店店舗	1棟	丸亀市浜町	平18・10・18	個人
登録有形文化財	富井家住宅主屋	1棟	仲多度郡多度津町家中	平18・10・18	個人
登録有形文化財	富井家住宅新座敷	1棟	仲多度郡多度津町家中	平18・10・18	個人
登録有形文化財	富井家住宅土蔵	1棟	仲多度郡多度津町家中	平18・10・18	個人
登録有形文化財	富井家住宅門	1棟	仲多度郡多度津町家中	平18・10・18	個人
登録有形文化財	倉の館三角邸(旧堺家住宅)主屋	1棟	綾歌郡宇多津町	平19・10・2	宇多津町
登録有形文化財	倉の館三角邸(旧堺家住宅)洋館	1棟	綾歌郡宇多津町	平19・10・2	宇多津町
登録有形文化財	倉の館三角邸(旧堺家住宅)東門	1棟	綾歌郡宇多津町	平19・10・2	宇多津町
登録有形文化財	倉の館三角邸(旧堺家住宅)塀	1棟	綾歌郡宇多津町	平19・10・2	宇多津町

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	旅館晩翠本館	1棟	観音寺市観音寺町	平20・3・7	有限会社晩翠
登録有形文化財	旅館晩翠離れ屋	1棟	観音寺市観音寺町	平20・3・7	有限会社晩翠
登録有形文化財	滝口家住宅主屋	1棟	高松市鶴市町	平21・1・8	個人
登録有形文化財	旧讃岐鉄道岩屋架道橋	1基	綾歌郡宇多津町	平21・1・8	宇多津町
登録有形文化財	旧仲柳塩田水門	1基	綾歌郡宇多津町浜一番丁	平21・1・8	宇多津町
登録有形文化財	増井家住宅主屋	1棟	高松市扇町	平21・4・28	個人
登録有形文化財	増井家住宅書院	1棟	高松市扇町	平21・4・28	個人
登録有形文化財	増井家住宅茶室	1棟	高松市扇町	平21・4・28	個人
登録有形文化財	善通寺釈迦堂	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	善通寺天神社	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	善通寺龍王社	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	善通寺鐘楼	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	善通寺南大門	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	善通寺中門	1棟	善通寺市善通寺町	平21・11・2	善通寺
登録有形文化財	旧引田郵便局局舎	1棟	東かがわ市引田畑方	平22・1・15	個人
登録有形文化財	日下家住宅主屋	1棟	東かがわ市引田畑方	平22・1・15	個人
登録有形文化財	日下家住宅長屋門	1棟	東かがわ市引田畑方	平22・1・15	個人
登録有形文化財	松村家住宅主屋	1棟	東かがわ市引田畑方	平22・1・15	個人
登録有形文化財	泉家住宅主屋	1棟	東かがわ市引田畑方	平22・1・15	個人
登録有形文化財	善通寺誕生院奥殿	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院御影堂	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院御影堂前廻廊	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院聖霊殿	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院護摩堂	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院地藏堂	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院護摩堂廻廊	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院閻魔堂及び渡廊下	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院宸殿	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院大玄間及び小玄間	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院南土蔵	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院仁王門	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院番所	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院勅使門	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院太鼓塀	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院極楽堀石積	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院弁天社	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院二十日橋	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	善通寺誕生院勅使橋	1棟	善通寺市善通寺町	平22・4・28	善通寺
登録有形文化財	宇夫階神社末社塩竈神社本殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社末社塩竈神社拝殿及び幣殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社末社金刀比羅宮拝殿及び幣殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社忠魂社本殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社神饌殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社神輿蔵	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社雑庫	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社齋殿	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	宇夫階神社社務所	1棟	綾歌郡宇多津町	平22・4・28	宇夫階神社
登録有形文化財	芋坂家住宅長屋門	1棟	綾歌郡綾川町西分	平22・4・28	個人
登録有形文化財	旧平賀家住宅主屋	1棟	さぬき市志度	平22・9・10	(財)平賀源内先生顕彰会
登録有形文化財	こめっせ宇多津(旧宇多津町農業協同組合倉庫)	1棟	綾歌郡宇多津町	平23・1・26	宇多津町
登録有形文化財	松村家住宅主屋	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	松村家住宅門及び塀	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅主屋	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅本座敷	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅上便所	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅土蔵	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅表木戸及び板塀	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	長崎家住宅土塀	1棟	東かがわ市引田	平23・10・28	個人
登録有形文化財	JR琴平駅本屋	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR琴平駅陳列所一号	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR琴平駅旅客上屋一号	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR琴平駅旅客上屋二号	1棟	仲多度郡琴平町榎井	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR琴平駅乗換跨線橋	1基	仲多度郡琴平町榎井	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津駅構内転車台	1基	仲多度郡多度津町柴町	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津駅構内給水塔一	1基	仲多度郡多度津町柴町	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津駅構内給水塔二	1基	仲多度郡多度津町柴町	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場職場一五号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場職場一七号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場職場三四号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場諸舎一号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場倉庫一号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場倉庫四号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	JR多度津工場倉庫七号	1棟	仲多度郡多度津町大通り甲	平24・8・13	四国旅客鉄道(株)
登録有形文化財	宮處八幡宮本殿	1棟	高松市前田西町	平25・12・24	宮處八幡宮
登録有形文化財	宮處八幡宮拝殿及び幣殿	1棟	高松市前田西町	平25・12・24	宮處八幡宮
登録有形文化財	宮處八幡宮末社護国神社本殿	1棟	高松市前田西町	平25・12・24	宮處八幡宮
登録有形文化財	宮處八幡宮注連柱	1基	高松市前田西町	平25・12・24	宮處八幡宮
登録有形文化財	旧鎌田醤油本店	1棟	坂出市本町	平26・12・19	鎌田醤油(株)
登録有形文化財	旧鎌田醤油大門	1棟	坂出市本町	平26・12・19	太平洋物産(株)
登録有形文化財	淡翁荘主屋	1棟	坂出市本町	平26・12・19	(公財)鎌田共済会
登録有形文化財	淡翁荘黒門	1棟	坂出市本町	平26・12・19	鎌田醤油(株)
登録有形文化財	萩原寺本堂	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形文化財	萩原寺護摩堂	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	萩原寺客殿	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	萩原寺鐘楼	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	萩原寺手水舎	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	萩原寺大門及び番所	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	萩原寺南門及び土塀	1棟	観音寺市大野原町萩原	平26・12・19	萩原寺
登録有形文化財	本山寺大師堂	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺十王堂	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺大日堂	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺宝蔵	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺鐘楼	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺大門	1棟	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	本山寺冠木門	1基	三豊市豊中町本山甲	平26・12・19	本山寺
登録有形文化財	旧御殿水源地倉庫	1棟	高松市鶴市町	平28・8・1	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	旧御殿水源地集水埋渠東方人孔	1基	高松市鶴市町	平28・8・1	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	旧御殿水源地北門門柱	1基	高松市鶴市町	平28・8・1	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	旧御殿水源地擁壁	1基	高松市鶴市町	平28・8・1	香川県広域水道企業団
登録有形文化財	真鍋家住宅主屋	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅離れ	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅茶屋	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅土蔵	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅長屋門及び土塀	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅納屋及び土塀	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅東門及び土塀	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅中門及び土塀	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	真鍋家住宅土塀	1棟	高松市林町	平29・5・2	個人
登録有形文化財	讃留靈王神社幣殿	1棟	丸亀市飯山町下法軍寺	平30・3・27	宗教法人八坂神社
登録有形文化財	讃留靈王神社玉垣	1基	丸亀市飯山町下法軍寺	平30・3・27	宗教法人八坂神社
登録有形文化財	讃留靈王神社鳥居	1基	丸亀市飯山町下法軍寺	平30・3・27	宗教法人八坂神社
登録有形文化財	寶月堂南館	1棟	丸亀市米屋町	平30・3・27	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅主屋	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅新座敷	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅道具蔵	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅表門	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅板塀	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅土塀	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	岩瀬家住宅植込桝石組	1棟	坂出市新浜町	平31・3・29	個人
登録有形文化財	正蓮寺本堂	1棟	坂出市加茂町	平31・3・29	正蓮寺
登録有形文化財	正蓮寺大玄関及び小玄関	1棟	坂出市加茂町	平31・3・29	正蓮寺
登録有形文化財	正蓮寺鐘楼	1棟	坂出市加茂町	平31・3・29	正蓮寺
登録有形文化財	正蓮寺経蔵	1棟	坂出市加茂町	平31・3・29	正蓮寺
登録有形文化財	正蓮寺山門	1棟	坂出市加茂町	平31・3・29	正蓮寺
登録有形文化財	本堯寺松平頼談霊廟	1棟	高松市西山崎町	令元・12・5	本堯寺

◆民俗文化財

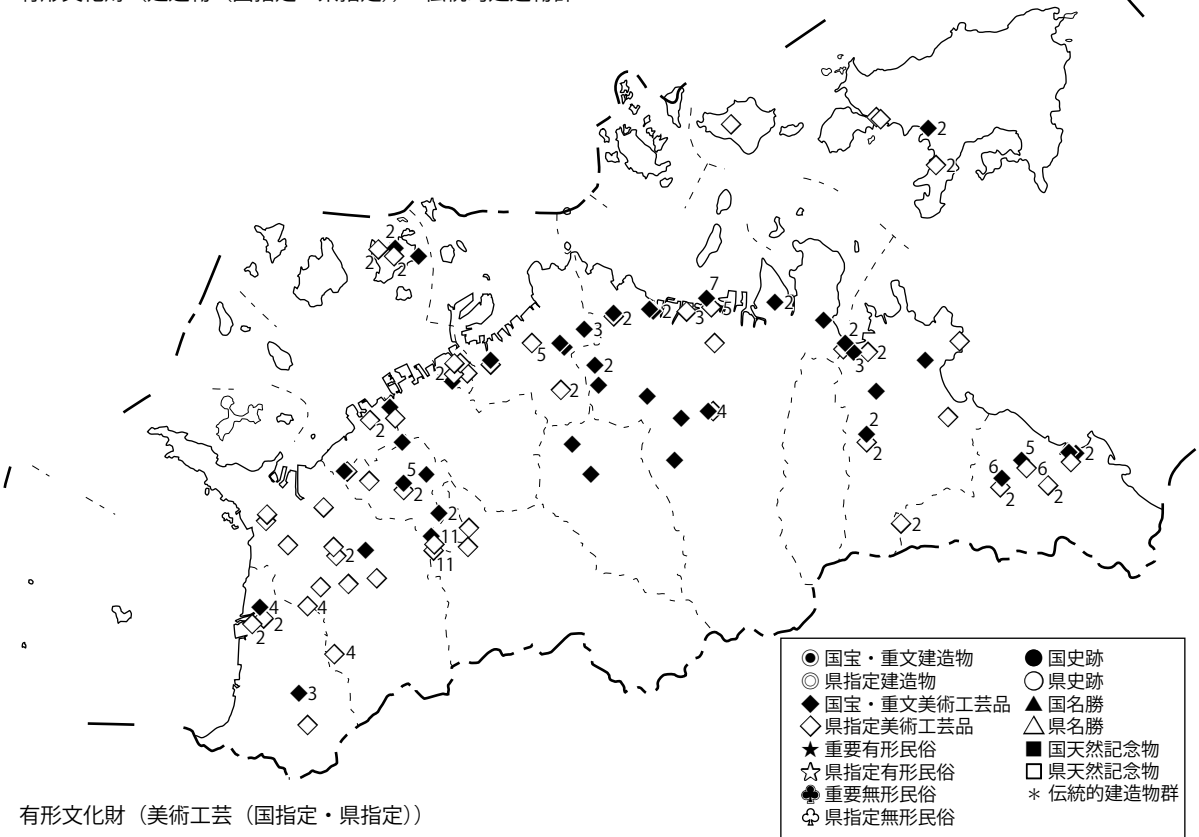
登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録有形民俗文化財	丸亀うちわの製作用具及び製品	487点	丸亀市一番丁	平23・3・9	丸亀市
登録有形民俗文化財	東かがわの手袋製作用具及び製品	712点	東かがわ市	平26・3・10	日本手袋工業組合
登録有形民俗文化財	讃岐六条の水車及び関連用具	1件 348点	高松市六条町	平28・3・2	個人

◆記念物

登録区分	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者
登録記念物	増井氏庭園(雲門庵露地)		高松市扇町一丁目	平25・3・27	個人



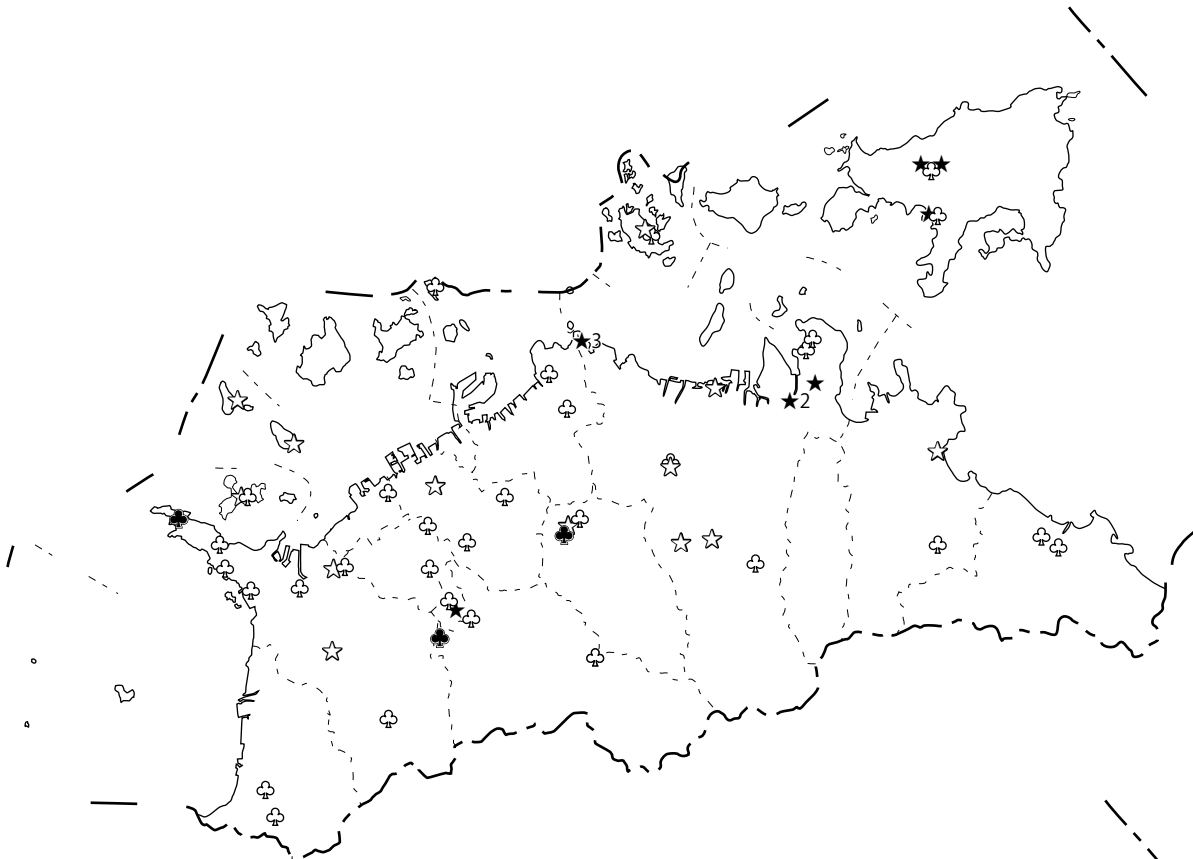
有形文化財（建造物（国指定・県指定）・伝統的建造物群



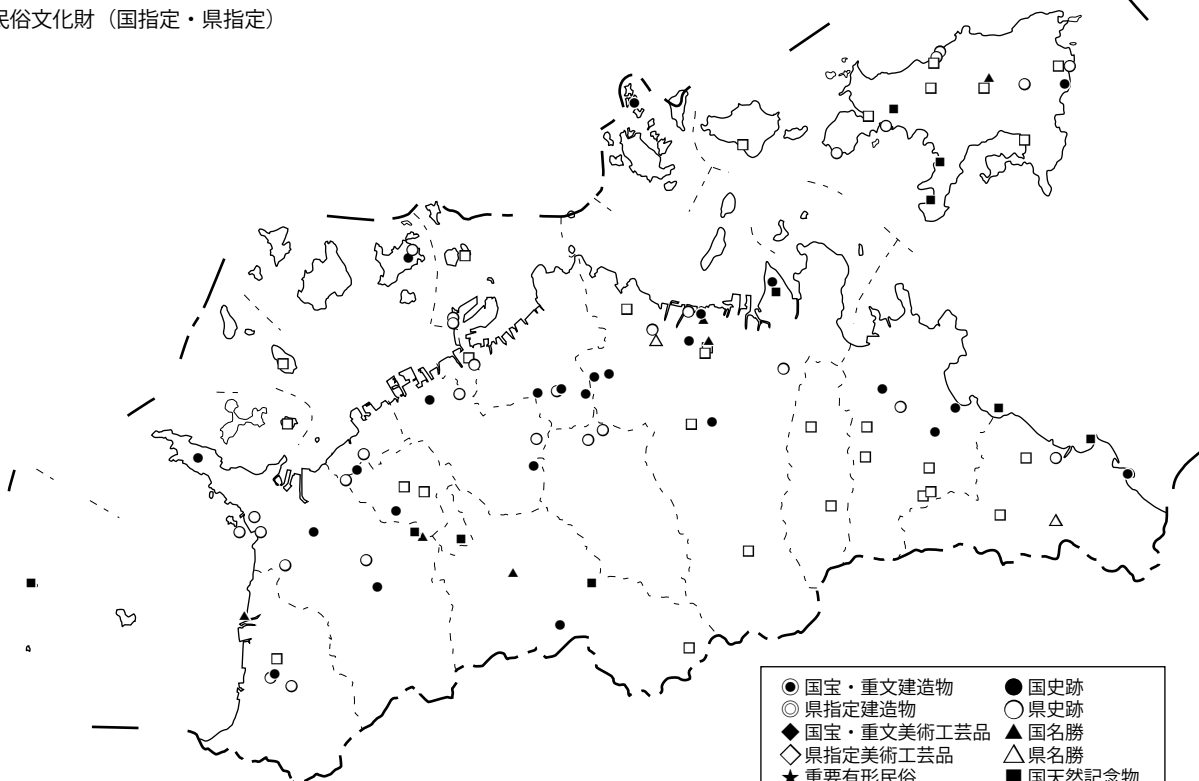
有形文化財（美術工芸（国指定・県指定））

数値は同一所在地の所有件数を示す

4 指定文化財の分布図①（有形文化財（国・県指定）・伝統的建造物群）



民俗文化財（国指定・県指定）



史跡名勝天然記念物（国指定・県指定）

- | | |
|--------------|-----------|
| ● 国宝・重文建造物 | ● 国史跡 |
| ○ 県指定建造物 | ○ 県史跡 |
| ◆ 国宝・重文美術工芸品 | ▲ 国名勝 |
| ◇ 県指定美術工芸品 | △ 県名勝 |
| ★ 重要有形民俗 | ■ 国天然記念物 |
| ☆ 県指定有形民俗 | □ 県天然記念物 |
| ● 重要無形民俗 | * 伝統的建造物群 |
| ⊕ 県指定無形民俗 | |

数値は同一所在地の所有件数を示す

4 指定文化財の分布図②（民俗文化財・史跡名勝天然記念物（国・県指定））

5 香川県で選定・認定を受けた文化財等の名称及び概要

◆「歴史の道百選」選定

No	街道名	箇所	自治体
62	讃岐街道	大坂峠越(香川県)	東かがわ市
103	四国遍路道	讃岐遍路道(香川県)	観音寺市 坂出市 高松市

◆日本遺産認定

「四国遍路」～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～

弘法大師空海ゆかりの札所を巡る四国遍路は、阿波・土佐・伊予・讃岐の四国を全周する全長1400キロにも及ぶ我が国を代表する壮大な回遊型巡礼路であり、札所への巡礼が1200年を超えて継承され、今なお人々により継続的に行われている。

四国の険しい山道や長い石段、のどかな田園地帯、波静かな海辺や最果ての岬を「お遍路さん」が行き交う風景は、四国路の風物詩となっている。キリスト教やイスラム教などに見られる「往復型」の聖地巡礼とは異なり、国籍や宗教・宗派を超えて誰もがお遍路さんとなり、地域住民の温かい「お接待」を受けながら、供養や修行のため、救いや癒しなどを求めて弘法大師の足跡を辿る四国遍路は、自分と向き合う「心の旅」であり、世界でも類を見ない巡礼文化である。

構成要素	種別	内容	自治体
大興寺	県有形 市有形	第67番札所。地元では大興寺というより山号の「小松尾寺」という通称で親しまれている。境内には、弘法大師堂と天台大師堂があり、真言・天台の二大宗派が一緒の道場とした来歴を持つ。	三豊市
神恵院	名勝	第68番札所。琴弾山の中腹に位置し、第69番の札所観音寺と同じ境内にある。もとは麓の琴弾八幡宮境内にあったが、神仏分離令により、現在地に移動した。境内は、名勝琴弾公園内に所在する。	観音寺市
観音寺	重文 名勝 県有形 市有形	第69番札所。琴弾山の中腹に位置し、第68番神恵院と同じ境内にある。本堂は重要文化財であり金堂とも呼ばれている。内部には貞和三年(1347)の落書があり、貴重な遍路文化の資料とされている。	観音寺市
本山寺	国宝・重文 県有形 市有形 国登録有形	第70番札所。財田川右岸の平野に位置し、2haという広大な敷地を持つ。本堂は正安二年(1300)の棟札があり、国宝。仁王門は和様・唐様・天竺様の三様式を取り入れた全国でも類を見ない八脚門として重要文化財に指定されている。	三豊市
弥谷寺	重文 県有形 県史跡 市史跡	第71番札所。弥谷山中腹の谷あいの岩壁に貼りつくように諸堂が配置されており、大師堂奥には、弘法大師が幼少のころ学問を修めたとされる「獅子の岩屋」という岩窟が残されている。また、境内は祖霊信仰の場としても知られ、「弥谷参り」という風習が伝わっている。	三豊市
曼荼羅寺	県有形	第72番札所。中世には、普通寺と所領を巡って争うほど隆盛を極め、西行法師が昼寝をしたという「昼寝石」が残っている。境内に岡山県倉敷市の接待碑があり、茶堂(近年改修)は昭和初期の信部長蔵の寄進によるものである。	普通寺市
出釈迦寺	市有形	第73番札所。曼荼羅寺の南側、我拝師山の麓にあり、弘法大師が幼少のころ、一切衆生の救済を願い、谷底に身を投じたところ、釈迦如来に救われたという大師捨身の霊跡とされている。	普通寺市
甲山寺	未指定	第74番札所。日本最大の溜池である満濃池修築工事の別当を任じられた弘法大師が工事の成就を祈願したと伝えられる。寺号は所在する甲山の形が毘沙門天の兜に似ていることに由来する。	普通寺市
善通寺	国宝・重文 国史跡 県有形 県天然記念物 市有形 国登録有形	第75番札所。高野山金剛峯寺、京都の東寺と並ぶ大師ゆかりの三大霊跡の一つ。寺地は弘法大師の父佐伯善通の荘園地とされ、大師誕生地とされている。境内が国史跡に指定されている。	善通寺市
金倉寺	重文 市有形	第76番札所。弘法大師の甥である智証大師円珍の誕生所。縁起では智証大師の祖父、和氣道善によって創建され、当初は道善寺と呼ばれたが、その後地名をとって金倉寺と称した。	善通寺市
道隆寺	重文 町有形	第77番札所。創建は奈良時代、和氣道隆が草堂を建立したのが初めとされ、その後弘法大師や弟の法光大師、智証大師や理源大師などの高僧が相次ぎ隆盛を誇り、鎌倉時代の「星曼荼羅図」(重文)が所蔵されている。	多度津町
郷照寺	県有形	第78番札所。88ヶ所の札所のうち、唯一の時宗寺院。一遍上人が逗留し踊念仏の道場を開いたことから近世初頭までは道場寺と称した。その後、近世初頭に郷照寺と寺号を改めた。	宇多津町
天皇寺	未指定	第79番札所。開祖は行基菩薩とされ、弘法大師によって荒廃した堂舎を再興されたとする。当初は摩尼珠院と号したが、その後地名により地元では「天皇さん」と称された。明治の神仏分離により、一時廃寺となったが、明治20年に天皇寺として再興された。	坂出市
国分寺	重文 国特史	第80番札所。讃岐国の国分寺であり、境内は特別史跡。全国でも最大級の僧坊跡が見つかったことでも有名。本堂は鎌倉時代のもので内部に遍路者の落書きが認められる。	高松市
白峯寺	重文 県有形 市有形	第81番札所。弘法大師の創建と伝えられ、讃岐で崩御された崇徳上皇の白峯御陵を守護する寺院として有名。境内には上皇ゆかりの頓証寺殿が建立されており、高松松平家の庇護を受ける。	坂出市
根香寺	重文 県有形	第82番札所。本尊千手観音は33年毎の開帳とされる秘仏。境内は戦国時代に焼失したが、近世初期に生駒氏によって再興された。二王門外側には麓の集落による接待碑が建立されている。	高松市
一宮寺	未指定	第83番札所。元来、讃岐一宮である田村神社境内にあった同社の別当寺。当初は法相宗であったが、その後真言宗に改宗。江戸時代前期に別当寺を解職された、珍しい札所である。	高松市

構成要素	種別	内容	自治体
屋島寺	重文 国史跡 国天然記念物	第84番札所。標高293mの巨大な溶岩台地の頂部に位置し、屋島全域が史跡・天然記念物に指定されている。本堂は鎌倉時代のもので重要文化財に指定されている。風光明媚な場所柄、多くの観光客が訪れる。	高松市
八栗寺	未指定	第85番札所。屋島の東側の五剣山の八合目付近にあり、多くの遍路はケーブルカーで登る。もとは八か国を展望できたので、「八国寺」とも呼ばれた。	高松市
志度寺	重文 県有形 市有形 市史跡	第86番札所。能「海士」玉の段の舞台となった名利。境内には玉取伝説ゆかりの海女の墓や生駒親正の五輪塔などが残される。本堂、仁王門は重要文化財に指定されており、また、五重塔は近代になってからの個人の寄進によるものである。	さぬき市
長尾寺	重文 市有形	第87番札所。開祖は聖徳太子や行基菩薩など諸説あり。仁王門の左右には一対の凝灰岩製の経幢があり、元寇で戦死した招聘の菩提を弔う供養塔と伝えられている。維新後は一時、本坊が学校などの公共施設に提供されたこともある。	さぬき市
大窪寺	県有形 市史跡	第88番札所。八十八番結願所。標高782mの矢筈山の東中腹に位置する打ち止めの霊場である。女性の参拝も許したことから「女人高野」としても栄えていた。	さぬき市
讃岐遍路道	一部史跡指定	「涅槃の道場」。66番札所雲辺寺から88番札所大窪寺までの旧讃岐国を通る遍路道。讃岐山地や弥谷山や五色台、屋島などの山間部を通る難所から市街地や平野部を抜ける平坦な遍路道など、バラエティに富んでいる。大部分は、後世の改変を受けているが、部分的に未舗装の古道の景観を残すところもある。丁石や道標なども多く残っており、江戸時代からの遍路の姿を偲ばせる遍路道として、根香寺道と曼荼羅寺道の一部が史跡に指定されている。	香川県

知ってる！？悠久の時間が流れる石の島 ～海を越え、日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～

瀬戸内備讃諸島の花崗岩と石切り技術は長きにわたり日本の建築文化を支えてきた。日本の近代化を象徴する日本銀行本店本館などの西洋建築、また古くは近世城郭の代表である大坂城の石垣など、日本のランドマークとなる建造物が、ここから切り出された石で築かれている。

島々には、400年に渡って巨石を切り、加工し、海を通じて運び、石と共に生きてきた人たちの希有な産業文化が息づいている。世紀を越えて石を切り出した丁場は独特の壮観な景観を形成し、船を操り巨石を運んだ民は、富と迷路の様な集落を遺した。今なお、石にまつわる信仰や生活文化、芸能が継承されている。

構成要素	種別	内容	自治体
大坂城石垣石丁場跡【天狗岩丁場・天狗岩磯丁場・南谷丁場・豆腐石丁場・亀崎丁場・八人石丁場】	国史跡	海上輸送に便利な瀬戸内の島々に採石地を求めて各大名が競って丁場を招いたが、現在でも当時の様子を色濃く残すのが黒田が開いた岩谷地区の丁場である。総数1600個を超える石が残されており、当時の石工の技術を目の当たりにできる貴重な場所である。天狗岩磯丁場の海中にあるかもめ石は船の係留施設と考えられており、山から海岸へ石を出し、船で大坂まで運んだことがイメージできる場所である。	小豆島町
大坂城用残石番屋七兵衛屋敷跡	県史跡	小豆島では石丁場が各地に開かれたが、特に岩谷の丁場跡には現在でも大量に手つかずの石材が残されている。黒田家が江戸時代に石の管理者(番屋)をこの地に置き、石の数や状態を把握していたことを示す場所である。現在でも多くの石材が残されているのは、番屋の存在が大きかったといわれている。	小豆島町
大坂城築城残石(福田)	町史跡	小豆島福田地区には、築城の名手として知られる藤堂高虎の御用丁場として、東谷丁場・西谷丁場・外明神丁場・鯛網代丁場の4丁場があることが小豆島九か村高反別明細帳に記されている。	小豆島町
森ヶ滝丁場跡	未指定	明治以降の福田地区の石材業を支えていた採石場跡。現在では、岩を切り進めたなごりとして、岩肌のパミの跡や、雨水のたまった丁場湖などから当時の隆盛をうかがい知ることができる。	小豆島町
山の神祭り	未指定	大坂城築城時の藤堂高虎の丁場とされる西谷丁場の近くにある大山祇神社では、毎年1月9日に“技術の習得”と“安全”を祈願する「山の神祭り」が地元住民の手で行われ続けている。石工と石船により隆盛を極めたこの地区を特徴づける行事の一つである。	小豆島町
大坂城築城残石(石場)	町史跡	田中筑後守支配の採石場であり、積出港としてもにぎわっていた場所である。この地に残された石には「田のちくこの」の代表刻印があり、大坂城石垣にも「田筑後」「小豆島」の刻印が確認されている。	小豆島町
大坂城石垣石切とび越丁場跡および小海残石群(大坂城残石記念公園)	県史跡	史跡「大坂城石垣石切とび越丁場跡および小海残石群」と小海に点在する大坂城石垣石丁場の史跡とともに徳川時代の大坂城の石垣に関する資料、この地の石工が使用してきた道具などが展示されており、石工の技術を垣間見られる空間を提供している。	土庄町
大坂城石垣石切北山・とびがらす・宮ノ上丁場跡	町史跡	大坂城残石記念公園が立地する近辺に細川家が采配した丁場跡が残されている。丁場跡には平石、そげ石など大小の残石が散在している。小豆島に残されている古文書からも、細川家と丁場跡との関係を知ることができる。	土庄町
大坂城石垣石切千軒丁場跡・小瀬原丁場跡	県史跡	この二つの丁場は肥後熊本城加藤肥後守の丁場であり、土庄村庄屋笠井家に加藤家の人々が宿泊して監督したといわれている。蛇の目紋の刻印が確認でき、加藤家が担当した大坂城の石垣にも同様の刻印が確認できる。加藤家から贈られた佩刀(県指定)・珠数・古墨も現在まで伝えられている。	土庄町
八幡神社石鳥居	県有形	豊島で採掘された豊島石(角礫凝灰岩)で建造された室町時代の大鳥居があり、豊島の職人の技が見ることができる。	土庄町
塩飽本島高無坊山石切丁場跡	市史跡	大坂城築城時に細川家の丁場として稼働していた場所である。細川家文書より三期にわたる普請のうち、二期と三期にこの場所の石材を搬出したことがわかっている。塩飽水軍のお膝元であるこの地から石材が出されたことは、地域資料からもうかがえる。	丸亀市

構成要素	種別	内容	自治体
年寄の墓	国史跡	塩飽水軍を統治した塩飽衆の代表者である年寄の墓。高さ3mを超える花崗岩の碑が代々建立されており、年寄の権力の強さを彷彿させる。	丸亀市
木鳥神社鳥居	市有形	本島の泊地区にある木鳥神社の鳥居。大坂城築城と同時期、寛永4年(1627)の建立で、大坂城築城に関わった伝説のある薩摩の石工紀加兵衛や地元の石工九郎兵衛らによって製作された。どっしりとした太い石組みが、塩飽の繁栄をうかがわせる。様式は明神鳥居で、笠木は両端を葺手状に丸く盛り上げた特徴のある造りである。	丸亀市
石の里資料館収蔵資料	未指定	旧広島西小学校の一部を利用して、広島産出の花崗岩「青木石」の歴史や石切の道具、生活道具などを展示している。塩飽諸島の一つとして、石材搬出を行い続けた石の島の姿を知ることができる。	丸亀市
醤油蔵と石道具の街並み(醬の郷)	国登録	石材運搬は上方から醤油文化を小豆島にもたらし、石は醤油産業に欠かせない道具として使われてきた。醤油工場や蔵が建ち並ぶ「醬の郷(ひしおのさと)」では、戦後まで重石として使われていた石が並べられ、町の景観に溶け込んでいる。	小豆島町
大部ろくろ場跡	町史跡	大坂城石垣用の石材を船積みするために自然の海岸を利用してつくられたろくろ場跡である。中川内膳正久盛が采配した丁場としても知られており、切り出した石材をろくろ場から船へ積み出したものと思われる。	土庄町
土庄本町地区の町並み(迷路のまち)	未指定	土庄本町地区にある路地が複雑に入り組む「迷路のまち」は、備讃諸島を代表する、歴史的な集落のひとつ。境内から迷路のまちを一望できる西光寺や採石奉行加藤清正ゆかりの屋敷跡も残る。	土庄町
慶長小豆島絵図及び正保小豆島絵図	県有形	石材の運搬に欠かせない瀬戸内海航路。小豆島の港とそれを結ぶ各地が示されている。塩飽水軍をはじめ海の民の航海術を応用した測量技術を用い作成された絵図である。	土庄町
塩飽勤番所	国史跡	物流の大動脈である瀬戸内海で活躍した塩飽の政治の中心地が塩飽勤番所であり、塩飽全島を統率した。信長・秀吉・家康など時の天下人からも高く信頼された塩飽衆は、「人名」と称し自治を認められた。その朱印状が今も残されている。瀬戸内海の石材運搬のカギを握った海の民の偉業と歴史を伝える貴重な場所。	丸亀市
千歳座	市有形	塩飽水軍の末裔たちは近世以降、廻船や大工の分野で高い技術力を発揮し、塩飽を離れ各地域で活躍した。本島の泊地区にある千歳座は塩飽大工により文久2年(1862)に建設された芝居小屋で、基壇には本島の花崗岩が使用されている。塩飽の繁栄や風俗を物語る貴重な建物として、今も島民らが活用している。	丸亀市
笠島集落	国重伝建	塩飽水軍、塩飽廻船の拠点であった当時の繁栄、海の民の経済力を象徴する港町。本島の中心港であったこの場所は花崗岩の石畳などとともに、「マッチョ通り(町通り)」と呼ばれる主要道路に沿って町屋建築が立ち並び、塩飽大工の伝統的な技術を今に伝えている。	丸亀市
波節岩灯標	未指定	広島の南約1kmの沖に浮かぶ直径50mの岩礁(波節岩)の上に設置された灯標(灯台)である。高さ13mの灯台は花崗岩の切石を積み上げて作られている。	丸亀市
石蔵(旧波節岩灯標脂油庫)	未指定	花崗岩の外壁を持つ石蔵である。灯標用油の貯蔵庫として活用されていた。石材の仕上げ方の違いによる壁面のコントラストが美しい。灯標と同じく明治28年(1895)に竣工されたもの。	丸亀市
尾上邸	未指定	まるで城のような高い石垣をめぐらせた豪壮な建物は、江戸時代に千石船で繁栄した面影をよく残しており、「塩飽大工」と呼ばれた人たちの技術が随所に発揮されている。島で採掘される青木石を高く積み上げた石垣とおよそ200年前に建てられた総ケヤキ造りの家屋が当時をしのばせる。	丸亀市
心経山	未指定	瀬戸内の眺望が良く、巨岩や怪石が露呈する弘法大師ゆかりの霊場。山頂の巨石には神仏が祀られる。心経山の丁場から切り出される花崗岩は「青木石」として知られている。	丸亀市
神懸山(寒霞溪)	国名勝	備讃瀬戸の巨石・奇岩を象徴する場所。表12景、裏8景と溪谷のいたるところで長年の風化により形作られた奇岩を見ることができる。神懸山を含む山地一帯が霊地として古来信仰されている。	小豆島町
池田の棧敷	国重有民	瀬戸の海に面して、自然の地形を巧みに利用し、石を野面積にした棧敷の傑作である。石積の技術の最高傑作ともいえる。現在も祭礼の見物席として活用されている。	小豆島町
小豆島の山岳霊場	未指定	空海が開いたとされる小豆島八十八ヶ所には、険しい石崖の洞窟に本尊を祀る山岳霊場が多く見られ、石と信仰の結びつきを物語る。西ノ滝はその典型で、小豆島最古の寺と言われ、境内から瀬戸内海を一望できる。	小豆島町 土庄町
小豆島農村歌舞伎及び舞台・石の棧敷席	国重有民 県無民	小豆島の中山間地域である中山地区と肥土山地区には、石畳みで作られた棧敷席、舞台とともに、農村歌舞伎が受け継がれている。その周辺には石積の技術を駆使し、土地の少ない島に田畑を作りあげた棚田「千枚田」がある。石とともに歩む島の人々の知恵と技術が美しい棚田の景色を作り上げ、豊作を祈願し農村歌舞伎を奉納し続けている。	小豆島町 土庄町
重岩	未指定	小瀬石鐘神社のご神体として祀られている巨石であり、小瀬原丁場跡の急峻な山道を登ってきた山頂に重なり合って鎮座している。神が宿る石として、人々の石への信仰心がうかがえる。	土庄町
石切り寿司	未指定	日々に過酷な重労働をしていた石工たちにふるまわれた食事として「石切り寿司」がある。石工の祭りである輪祭りや山の神祭り、聖徳太子講などでふるまわれていたかもしれない。小豆島の北部では祭りなどのハレ食として現在も伝えられている。	土庄町

構成要素	種別	内容	自治体
富丘八幡神社の棧敷	町有民	山林の傾斜地を利用して石垣を築いた後、区画(棧敷)を造り、各種の催しを観覧できるようにしたもの。棧敷は江戸時代後期から次第に増加し、現在でも364面ほどが大祭などで使用されている。	土庄町
石節	未指定	小豆島に伝わる、石工たちによってうたわれた唄である。手作業で石を切っていた石工たちの当時の様子を感じられる。	小豆島町 土庄町
しし垣	町有民 町史跡 未指定	小豆島内を張り巡らせるように築かれたしし垣は全長120kmにも及ぶ。イノシシやシカなど鳥獣から田畑を守るために作られたしし垣については、築造から維持管理を村人全員で行うことを申し合わせた記録もあり、当時の人々にとっていかに石を積むことが身近なものだったかを表している。	小豆島町 土庄町
唐櫃岡の清水 共同用水場	国登録	山の斜面を利用して地元産の花崗岩で作られた水場。湧水を花崗岩の石壁でいったんせき止め、最上部の貯水槽から三つの小水槽と大水槽に流す仕組み。地元の人に大切にされ、いまでも花崗岩が湧水を守っている。	土庄町
王頭山 (王頭砂漠)	未指定	標高312mの塩飽諸島最高峰。山頂近くには、「王頭砂漠」と呼ばれる空中庭園のような場所もある。花崗岩が風化してできた真砂土が砂漠のように広がり、コロコロと花崗岩の自然石が点在している。その昔、立派な寺社が建っていたという坊主屋敷の伝説が残っている。	丸亀市

荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。

これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやまない。

構成要素	種別	内容	自治体
旧塩田家土蔵	未指定	北前船で財をなした廻船問屋・多度津七福神「塩田家(煙草屋)」が北前船の積み荷を集積した倉庫。	多度津町
合田家住宅	未指定	北前船で財を成した廻船問屋・多度津七福神「合田家(島屋)」の住宅。	多度津町
旧朝日屋旅館 (竹田家住宅)	未指定	北前船航路を利用して金毘羅参詣をした講が利用した宿泊施設。	多度津町
金刀比羅神社 (須賀の金毘羅さん)	未指定	北前船航路を利用した金毘羅参詣の起点となった神社の一つ。	多度津町
巖島神社	未指定	北前船の航海安全を祈願するために設置された神社。	多度津町
白鬚神社	未指定	北前船航路を利用した金毘羅参詣の起点となった神社の一つ。	多度津町
恵比須神社	未指定	北前船の商人たちが、航海の安全と商売繁盛を祈願して建立した神社。	多度津町
金毘羅鳥居	町有形	北前船航路によって栄えた金毘羅街道、一の鳥居。	多度津町
金毘羅燈籠群	一部町有形	北前船航路によって栄えた金毘羅街道周辺に設置された常夜燈(22基)。	多度津町
多度津湛甫	未指定	北前船を停泊させるために整備された港湾施設。	多度津町
東浜・西浜・本通の町 並み	未指定	北前船によって繁栄した金毘羅街道沿いの町並み。	多度津町
多度津町立資料館 北前船関連資料群	県有民 一部未指定	廻船業「日向屋」が奉納した弁才船模型の他、関連文書や往時の多度津の図絵など北前船関連資料が多数収蔵されている。	多度津町

6 香川県等刊行の主要な調査報告書一覧

令和2年3月31日現在 発掘調査報告書は除く

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
香川県	1988	香川県史 第1巻通史編 原始・古代
香川県	1989	香川県史 第2巻通史編 中世
香川県	1989	香川県史 第3巻通史編 近世Ⅰ
香川県	1989	香川県史 第4巻通史編 近世Ⅱ
香川県	1987	香川県史 第5巻通史編 近代Ⅰ
香川県	1988	香川県史 第6巻通史編 近代Ⅱ
香川県	1989	香川県史 第7巻通史編 現代
香川県	1990	香川県史 第8巻 古代・中世史料
香川県	1990	香川県史 第9巻 近世史料Ⅰ
香川県	1990	香川県史 第10巻 近世史料Ⅱ
香川県	1990	香川県史 第11巻 近代・現代史料Ⅰ
香川県	1990	香川県史 第12巻 近代・現代史料Ⅱ
香川県	1990	香川県史 第13巻 考古
香川県	1990	香川県史 第14巻 民俗
香川県	1990	香川県史 第15巻 芸文
香川県	1990	香川県史 別編Ⅰ 索引
香川県	1991	香川県史 別編Ⅱ 年表
香川県文化振興課・求龍堂	2016	自在に生きた香川漆芸の祖 玉椿象谷
香川県文化振興課	2016	台湾・香川 漆芸交流展
香川県教育委員会	1953	新修香川県史
香川県教育委員会	1979	新編香川叢書 史料編 1
香川県教育委員会	1981	新編香川叢書 史料編 2
香川県教育委員会	1981	新編香川叢書 文藝編
香川県教育委員会	1982	新編香川叢書 民俗編
香川県教育委員会	1983	新編香川叢書 考古編
香川県教育委員会	1984	新編香川叢書 索引編
香川県教育委員会	1922～1951	史蹟名勝天然記念物調査報告 第1～15
香川県教育委員会	1972～1978	文化財地区別総合調査報告 第1～5集
香川県教育委員会	1951～1972	香川県文化財調査報告1～11
香川県教育委員会	2005～2020	香川県文化財年報 平成14～30年度
香川県教育委員会	1957	香川県未指定文化財調査書
香川県教育委員会	1965	香川県指定の文化財とその解説
香川県教育委員会	1950	香川県の文化財
香川県教育委員会	1954	香川県の文化財
香川県教育委員会	1961	香川県の文化財
香川県教育委員会	1971	香川県の文化財
香川県教育委員会	1983	香川の文化財
香川県教育委員会	1996	香川の文化財
香川県教育委員会	1982	香川県文化財地図
香川県教育委員会	1992	香川県文化財地図
香川県教育委員会	2000	香川県文化財地図
香川県教育委員会	1991	国・県指定文化財一覧
香川県教育委員会	2004	香川の文化財一覧
香川県教育委員会	1971	香川県の民家 1971
香川県教育委員会	1981	香川県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書
香川県教育委員会	1985	讃岐の町並み・家並み写真集
香川県教育委員会	2005	香川県の近代化遺産 -香川県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書-
香川県教育委員会	2005	香川の近代化遺産を訪ねて
香川県教育委員会	2010	香川県の近代和風建築 -香川県近代和風建築総合調査報告書-
香川県教育委員会	1963	香川県下絵画調査録
香川県教育委員会	1969	香川県の古美術
香川県教育委員会	1974	古文書等緊急調査報告書(金刀比羅宮所蔵古文書等調査報告書)
香川県教育委員会	1975	多和文庫典籍類緊急調査報告書1 昭和49年度
香川県教育委員会	1999	本山寺総合資料調査報告書
香川県教育委員会	1949	高見・佐柳島民俗調査報告
香川県教育委員会	1951	香川県祭事習俗調査報告
香川県教育委員会	1964	香川県民俗資料調査報告書
香川県教育委員会	1965	香川県民俗資料調査報告書 昭和39年度
香川県教育委員会	1974	小豆島民俗芸能調査報告書
香川県教育委員会	1974	白峯寺古文書等緊急調査報告書
香川県教育委員会	1974	香川県の農村舞台 農村舞台緊急調査報告

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
香川県教育委員会	1974	民俗資料緊急調査報告書(塩飽諸島のうち広島・手島・小手島)
香川県教育委員会	1975	民俗資料緊急調査報告書(塩飽諸島のうち本島・与島・櫃石島)
香川県教育委員会	1976	讃岐郷土の文化と風土
香川県教育委員会	1976	香川県民俗地図-香川県民俗資料緊急調査報告書-
香川県教育委員会	1979	「讃岐の雨乞い踊」調査報告書
香川県教育委員会	1981	香川県の民謡-民謡緊急調査報告書-
香川県教育委員会	1982	香川県の方言-方言収集緊急調査報告書-
香川県教育委員会	1982	香川県の祭礼(上巻)
香川県教育委員会	1983	香川県の祭礼(下巻)
香川県教育委員会	1989	香川県の諸職-香川県諸職関係民俗文化財調査報告書-
香川県教育委員会	1976	史跡天然記念物 屋島保存管理計画報告書
香川県教育委員会	1993	讃岐の歴史と文化の散歩道-善通寺仲多度地区-
香川県教育委員会	1994	讃岐の歴史と文化の散歩道 坂出・綾歌地区
香川県教育委員会	1979~2006	香川県埋蔵文化財調査年報 昭和53年度~平成17年度
香川県教育委員会	1998	香川の中世城館跡資料-平成9年度中世城館跡詳細分布調査の成果より-
香川県教育委員会	1998~2002	香川県中世城館跡詳細分布調査概報 平成9~13年度
香川県教育委員会	2003	香川県中世城館跡詳細分布調査報告
香川県教育委員会	2008	香川県の祭り・行事-香川県祭り・行事調査報告書-
香川県教育委員会	2011	第1回 香川県埋蔵文化財保護行政担当者会議
香川県教育委員会	2012	第2回 香川県埋蔵文化財保護行政担当者会議
香川県・香川県教育委員会	2011	香川県「歴史の道」整備活用総合計画 報告書 第1集
香川県・香川県教育委員会	2012	香川県「歴史の道」整備活用総合計画 報告書 第2集
香川県・香川県教育委員会	2011	四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所 白峯寺-国庫補助による白峯寺確認調査概報-
香川県・香川県教育委員会	2012	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書1 讃岐遍路道しろみね道(第81番札所白峯寺から第82番札所根香寺間の遍路道)調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2012	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書3 四国八十八ヶ所霊場第八十二番札所根香寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2012	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書2 四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所白峯寺調査報告書 第1分冊
香川県・香川県教育委員会	2013	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書2 四国八十八ヶ所霊場第八十一番札所白峯寺調査報告書 第2分冊
香川県・香川県教育委員会	2013	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書4 讃岐遍路道曼荼羅寺道(第71番札所弥谷寺から第72番札所曼荼羅寺間の遍路道)調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2014	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書5 四国八十八ヶ所霊場第六十七番札所大興寺調査報告書 第1分冊
香川県・香川県教育委員会	2015	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書5 四国八十八ヶ所霊場第六十七番札所大興寺調査報告書 第2分冊
香川県・香川県教育委員会	2015	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書6 四国八十八ヶ所霊場第七十一番札所弥谷寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2016	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書7 四国八十八ヶ所霊場第七十番札所 本山寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2017	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書8 四国八十八ヶ所霊場第七十五番札所善通寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2017	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書9 四国八十八ヶ所霊場第七十四番札所甲山寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2018	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書10 四国八十八ヶ所霊場七十二番札所曼荼羅寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2018	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書11 四国八十八ヶ所霊場第七十三番札所出釈迦寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2018	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書12 四国八十八ヶ所霊場第八十七番札所長尾寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2018	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書13 讃岐遍路道霊山寺道 I (第88番札所大窪寺から第1番札所霊山寺間の遍路道)調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2019	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書14 四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書 第1分冊
香川県・香川県教育委員会	2020	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書14 四国八十八ヶ所霊場第六十八・六十九番札所 神恵院・観音寺調査報告書 第2分冊
香川県・香川県教育委員会	2019	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書15 四国八十八ヶ所霊場第八十三番札所一宮寺調査報告書
香川県・香川県教育委員会	2020	香川県「四国八十八ヶ所霊場と遍路道」調査報告書16 四国八十八ヶ所霊場第七十八番札所郷照寺調査報告書
香川県漆芸研究所	1982	香川の漆工芸技法研究1 藍胎蒔薨
香川県漆芸研究所	1980	香川の漆工芸技法研究2 存清
香川県漆芸研究所	2009	香川の漆芸
香川県漆芸研究所	1985	香川県漆芸研究所「三十年の歩み」
香川県漆芸研究所	2015	香川県漆芸研究所「六十年の歩み」
香川県漆芸研究所	1981~2020	香川県漆芸研究所要覧 昭和56年度~令和元年度

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
香川県美術工芸研究所	1982	北原千鹿 人と芸術
香川県美術工芸研究所	1983	磯井女真 人と芸術
香川県美術工芸研究所	1987	香川宗石と存清
香川県美術工芸研究所	1988	日本と香川の近代金工略史
香川県美術工芸研究所	1989	香川漆工芸の発達過程
香川県美術工芸研究所	1992	香川県出身作家の東京美術学校卒業制作について
香川県美術工芸研究所	1997	うるしの歩み - 漆芸の歴史 -
香川県美術工芸研究所	2000	漆芸と古典文学
香川県美術工芸研究所	1981~2009	美術工芸 創刊号~第29号
香川県文化会館	1966	香川県文化会館
香川県文化会館	1967	香川の名宝
香川県文化会館	1969	吉金窯を中心とした古富田
香川県文化会館	1969	香川の古美術
香川県文化会館	1971	香川考古展
香川県文化会館	1972	四国八十八カ所展
香川県文化会館	1976	金刀比羅宮秘蔵の絵画展
香川県文化会館	1978	讃岐の五大師展 弘法・道興・法光・智証・理源
香川県文化会館	1984	音丸耕堂回顧展
香川県文化会館	1988	四国八十八カ所秘宝展 四国四県共同企画
香川県文化会館	1997	「日本のわざと美」展 - 重要無形文化財とそれを支える人々 -
香川県歴史博物館	1994	松平家歴史資料展
香川県歴史博物館	1995	香川県歴史博物館(仮称)新収蔵資料展
香川県歴史博物館	1996	歴史博物館整備に伴う資料調査概報 平成6年度
香川県歴史博物館	1997	歴史博物館整備に伴う資料調査概報 平成7年度
香川県歴史博物館	1998	歴史博物館整備に伴う資料調査概報 平成8年度・平成9年度
香川県歴史博物館	1996	歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録 平成5・6年度
香川県歴史博物館	1997	歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録 平成7年度
香川県歴史博物館	1998	歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録 平成8年度
香川県歴史博物館	1999	歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録 平成9年度
香川県歴史博物館	2003	資料調査概報平成10年度・平成11年度・平成12年度
香川県歴史博物館	2004	資料調査概報 - 平成13年度・平成14年度 -
香川県歴史博物館	2000	収蔵資料目録 - 平成10年度 -
香川県歴史博物館	2001	収蔵資料目録 - 平成11年度 -
香川県歴史博物館	2003	収蔵資料目録 - 平成12年度 -
香川県歴史博物館	2004	収蔵資料目録 - 平成13・14年度(1) -
香川県歴史博物館	2005	収蔵資料目録 - 平成14年度(2) -
香川県歴史博物館	2006	収蔵資料目録 - 平成15年度 -
香川県歴史博物館	2007	収蔵資料目録 - 平成16年度 -
香川県歴史博物館	2008	収蔵資料目録 - 平成17年度 -
香川県歴史博物館	1999	松平家歴史資料目録Ⅰ 高松松平家の書跡
香川県歴史博物館	2003	松平家歴史資料目録Ⅱ 絵画Ⅰ
香川県歴史博物館	2004	松平家歴史資料目録Ⅲ 絵画Ⅱ
香川県歴史博物館	1995~1997	かがわ今昔 歴史へのいざない 香川県歴史博物館(仮称)新収蔵資料展 平成7~9年度 かがわ今昔
香川県歴史博物館	2003	香川県歴史博物館 総合案内 かがわ今昔 - 香川の歴史と文化 -
香川県歴史博物館	1995~1999	歴史博物館準備室だより Vol.1~9
香川県歴史博物館	2000~2008	香川県歴史博物館NEWS Vol.1~34
香川県歴史博物館	2000~2008	香川県歴史博物館部門提示解説シート No.1~138
香川県歴史博物館	2001~2007	香川県歴史博物館年報 第1~8号
香川県歴史博物館	2005~2008	調査研究報告 第1~4号
香川県歴史博物館	2001~2004	衆鱗図 第一~四帖
香川県歴史博物館	2005	高松松平家所蔵 衆鱗図 研究編
香川県歴史博物館	2005	高松松平家所蔵 衆禽画譜
香川県歴史博物館	2007	高松松平家所蔵 衆芳画譜 葉草 第二
香川県歴史博物館	2008	高松松平家所蔵 衆芳画譜 葉木 第三
香川県歴史博物館	1999	本山寺総合資料調査報告書
香川県歴史博物館	2000	「発掘された日本列島2000 新発見考古速報展」地域展示図録とれたて! 香川の発掘最前線 -
香川県歴史博物館	2000	徳川御三家展 開館記念特別展
香川県歴史博物館	2001	香川の名宝展 国宝誕生100年記念
香川県歴史博物館	2002	知識の森へ行こう! ~ 夏休み子ども博物館 ~
香川県歴史博物館	2002	久米栄左衛門 ~ 創造と開発の生涯 ~
香川県歴史博物館	2002	特別展「あの世・妖怪・占い - 異界万華鏡 -」展 地域展図録 讃岐異界探訪
香川県歴史博物館	2003	特別展 源平合戦とその時代
香川県歴史博物館	2004	金刀比羅宮と桜 特別公開 桜樹木地蔵絵
香川県歴史博物館	2005	時代をつなぐ写真

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
香川県歴史博物館	2006	創建1200年 空海誕生の地 善通寺
香川県歴史博物館	2007	瀬戸内海をクジラが泳いだ
香川県歴史博物館	2007	特別展 海に開かれた都市 ～高松・港湾都市900年のあゆみ～
香川県立ミュージアム	2008	香川県歴史博物館年報 第9号(平成19年度)
香川県立ミュージアム	2009	香川県立ミュージアム 歴史展示案内 かがわ今昔 -香川の歴史と文化-
香川県立ミュージアム	2009～2020	収蔵資料目録1～11
香川県立ミュージアム	2009～2020	香川県立ミュージアム年報 第1～11号
香川県立ミュージアム	2009～2020	ミュージアム 調査研究報告 第1～11号
香川県立ミュージアム	2008～2020	The Kagawa Museum NEWS No1～48
香川県立ミュージアム	2008～2020	香川県立ミュージアム企画展示解説シート No.1～111
香川県立ミュージアム	2016	高松松平家歴史資料目録Ⅳ 能面 能楽器
香川県立ミュージアム	2017	高松松平家歴史資料目録Ⅴ 刀剣 刀装具
香川県立ミュージアム	2018	高松松平家歴史資料目録Ⅵ 武器・武具
香川県立ミュージアム	2010	高松松平家博物図譜 衆芳画譜 花卉 第四
香川県立ミュージアム	2011	高松松平家博物図譜 衆芳画譜 花果 第五
香川県立ミュージアム	2012	高松松平家博物図譜 写生画帖 菜蔬
香川県立ミュージアム	2014	高松松平家博物図譜 写生画帖 雑木
香川県立ミュージアム	2015	高松松平家博物図譜 写生画帖 雑草
香川県立ミュージアム	2008	静かなる情熱 藤川勇造とロダンの美
香川県立ミュージアム	2008	備讃における工芸のあゆみ 幕末・明治から現代へ
香川県立ミュージアム	2009	近くてなつかしい 昭和展 夢・希望・未来を見つめた日々
香川県立ミュージアム	2009	徳川四天王 井伊家の至宝展 -関ヶ原から幕末まで・武と風雅の歴史絵巻-
香川県立ミュージアム	2009	わくわくどうぶつえん! 夏休み子どもミュージアム
香川県立ミュージアム	2010	東京国立近代美術館工芸館所蔵名品展 輝くわざと美 日本工芸のいま
香川県立ミュージアム	2010	平山郁夫展
香川県立ミュージアム	2010	発掘された日本列島2010&香川の発掘最前線
香川県立ミュージアム	2011	語りかける彫刻 速水史朗展
香川県立ミュージアム	2011	四宮金一 未来に漂流するわたしたち
香川県立ミュージアム	2011	夏休み子どもミュージアムつなげてひろげて紙から生まれた不思議 秋山たいけいのからくり 展覧会報告書
香川県立ミュージアム	2011	ふるさとの汽車と電車そして連絡船 昭和と大鉄道展
香川県立ミュージアム	2012	特別展 丸亀京極家-名門大名の江戸時代-
香川県立ミュージアム	2012	フランス絵画200年 光と風景 ミレー・コロッセそしてモネ・ルノワールへ
香川県立ミュージアム	2014	日本近代洋画への道 山岡コレクションと高橋由一の名品を中心に
香川県立ミュージアム	2013	たのしむ日本美術 サントリー美術館コレクション
香川県立ミュージアム	2013	いとうるわし。日本の美 京都国立博物館名品展
香川県立ミュージアム	2013	カオスと素心の世界 池川敏幸・谷本重義
香川県立ミュージアム	2014	空海の足音 四国へんろ展 香川編
香川県立ミュージアム	2014	生誕百年門脇俊一展
香川県立ミュージアム	2014	美術は友だち ミュージアム大コレクション展
香川県立ミュージアム	2015	香川県立ミュージアム所蔵美術作品目録
香川県立ミュージアム	2015	高松藩主松平家墓所調査報告書
香川県立ミュージアム	2016	香川県美術展覧会80周年記念誌 県展への「想い」と「期待」
香川県立ミュージアム	2016	香川漆芸美術展 その始まりと今
香川県立ミュージアム	2016	西日本の背負運搬具コレクション目録
香川県立ミュージアム	2017	クロスポイント 交差する視線—20の表現
香川県立ミュージアム	2017	クロスポイント 交差する視線—20の表現[記録集]
香川県立ミュージアム	2017	讃岐びと・時代を動かす -地方豪族が見た古代世界-
香川県立ミュージアム	2018	香川県立ミュージアム10周年記念コレクション展 目からうろこのミュージアム
香川県立ミュージアム	2019	香川県陶芸協会創立50周年記念展 やきものが好き!! アートも好き。
香川県立ミュージアム	2019	自然に挑む 江戸の超グラフィック 高松松平家博物図譜
香川県立ミュージアム	2019	祭礼百態
香川県立ミュージアム	2019	日本建築の自画像
香川県立ミュージアム	2020	「自画像」は、どう探求されたか 特別展「日本建築の自画像 探求者たちのもの語り」記録集
香川県立ミュージアム	2020	白馬のゆくえ 小林萬吾と日本洋画50年
瀬戸内海歴史民俗資料館	1977	瀬戸内海歴史民俗資料館収蔵品特集
瀬戸内海歴史民俗資料館	1980	瀬戸内海歴史民俗資料館要覧
瀬戸内海歴史民俗資料館	1982	瀬戸内海歴史民俗資料館資料図録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1986	瀬戸内海歴史民俗資料館総合案内
瀬戸内海歴史民俗資料館	1994	瀬戸内海歴史民俗資料館総合案内
瀬戸内海歴史民俗資料館	1974	瀬戸内海歴史民俗資料館展示品図録1
瀬戸内海歴史民俗資料館	1975	瀬戸内海歴史民俗資料館展示品図録2
瀬戸内海歴史民俗資料館	1976～2008	瀬戸内海歴史民俗資料館年報 第1～32号
瀬戸内海歴史民俗資料館	1979～1983	瀬戸内の海事史資料調査報告 第1～5集
瀬戸内海歴史民俗資料館	1984～2008	瀬戸内海歴史民俗資料館紀要 第1～20号
瀬戸内海歴史民俗資料館	1975～1994	復刻版 瀬戸内海歴史民俗資料館だより 1号～65号
瀬戸内海歴史民俗資料館	1978	讃岐国阿野郡北青海村渡邊家文書の概要
瀬戸内海歴史民俗資料館	1977	瀬戸内海及びその周辺地域の漁撈用具収蔵目録

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
瀬戸内海歴史民俗資料館	1978	瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具と習俗
瀬戸内海歴史民俗資料館	1979	瀬戸内の海上信仰調査報告(東部地域)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1980	瀬戸内の海上信仰調査報告(西部地域)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1981	本四架橋に伴う島しょ部民俗文化財調査報告(第1年次)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1982	本四架橋に伴う島しょ部民俗文化財調査報告(第2年次)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1986	瀬戸内の漁船・廻船と船大工調査報告(第1年次)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1987	瀬戸内の漁船・廻船と船大工調査報告(第2年次)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1988	瀬戸内の漁船・廻船と船大工調査報告(補遺)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1989	素材と民具
瀬戸内海歴史民俗資料館	1993	瀬戸内地方の船大工 重要有形民俗文化財指定の用具と技術
瀬戸内海歴史民俗資料館	1994	瀬戸内海の船図及び船大工用具 -重要有形民俗文化財報告書-
瀬戸内海歴史民俗資料館	1976	瀬戸内海地方先土器時代遺跡地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1977	四国地方経塚地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1978	瀬戸内海地方祭祀遺跡地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1978	考古資料収蔵目録1 縄文時代編・図版解説付
瀬戸内海歴史民俗資料館	1979	四国地方古瓦出土地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1980	考古資料目録・古瓦編
瀬戸内海歴史民俗資料館	1982	四国の古代窯業遺跡地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1983	讃岐青銅器図録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1986	香川県鉄器出土遺跡地名表
瀬戸内海歴史民俗資料館	1992~1993	瀬戸内地方出土土錘調査報告書1・2
瀬戸内海歴史民俗資料館	1975	歴史収蔵資料目録1 佐伯家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1977	歴史収蔵資料目録2 讃岐国阿野郡北青海村渡邊家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1978	歴史収蔵資料目録3 讃岐国香川郡御料直嶋三宅家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1979	歴史収蔵資料目録4 讃岐国松平讃岐守領内諸家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1980	歴史収蔵資料目録5 讃岐国京極家並御料内諸家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1981	歴史収蔵資料目録6 讃岐国豊田郡井関村佐伯家文書目録補遺
瀬戸内海歴史民俗資料館	1982	歴史収蔵資料目録7 讃岐国三野郡箱浦勝間屋森家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1983	歴史収蔵資料目録8 讃岐国大内郡水主村大山家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1986	歴史収蔵資料目録9 讃岐国大内郡引田村日下家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1986	歴史収蔵資料目録10 讃岐国香川郡東岡村丸岡家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1988	歴史収蔵資料目録11 讃岐国松平讃岐守領内諸家文書目録(二)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1988	歴史収蔵資料目録12 讃岐国鶴足郡岡田上村木村家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1989	歴史収蔵資料目録13 松浦正文庫目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1990	歴史収蔵資料目録14 讃岐国山田郡三谷村漆原家文書目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	歴史収蔵資料目録15 讃岐国香川郡御料直嶋三宅家文書目録補遺
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	歴史収蔵資料目録16 讃岐国京極家並御料内諸家文書目録2
瀬戸内海歴史民俗資料館	1993	歴史収蔵資料目録17 草薙金四郎文庫目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	1994	歴史収蔵資料目録18 讃岐国松平讃岐守領内諸家文書目録(三)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1995	歴史収蔵資料目録19 武田 明文庫目録
瀬戸内海歴史民俗資料館	2006	歴史収蔵資料目録20 讃岐国阿野郡北高屋村三野家文書目録補遺II
瀬戸内海歴史民俗資料館	2008	歴史収蔵資料目録21 岸本家収集資料目録補遺
瀬戸内海歴史民俗資料館	1990	香川県歴史の道調査報告第1集 丸亀「街道」調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1990	香川県歴史の道調査報告第2集 多度津「街道」調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1990	香川県歴史の道調査報告第3集 伊予「街道」調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	香川県歴史の道調査報告第4集 仏生山「街道」調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	香川県歴史の道調査報告第5集 金毘羅参詣道I調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	香川県歴史の道調査報告第6集の(一) へんろ道調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1991	香川県歴史の道調査報告第6集の(二) へんろ道調査報告書(資料篇)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1992	香川県歴史の道調査報告第7集 金毘羅参詣道II調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1992	香川県歴史の道調査報告第8集 阿波「街道」調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1993	香川県歴史の道調査報告第9集 峠の道調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1993	香川県歴史の道調査報告 第10集 讃岐国往還調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	1993	香川県歴史の道調査報告 第11集 海の道調査報告書
瀬戸内海歴史民俗資料館	2003	開館30周年記念史 昭和48年度(1973)~平成15年度(2003)
瀬戸内海歴史民俗資料館	1995	瀬戸内海のくらしと文化 展示案内
瀬戸内海歴史民俗資料館	1998	香川県の民俗芸能 -平成8・9年度 香川県民俗芸能緊急調査報告書-
瀬戸内海歴史民俗資料館	1999	瀬戸内ひともの 五色台の窓から
瀬戸内海歴史民俗資料館	2005	風と潮のローマンス 海から寄り着いたモノたちが語りかける世界
瀬戸内海歴史民俗資料館	2006	木と人のものがたり 木の力・技・知恵
瀬戸内海歴史民俗資料館	2007	備讃瀬戸漁場のヤマアテ習俗
瀬戸内海歴史民俗資料館	2017~2020	瀬戸内海歴史民俗資料館企画展示シート Vol.H29.1~R2.1
瀬戸内海歴史民俗資料館友の会	1979~1994	瀬戸内海歴史民俗資料館だより 友の会だより 1号~55号
(財)香川県埋蔵文化財調査センター	1989~2003	財団法人香川県埋蔵文化財調査年報 1988年度~平成14年度
(財)香川県埋蔵文化財調査センター	1993~2004	(財)香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要 I~XI
(財)香川県埋蔵文化財調査センター	1995	讃岐 -あゆみ・わざ・ちえ-
(財)香川県埋蔵文化財調査センター	1999	讃岐 II -こしかた・ゆくすえ-
香川県埋蔵文化財センター	2005~2011	香川県埋蔵文化財センター研究紀要 I~VII
香川県埋蔵文化財センター	2005~2019	香川県埋蔵文化財センター年報 平成15年度~平成30年度
香川県埋蔵文化財センター	1991~2020	いにしへの讃岐 創刊号~第104号

発行所/編集機関名	発行年	報告書等名
香川県埋蔵文化財センター	2010	讃岐国府跡を探る
香川県埋蔵文化財センター	2011	讃岐国府の時代
香川県埋蔵文化財センター	2011	讃岐国府跡探索事業 平成21・22年度 地形・地名調査報告
香川県埋蔵文化財センター	2013	讃岐国府跡探索事業 平成23・24年度 地形・地名調査報告 讃岐国府跡の既往の調査結果の再検討 穴薬師(綾織塚)古墳の確認調査
香川県埋蔵文化財センター	2013	讃岐国府ミステリーハンターの参加活動 讃岐国府跡探索事業ボランティア調査員(2009年度～2012年度)
香川県埋蔵文化財センター	2017	讃岐の南海道を歩く-ミステリーハンター-
香川県埋蔵文化財センター	2018	讃岐国府ミステリーハンターの参加活動 讃岐国府跡探索事業ボランティア調査員(2013年度～2017年度)
香川県立文書館	1994～2020	香川県立文書館だより創刊号～第25号
香川県立文書館	1997～2020	香川県立文書館紀要 第1～23号
香川県立文書館	1994	香川県における修史事業と文書館
香川県立文書館	1995	楽・祈・演 讃岐の伝統芸能の歴史へ 一つのアプローチ
香川県立文書館	1995	香川県立文書館収蔵文書目録第1集 別所家文書目録
香川県立文書館	1996	香川県立文書館収蔵文書目録第2集 山下家文書目録
香川県立文書館	2002	香川県立文書館収蔵文書目録第6集 佐野家文書目録
香川県立文書館	2004	香川県立文書館収蔵文書目録第7集 香川家文書目録
香川県立文書館	2005	香川県立文書館収蔵文書目録第8集 讃岐国大内郡松原村正木家文書目録
香川県立文書館	2006	香川県立文書館収蔵文書目録第9集 讃岐国鶴足郡造田村西村家文書目録
香川県立文書館	2007	香川県立文書館収蔵文書目録第10集 讃岐国阿野郡南川東村稲毛家文書目録
香川県立文書館	2008	香川県立文書館収蔵文書目録第11集 讃岐国多度郡新町村富井家文書目録
香川県立文書館	2009	香川県立文書館収蔵文書目録第12集 讃岐国高松松平家中 小夫家文書目録 小夫孝之助家文書目録
香川県立文書館	2010	香川県立文書館収蔵文書目録第13集 讃岐国大内郡馬宿村八木家文書目録
香川県立文書館	2012	香川県立文書館収蔵文書目録第14集 讃岐国三野郡羽方村森家文書目録
香川県立文書館	2013	香川県立文書館収蔵文書目録第15集 讃岐国那珂郡今津村横井家文書目録
香川県立文書館	2014	香川県立文書館収蔵文書目録第16集 讃岐国那珂郡今津村横井家文書目録
香川県立文書館	2015	香川県立文書館収蔵文書目録第17集 讃岐国那珂郡今津村横井家文書目録
香川県立文書館	2016	香川県立文書館収蔵文書目録第18集 大矢家文書目録(1)
香川県立文書館	2017	香川県立文書館収蔵文書目録第19集 大矢家文書目録(2)
香川県立文書館	2018	香川県立文書館収蔵文書目録第20集 大矢家文書目録(3)
香川県立文書館	2019	香川県立文書館収蔵文書目録第21集 大矢家文書目録(4)
香川県立文書館	2020	香川県立文書館収蔵文書目録第22集 大矢家文書目録(5)
香川県立文書館	1998	香川県立文書館史料集1 高松藩御令條之内書抜 上巻
香川県立文書館	1999	香川県立文書館史料集2 高松藩御令條之内書抜 下巻
香川県立文書館	2015	香川県立文書館史料集3 丸亀京極家御連枝日記
香川県立文書館	2017	香川県立文書館史料集4 年来実録 河口友右衛門日記 日誌(丸亀歩兵十二連隊) 関東大震災の際遭難した香川県民の手記
香川県自然科学館	1979～2005	香川県自然科学館研究報告第1～26巻

表紙写真

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| A 重要文化財 木造千手観音立像（聖通寺 宇多津町）
金井杜道撮影 | I 重要無形民俗文化財 生里のモモチ（三豊市） |
| B 国宝 神谷神社本殿（坂出市） | J 重要文化財 旧金毘羅大芝居（琴平町） |
| C 天然記念物 絹島および丸亀島（東かがわ市） | K 県指定天然記念物 熊野神社の二本杉（三木町） |
| D 重要無形民俗文化財 滝宮の念仏踊（綾川町） | L 重要有形民俗文化財 中山の舞台（小豆島町） |
| E 特別天然記念物 宝生院のシンパク（土庄町） | M 重要文化財 豊稔池堰堤（観音寺市） |
| F 重要文化財 絹本著色星曼荼羅図（道隆寺 多度津町） | N 特別名勝 栗林公園（高松市） |
| G 史跡 喜兵衛島製塩遺跡（直島町） | O 史跡 丸亀城跡（丸亀市） |
| H 重要文化財 細川家住宅（さぬき市） | P 名勝 満濃池（まんのう町） |
| | Q 国宝 金銅錫杖頭（善通寺市） |

裏表紙側

	B	D		G	I		L		O	
A			F			K		N		Q
	C	E		H	J		M		P	

表紙側

香川県文化財保存活用大綱

2020年（令和2年）12月策定

2021年（令和3年）2月28日 発行

編集 香川県教育委員会事務局

香川県高松市天神前6-1

Tel 087-832-3786

発行 香川県・香川県教育委員会

印刷 ワールド印刷株式会社